

第3期

福知山市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

福知山市

は じ め に

我が国においては、人口減少や出生率の低下により急速に少子高齢社会が進行しており、社会経済全体に大きな影響を与えています。さらに、児童虐待相談件数の増加や子どもの貧困、不登校、ヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境も年々変化をしています。

こうした状況の中、国においては、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として令和5年4月にこども基本法が施行され、あわせて、新たな行政機関としてこども家庭庁が発足し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進しています。

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画として、平成27年3月に「福知山市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「子どもの貧困対策」に関連する状況や施策などを盛り込んだ「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」をそれぞれ策定し、子育て支援施策を推進してきました。

この度、第2期計画が最終年度を迎えるにあたって、これまでの進捗状況や成果、課題、そして本市の子どもを取り巻く現状などを踏まえ、子ども・子育て支援の施策の方向性や目標等を示す「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定しました。本計画は、行政だけでなく、家庭・地域・学校・企業などがそれぞれの特性を活かし、連携・協働を図りながら子育て支援の充実を図るものです。子どもをまんやかに、多様な世代や地域が関わり合い、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支えるまちをめざし、子育て施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました福知山市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やヒアリングへの御協力、パブリックコメントを通じて貴重な御意見を寄せてくださいました市民の皆様、そして関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

福知山市長 大橋 一夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 人口・世帯数の推移	3
2 幼稚園・保育園・認定こども園の状況	7
3 小学校・中学校の状況	10
4 障害のある子どもの状況	11
5 要保護児童対策地域協議会における虐待等進行管理の状況	12
6 就労の状況	13
8 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の体系	26
3 計画の基本目標	27
第4章 施策の内容	29
基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！	29
基本目標2 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！	34
基本目標3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！	39
基本目標4 安心・安全な子育て環境をつくれます！	43
第5章 子どもの貧困対策	52
基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！	52
1 子どもの貧困 基本的な考え方	52
2 調査等の結果について	52
3 施策の内容	57
第6章 子ども・子育て支援事業の内容	64
1 提供区域の設定	64
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67
第7章 計画の推進体制	76
1 計画の進行管理	76
2 行政の推進体制	76
3 連携・協働体制	77

資 料 編	78
1 福知山市子ども・子育て会議条例	78
2 福知山市子ども・子育て会議委員等名簿	80
3 福知山市子ども・子育て会議開催経過	80
4 福知山市子ども・子育て支事業援計画の策定に係る 子育てニーズアンケート調査結果概要	81
5 ヒアリング調査の概要	89

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国においては、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化などの施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談件数や不登校件数の増加など子どもを取り巻く状況は深刻化しています。日本国憲法および児童の権利に関する条約※の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。あわせて、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有した新たな行政機関としてこども家庭庁が発足し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進しています。

さらに、令和6年にはこども基本法に基づき策定した政府指針「こども大綱」の記述を踏まえて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

本市では、平成17年3月に「福知山市次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月に「福知山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきました。平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートし、平成27年3月に「福知山市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「子どもの貧困対策」に関連する状況や施策などを盛り込み「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、施策に取り組んできました。令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、福知山市の子どもを取り巻く現状や「第2期計画」の進捗状況などを踏まえ、子ども・子育て支援の施策の方向性や目標等を示す「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の第3期計画として策定します。なお、本計画は、少子化対策とも関わりをもつため、次世代育成支援対策推進法に基づく「福知山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。また、貧困対策に関する事項は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づくものです。

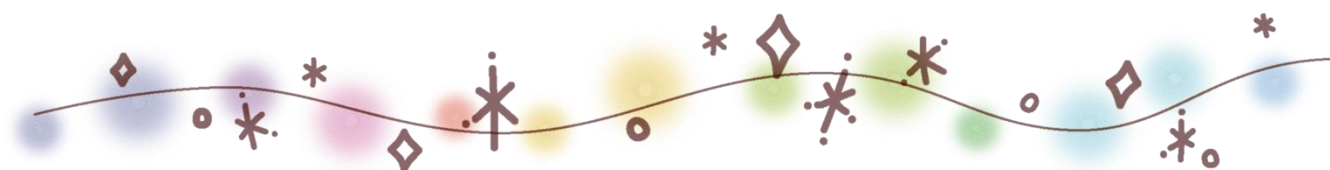
また、本計画は、上位計画である「まちづくり構想 福知山」と「第4次福知山市地域福祉計画」、「第7期福知山市障害福祉計画及び第3期福知山市障害児福祉計画」、「第2次福知山市自殺対策計画」その他関連計画との整合を図りながら策定するものです。計画策定後も、社会情勢の著しい変化が生じた場合は、必要に応じて修正・見直しを行います。

※児童の権利に関する条約：国際人権規約において定められている権利を児童について説明し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
評価・次期計画策定		第2期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画														
							第3期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画									
												(予定) 第4期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画				



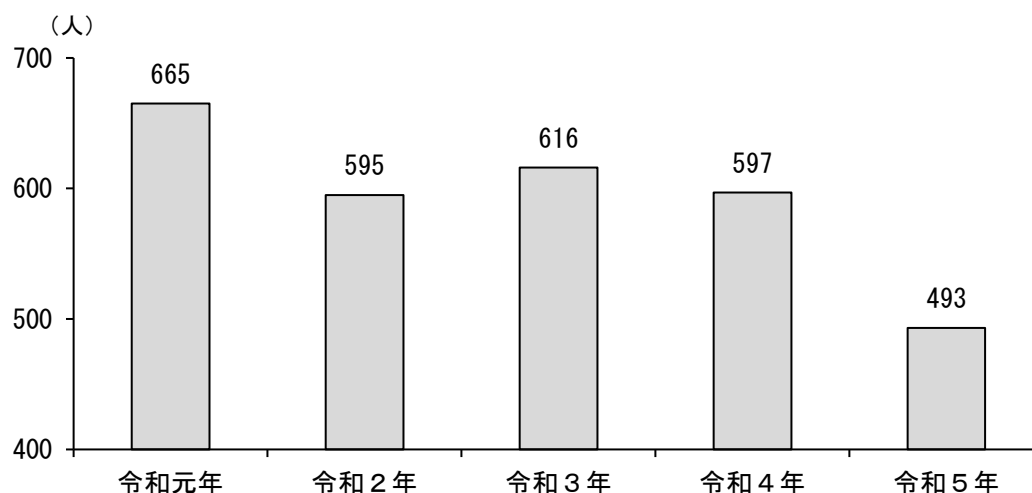
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯数の推移

(1) 出生数の推移

本市における出生数は減少傾向にあり、令和5年では493人となっています。

■出生数の推移



資料：市統計書、市民課

(2) 合計特殊出生率の動向

合計特殊出生率は、全国や京都府では平成27年以降減少傾向にあります。本市では平成25年から平成29年で2.02、平成30年から令和4年で1.84と減少傾向にあります。国や府よりも高い水準となっています。

■合計特殊出生率の推移（資料：国勢調査）

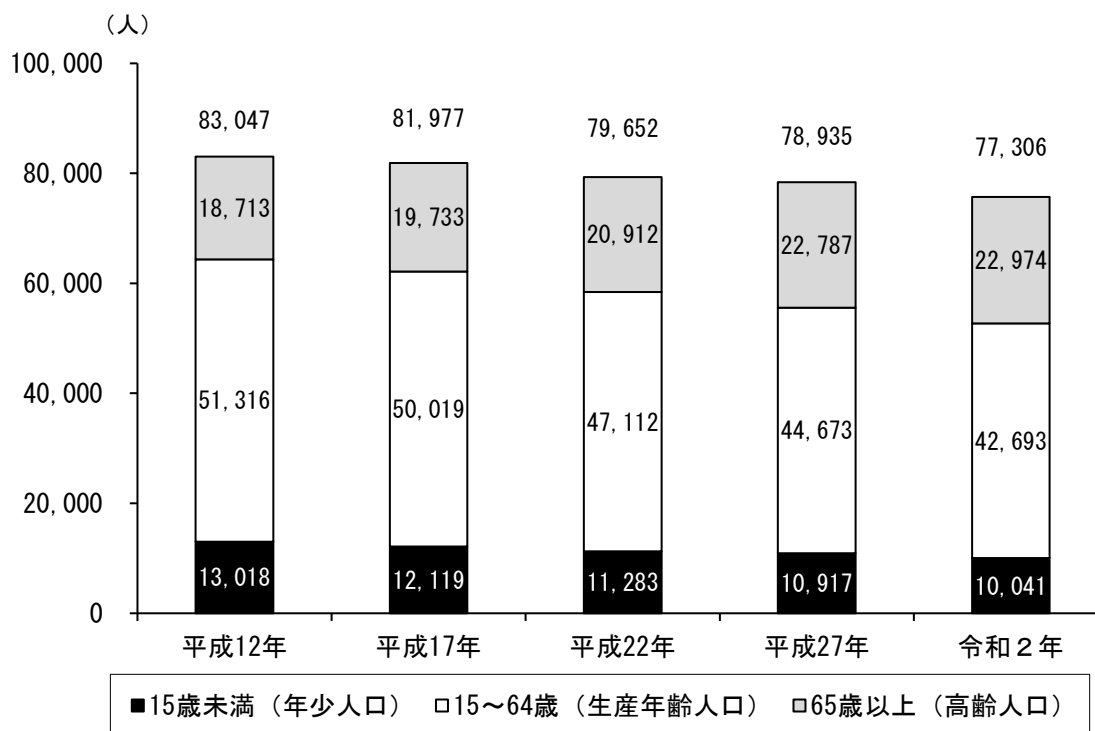
	全国	京都府	福知山市
平成25年	1.43	1.26	2.02 (平成25年～平成29年の統計値)
平成26年	1.42	1.24	
平成27年	1.45	1.35	
平成28年	1.44	1.34	
平成29年	1.43	1.31	
平成30年	1.42	1.29	1.84 (平成30年～令和4年の統計値)
令和元年	1.36	1.25	
令和2年	1.33	1.26	
令和3年	1.03	1.22	
令和4年	1.26	1.18	

資料：国勢調査

(3) 人口の推移

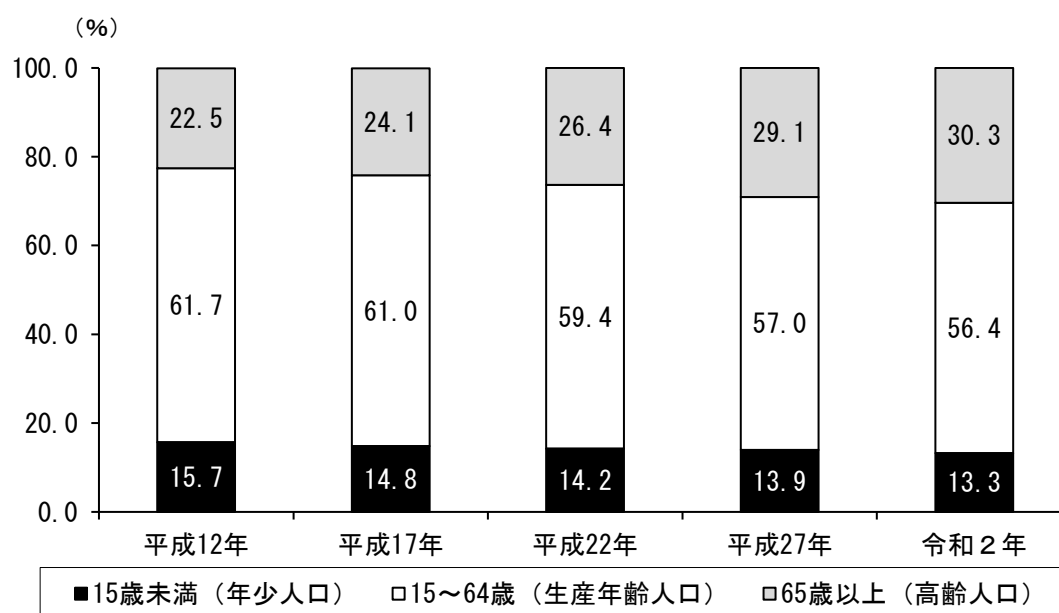
本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっています。令和2年の年齢3区分別人口構成割合にみると、65歳以上は30.3%と増加している一方、15歳未満は13.3%に減少しており、少子高齢化が進行していることが分かります。

■総人口及び3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■3区分別人口構成割合の推移

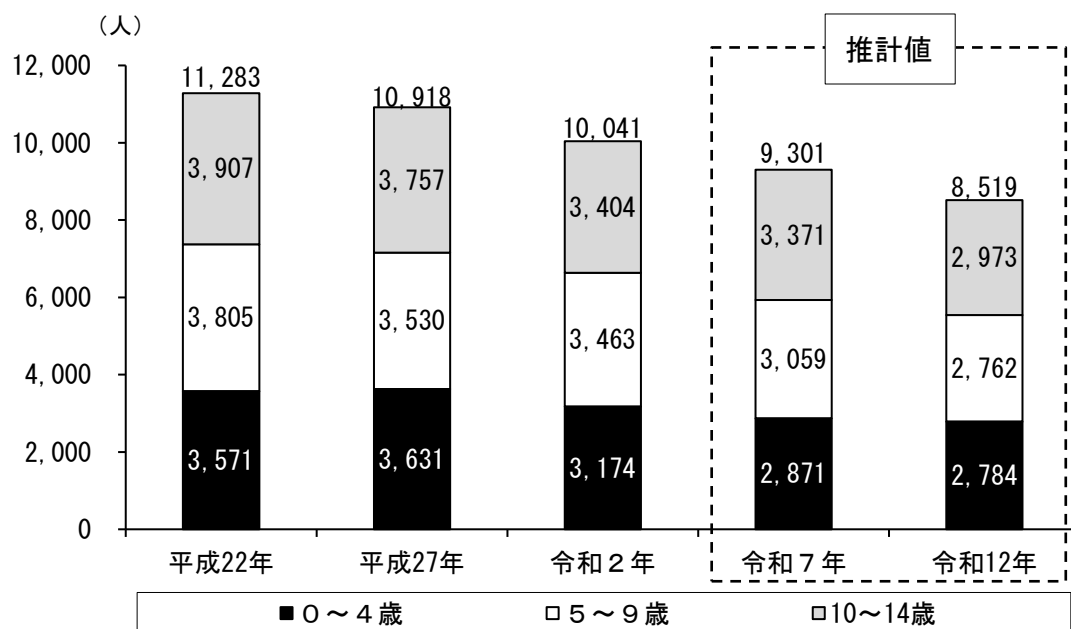


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口推移・推計

本市の15歳未満の年少人口の推移をみると減少傾向となっています。今後の推計値もさらに減少傾向が見込まれます。

■子どもの人口推移・推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

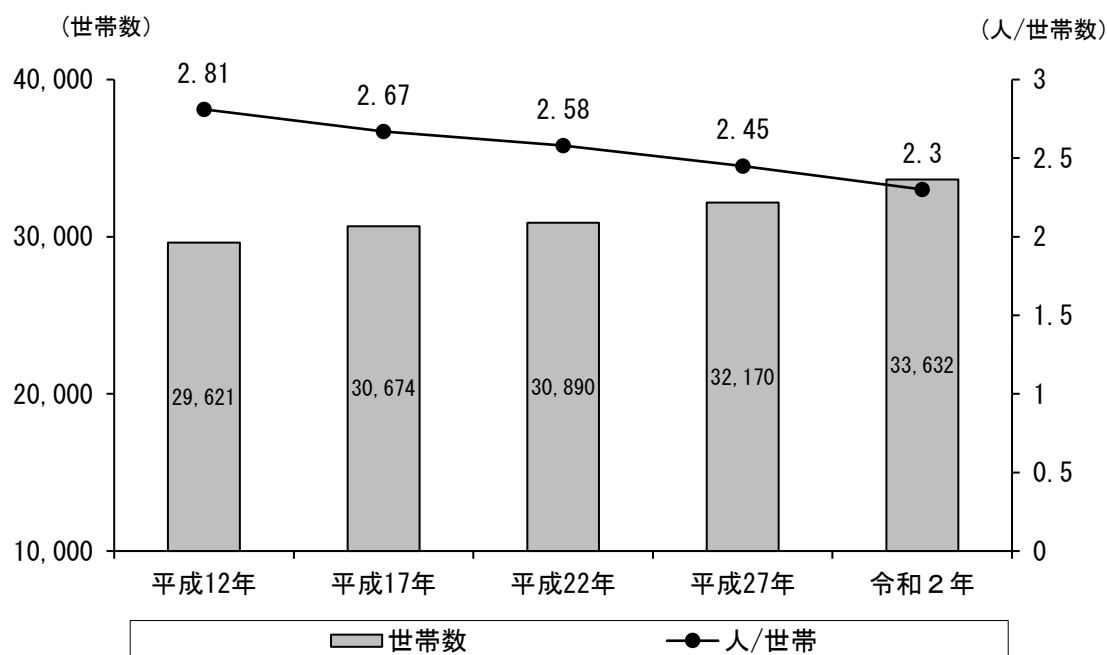


（５）世帯数の推移

本市の世帯の状況をみると、核家族化の進行などにより、総人口が減少しているにも関わらず世帯数は増加しています。それに伴い、平均世帯人員は減少しています。

また、核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯やひとり親世帯の割合が増加しています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

■世帯の種類別世帯数

(世帯)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	30,790	32,065	33,528
うち核家族世帯数	17,818	18,216	18,373

資料：国勢調査

※「一般世帯」とは、学校の寮の学生、病院等の入院者、矯正施設の入所者等からなる「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。グラフは、「一般世帯」と「施設等の世帯」を合わせたものです。

■核家族世帯の世帯数

(世帯)

		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
		世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
核家族世帯数	夫婦のみ	7,187	40.3	7,370	40.5	7,616	41.5
	夫婦＋子	8,140	45.7	8,232	45.2	7,996	43.5
	ひとり親＋子	2,491	14.0	2,614	14.3	2,761	15.0

資料：国勢調査

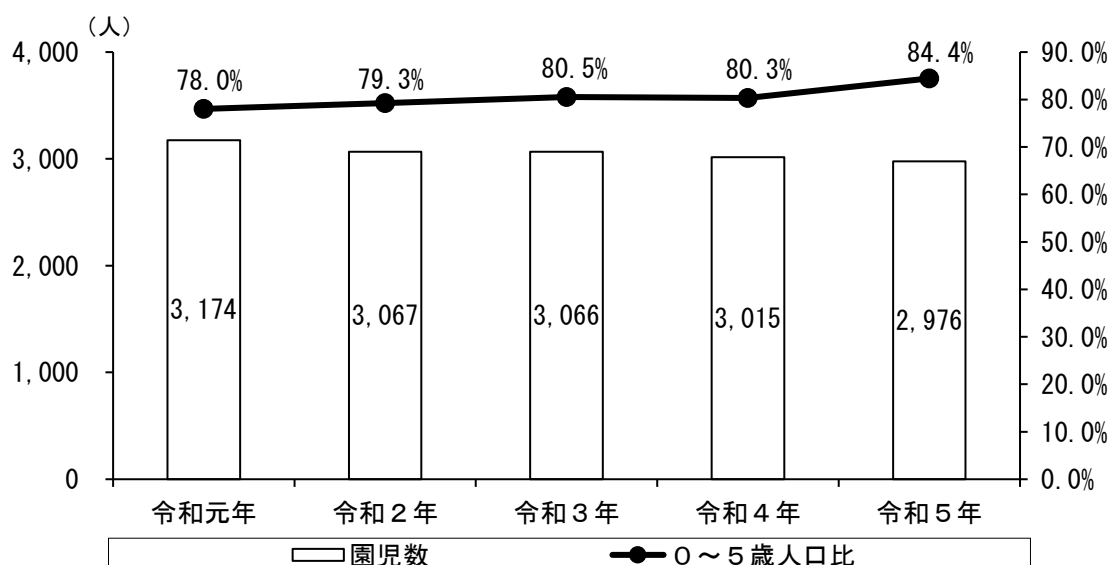
2 幼稚園・保育園・認定こども園の状況

(1) 就学前人口における園児数の推移

本市の園児数の推移をみると、総園児数は減少傾向となっています。

幼稚園・保育園・認定こども園の園児数の就学前（0～5歳）人口に占める比率は、令和5年に84.4%となり、令和元年以降で最も高くなっています。

■園児数の推移



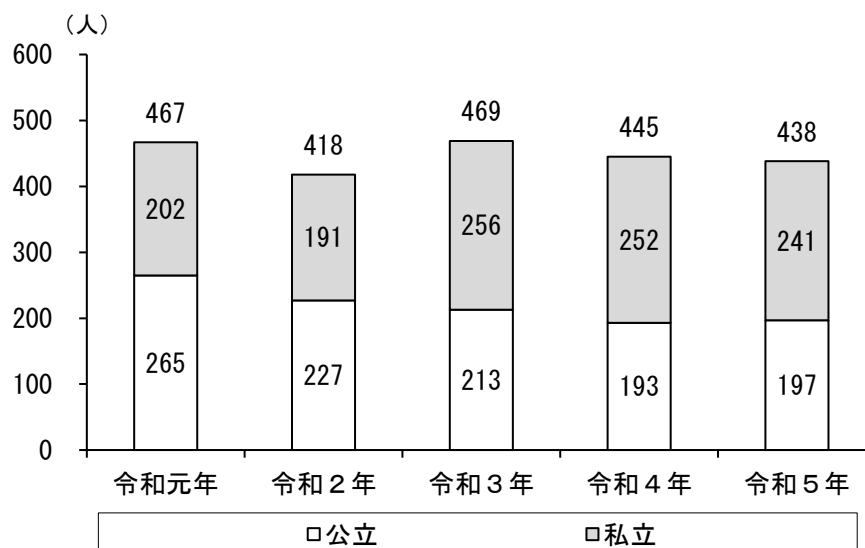
資料：子ども政策室（各年度、幼稚園5月1日、保育園3月1日現在）、市統計書

(2) 1号認定（3～5歳 教育認定）の園児数の推移

令和5年4月現在、本市には公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認定こども園8園、公立認定こども園3園があります。

総園児数は令和5年で438人になっており、減少傾向にあります。

■1号認定（3～5歳 教育認定）の園児数の推移

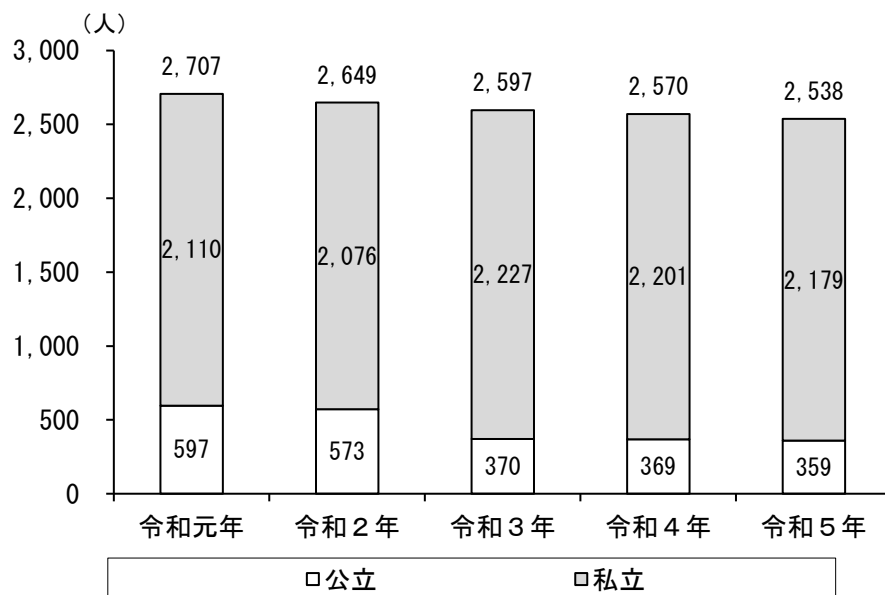


資料：子ども政策室（各年度5月1日現在）

(3) 2・3号認定(0～5歳 保育認定)の園児数の推移

令和5年4月現在、本市には公立保育園3園、私立保育園・認定こども園21園、小規模保育所6園の保育園があり、すべての園において0歳児からの保育を実施しています。総園児数は令和5年で2,538人になっており、減少傾向にあります。

■公立・私立別2・3号認定(0～5歳 保育認定)入園児童数の推移

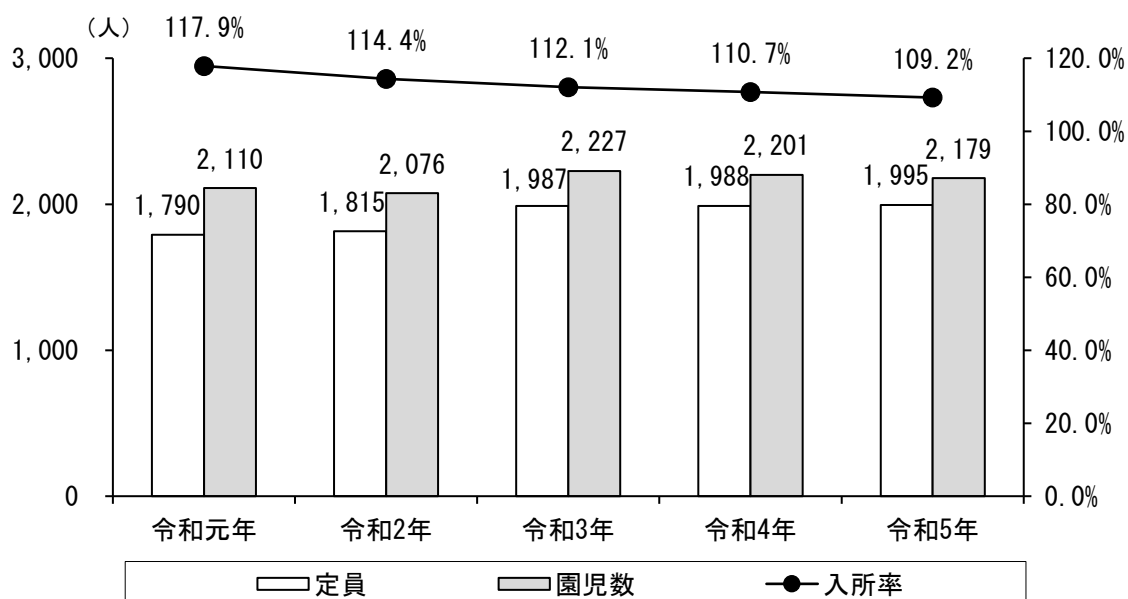


資料：子ども政策室(各年度3月1日現在)

(4) 2・3号認定(0～5歳 保育認定)の定員・園児数・入所率の推移

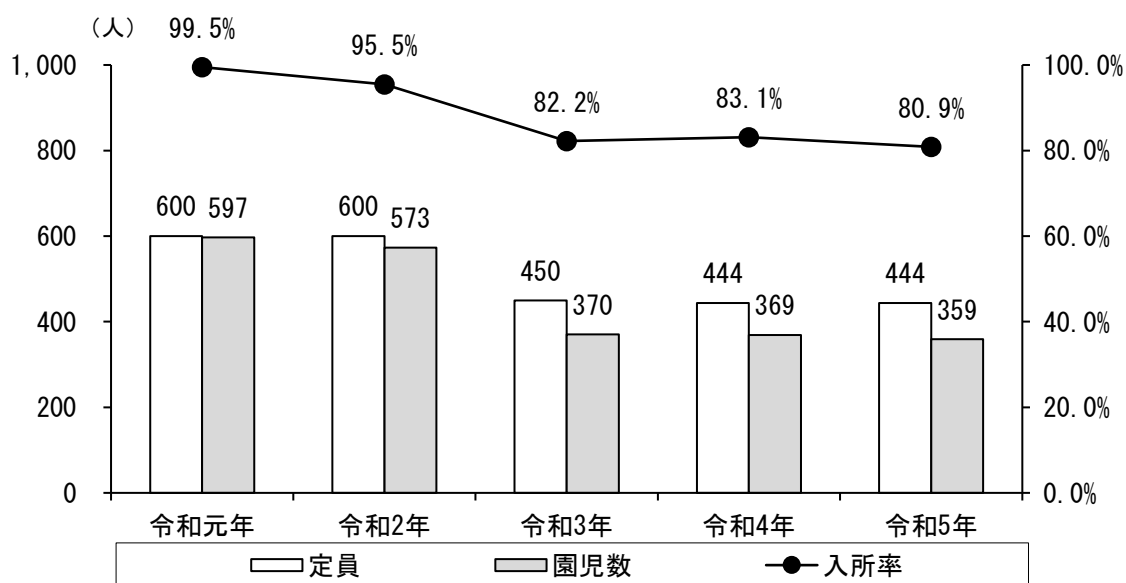
本市の保育園における定員・園児数・入所率をみると、私立保育園では定員より園児数が上回っており、公立保育園では定員より園児数が下回る傾向となっています。

■私立2・3号認定(0～5歳 保育認定)の定員・園児数・入所率の推移



資料：子ども政策室(各年度3月1日現在)

■公立2・3号認定（0～5歳 保育認定）の定員・園児数・入所率の推移



資料：子ども政策室（各年度3月1日現在）

（5）ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの状況については、依頼会員は大きく増加していますが、援助会員は微増となっています。また、自宅サポート、拠点サポートとも、令和5年の利用件数が大きく増加しています。

■ファミリー・サポート・センターの状況 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
依頼会員	305	349	404	460	483
援助会員	66	58	66	72	84
両方会員	44	17	25	26	33
合計	371	407	470	532	534

■ファミリー・サポート・センターの実活動件数 (件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自宅サポート	145	236	242	166	250
拠点サポート	125	92	98	122	270
合計	270	328	340	288	520

■送迎のみ (件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
送迎	191	367	451	390	407

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

3 小学校・中学校の状況

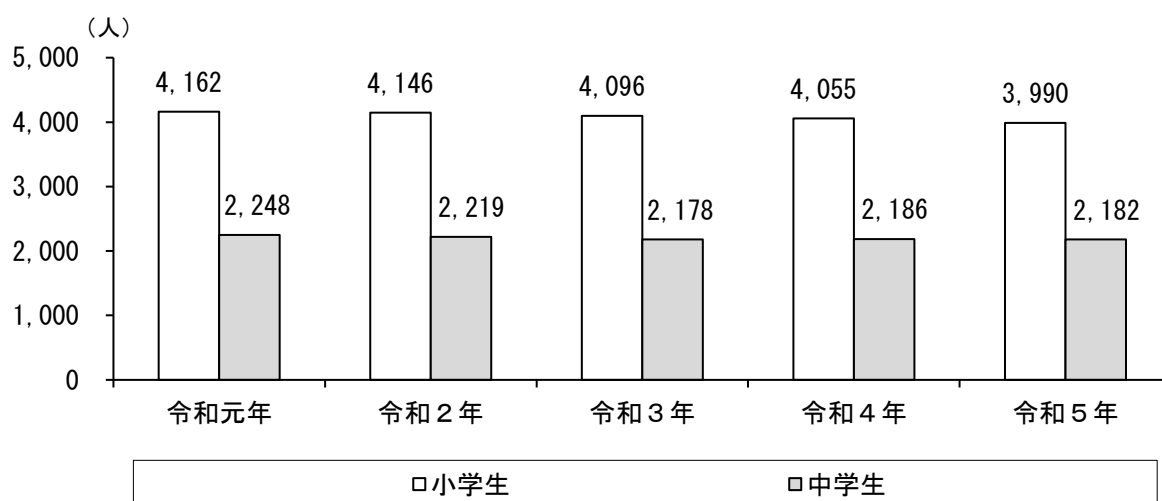
(1) 小学校・中学校の推移

令和5年4月現在、本市には私立校も含め、小学校14校、中学校11校があります。小学生数は微減傾向、中学生数は横ばいとなっています。

令和5年の福知山市立学校の生徒数は、小学生3,990人、中学生は2,182人となっています。

小1プロブレム※や中1ギャップ※が全国的に問題となっている今、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校の連携の強化など、幼児期から就学後にかけての一貫した育ちを支援する環境づくりが必要です。

■小中学生の推移



資料：学校基本調査

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

令和5年8月現在、全学区15児童クラブ開設しています。全児童クラブにおいて小学6年生までを受け入れており、待機児童はない状況です。

■放課後児童クラブの開設状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
開設クラブ数	17	16	15	15	15
開設学区数	19	16	14	14	14
登録児童(人)	1,441	1,402	1,405	1,480	1,519

資料：教育委員会（各年度8月1日時点）

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの児童が、集団行動がとれない・授業中席に座ってられない・話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

※中1ギャップ：明確な定義はありませんが、児童が小学校から中学校への進学において新しい環境に適応できず学習・生活に支障をきたし不登校等につながる状況。

4 障害のある子どもの状況

(1) 障害者手帳の所持者数の推移

障害者手帳の交付を受けると、様々なサービスや各種の割引・減免などを受けることができます。

令和5年度は身体障害者手帳所持者が60人、療育手帳所持者が173人となっています。

■身体障害者手帳所持者数（18歳未満） (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	2	2	3	4	3
聴覚・平衡機能	6	6	7	10	9
音声・言語 機能障害	0	0	0	0	0
肢体不自由	35	35	34	33	32
内部障害	15	15	14	15	16
合計	58	58	58	62	60

資料：障害者福祉課（各年度3月末日現在）

■療育手帳所持者数（18歳未満） (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	45	47	55	55	53
B（軽度）	106	111	106	107	120
合計	151	158	161	162	173

資料：障害者福祉課（各年度3月末日現在）

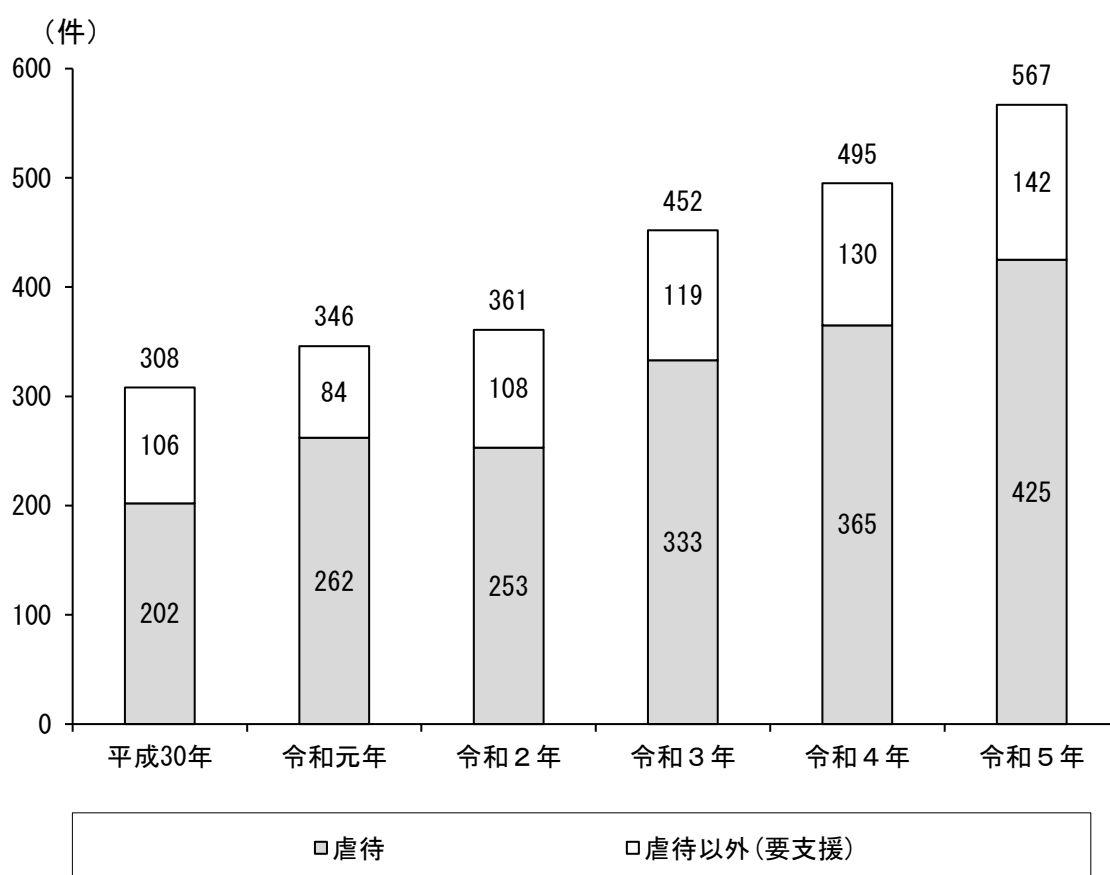
5 要保護児童対策地域協議会における虐待等進行管理の状況

(1) 児童虐待の受理件数

本市では令和5年度の児童虐待の受理件数が567件で、増加傾向にあります。

児童虐待の通告件数は全国的にも増加の一途をたどっています。全国の令和4年度の件数が増加した要因として、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えていること（令和3年度と比べて児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取りから）があげられています。

■児童虐待の受理件数



資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

6 就労の状況

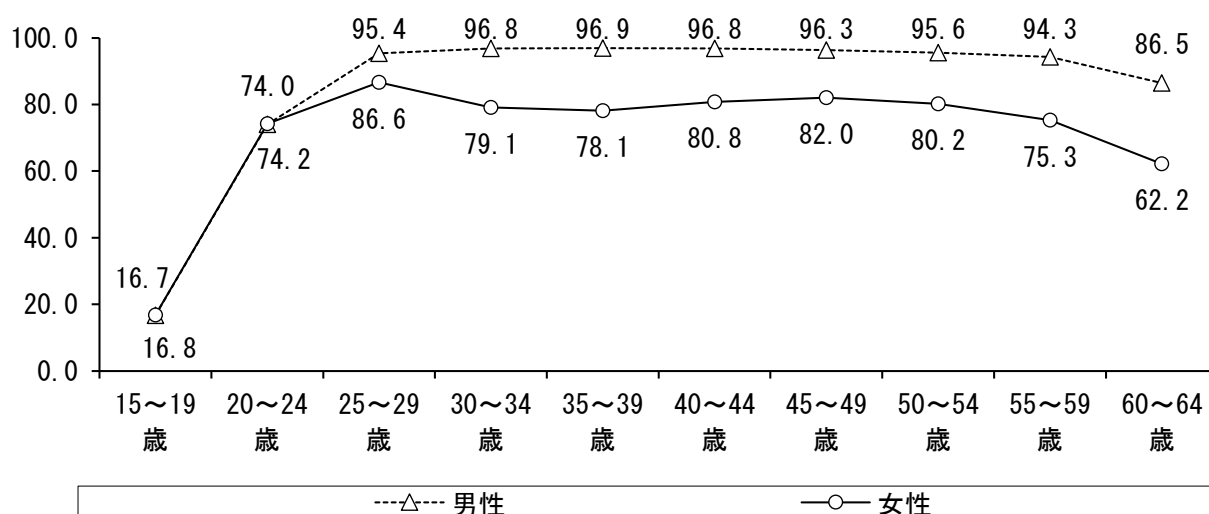
(1) 男女別就労状況

令和2年の全国の女性労働力率※はゆるやかなM字カーブ※を描いています。

また、本市においても、全国と同様にM字カーブを描いていますが、女性の15歳～19歳、25歳～34歳と男性の45歳～54歳以外は、男女ともに全国より高い水準にあります。

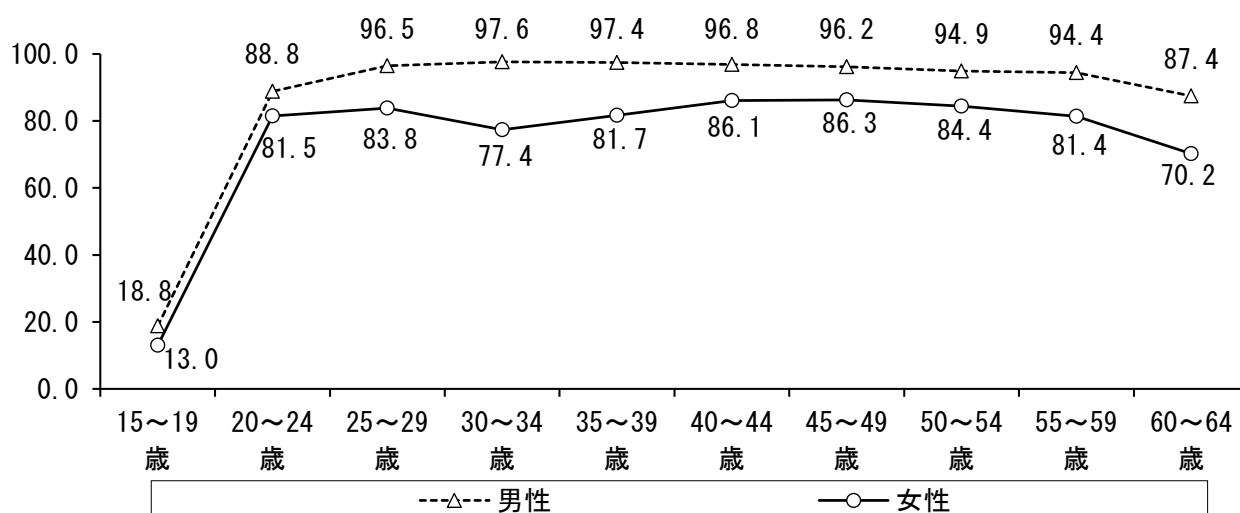
全国、本市ともに男性の労働力率が高く、女性は出産や育児の時期にあたる30歳代前後に離職者が増加する傾向があることが分かります。

■全国の男女の労働力率（令和2年）



資料：国勢調査

■本市の男女の労働力率（令和2年）



資料：国勢調査

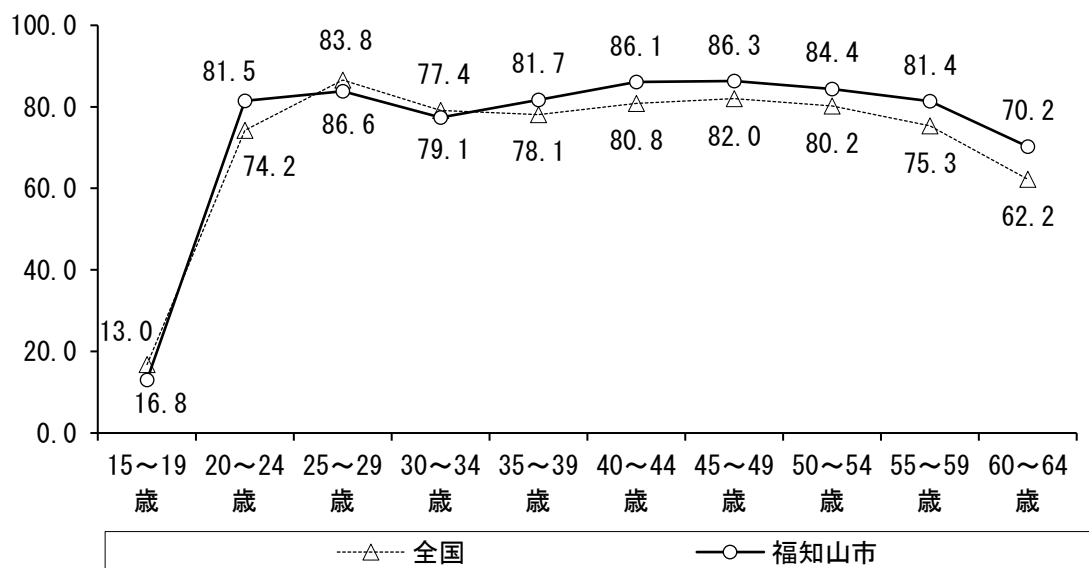
※労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは、仕事をして収入を得た人や、働いていないがいつでも働く意思のある人（完全失業者）の合計。

※M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

(2) 女性の労働力率の推移

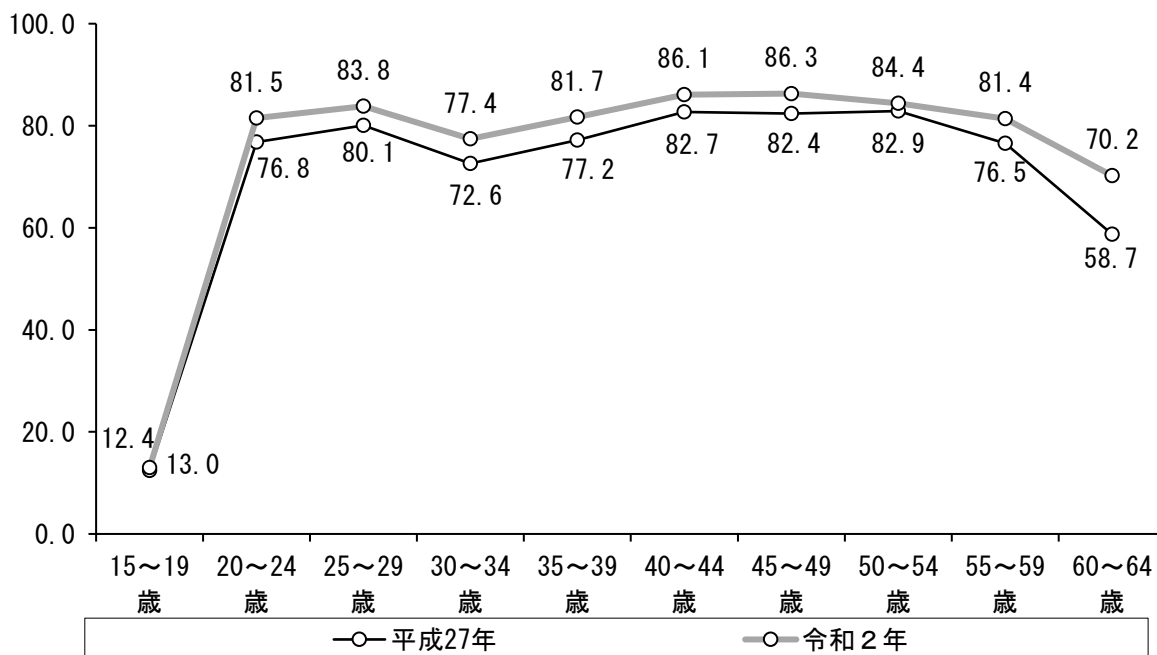
本市の令和2年における女性の労働力率をみると、15歳～19歳、25歳～34歳以外は、全国より高い水準であることがわかります。また、平成27年と令和2年を比較すると、令和2年では全年齢の労働力率が増加しています。

■令和2年の女性の労働力率（全国との比較）



資料：国勢調査

■本市の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

7 生活保護・ひとり親世帯の状況

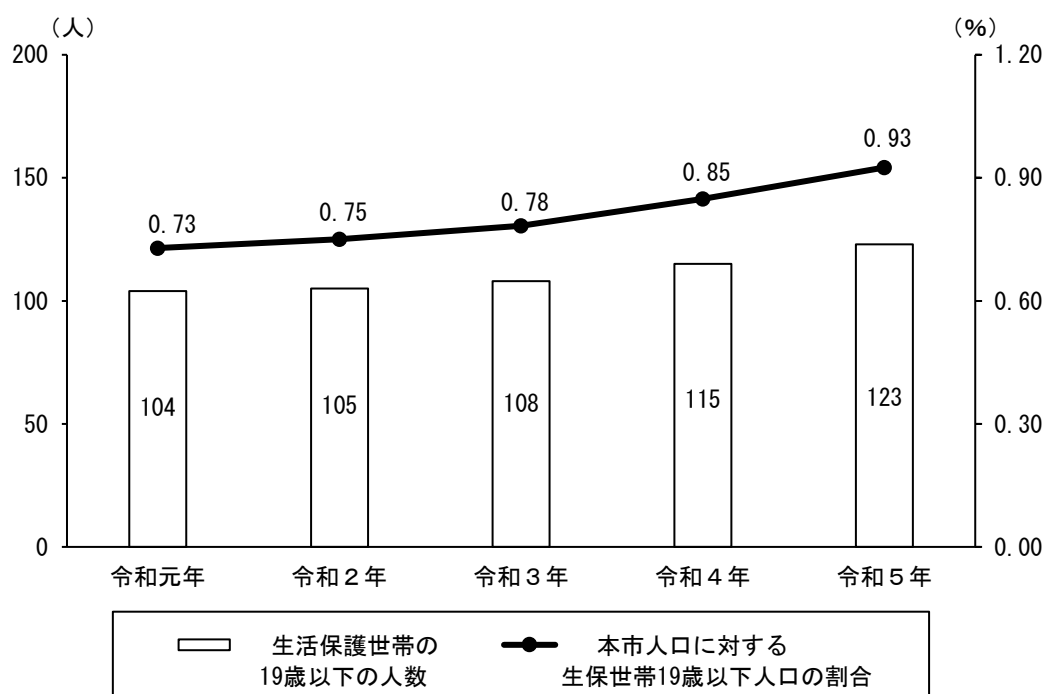
(1) 生活保護※受給世帯の状況

生活保護を受給している世帯の減少とともに、就学児童のいる生活保護を受給している世帯も減少傾向にあります。

生活保護世帯の19歳以下の人数とその割合は、令和2年度から微増傾向にあります。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
① 全世帯数（世帯）	757	742	691	693	685
② ①のうち就学児童のいる世帯数（世帯）	57	56	53	53	51
③ ②のうちひとり親世帯数（世帯）	43	44	44	45	39
④ 生活保護世帯の19歳以下の人数(人)	104	105	108	115	123
⑤ ④の福知山市人口に対する割合（％）	0.73	0.75	0.78	0.85	0.93

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）



資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

※生活保護：日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民等に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度

(2) 児童扶養手当・福祉医療（ひとり親医療）の状況

児童扶養手当※の受給世帯数は、令和2年度の794世帯以降は微減傾向です。

福祉医療（ひとり親医療）※の受給者数も、平成30年度以降減少しています。その要因としては、児童扶養手当と同様、人口減少によるものと考えられます。

■児童扶養手当受給世帯

(世帯)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全部支給	356	333	335	318	288	280
一部支給	272	263	286	302	299	284
全部停止	141	163	173	171	179	174
計	769	759	794	791	766	738

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

■児童扶養手当受給世帯の母子父子世帯の別

(世帯)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
母子世帯	707	696	729	737	719	696
父子世帯	62	63	65	54	47	42
計	769	759	794	791	766	738

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

■福祉医療（ひとり親医療）受給者数

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
親	724	728	671	677	640	610
児童	1,124	1,125	1,074	1,060	1,010	945
計	1,848	1,853	1,745	1,737	1,650	1,555

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

※児童扶養手当：ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母又は父母に代って児童を養育している人に手当を支給する制度（外国人の方も支給の対象となります。）

※福祉医療（ひとり親医療）：ひとり親家庭の児童（18歳の年度末まで）及びその親が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について、府と市町村が助成し無料とする制度

8 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績と課題

(1) 教育・保育の「量の見込み」と実績

■ 1号認定（3～5歳 教育認定）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	467	452	454	445	445
② 確保方策	590	576	594	594	594
特定教育・保育施設	345	331	349	349	349
確認を受けない幼稚園	245	245	245	245	245
③ 実績	446	469	445	438	405
④ 市内定員数	625	640	656	670	670
⑤ 見込量に対する実績の割合 （③実績÷①見込量）	96%	104%	98%	98%	91%

※実績人数は、すべて5月1日現在

■ 2号認定（3～5歳 保育認定）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,541	1,548	1,515	1,516	1,486
保育の必要性あり（教育ニーズ）	-	-	-	-	-
保育の必要性あり（保育ニーズ）	1,541	1,548	1,515	1,516	1,486
② 確保方策	1,519	1,503	1,481	1,481	1,481
特定教育・保育施設	1,481	1,465	1,443	1,443	1,443
認可外保育施設	38	38	38	38	38
③ 実績利用者数（特定保育施設）	1,471	1,440	1,423	1,402	1,346
④ 市内定員数（特定保育施設）	1,481	1,466	1,466	1,466	1,466
⑤ 見込量に対する実績の割合 （③実績÷①見込量）	95%	93%	94%	92%	91%

※実績人数は、すべて3月1日現在、ただし令和6年度は5月1日現在

■ 3号認定（0～2歳 保育認定）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,111	1,079	1,092	1,063	1,031
うち、0歳	275	268	261	251	245
うち、1・2歳	836	811	831	812	786
② 確保方策	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
特定教育・保育施設	857	857	857	857	857
地域型保育事業※	80	80	80	80	80
認可外保育施設	78	78	78	78	78
③ 実績利用者数（特定保育施設＋地域型保育）	1,113	1,090	1,090	1,084	916
うち、0歳	261	263	267	265	90
うち、1・2歳	852	827	823	819	826
④ 市内定員数（特定保育施設＋地域型保育）	946	965	966	982	982
⑤ 見込量に対する実績の割合 （③実績÷①見込量）	100%	101%	100%	105%	89%

※実績人数は、すべて3月1日現在、ただし令和6年度は5月1日現在

※ 表の二重線より上は、令和元年度計画策定時の数値。

※ 実績数は、市内園における市内在住者の人数。広域委託・受託分は除く。

【1号認定】教育標準時間認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で、教育を希望する場合、この認定になります。

【2号認定】満3歳以上・保育認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園や認定こども園で、保育を希望する場合、この認定になります。

【3号認定】満3歳未満・保育認定をいいます。

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園や認定こども園、小規模保育所等で保育を希望する場合、この認定になります。

※ 地域型保育事業：子ども子育て支援新制度において、市町村の認可により実施する原則2歳児クラス以下の子どもを保育する事業。小規模保育施設などがある。

■ 地域子ども・子育て支援事業内容

事業	内容
① 延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に保育園の開園時間を超えて保育を行う事業
② 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
③ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業
④ 地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
⑤ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育園等で一時的に預かる事業
⑥ 病児保育事業	病気の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる病児保育所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが調整して、様々な育児の手助けを行う事業
⑧ 利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、民生委員・児童委員、子ども政策室、子育て支援センター、児童館職員が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握等を行い、子育てを支援する事業
⑩ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師・助産師・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
⑪ 妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業	妊産婦を対象に、より安心安全な妊娠と出産を支援するとともに、産後うつ予防や新生児への虐待未然予防等を図るため、健診費用の一部を公費負担することで経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促し、必要な場合は支援につなげていく事業

(2) 「第2期福知山市子ども・子育て支援事業」の実績及び成果と課題について

① 延長保育事業

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	875	860	845	830	815
確保方策	875	860	845	830	815
実績	693	720	616	601	

令和5年度には認可保育園(小規模保育園含む)・認定こども園利用者2,384人の約25%が延長保育を利用しました。就労形態の多様化等に伴い、園の定める標準時間内での勤務が難しい保護者が少なくない状況です。

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	987	989	986	982	984
	高学年	396	396	395	393	394
	合計	1,383	1,385	1,381	1,375	1,378
確保方策		1,383	1,385	1,381	1,375	1,378
実績	低学年	969	1,075	1,100	1,091	
	高学年	312	411	430	507	
	合計	1,281	1,486	1,530	1,598	

指導員の資質向上を図るため、放課後児童クラブコーディネーターを中心に指導員研修会を定期的に実施しました。また、老朽化施設の建替えや放課後児童クラブの運営強化により、児童に安心・安全な居場所を提供しています。

今後も放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するため、安定的な指導員の確保や計画的な施設整備などが必要になっています。

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
実績	3	0	0	66	

本事業を委託できる児童養護施設が市内にはないため、市外の施設にて事業を実施しています。そのため、利用中は通園・通学ができなくなるとともに、児童が病気やけがをした場合は、本事業利用中であっても保護者が児童を迎えに行かなければならない点をふまえながら、事業の利用について案内する必要があります。

④ 地域子育て支援拠点事業

単位（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24,069	23,731	23,406	23,075	22,750
確保方策	24,069	23,731	23,406	23,075	22,750
実績	10,124	7,791	10,563	15,518	

市内には三和・大江・夜久野の地域に根ざした各子育て支援センター、市街地にあり民間保育園に併設された「あゆみ保育園地域子育て支援センター」、NPO法人が運営し子育てコンシェルジュを配置する「すくすくひろば」、三段池公園内に設置された「りとるハピネス」があり、それぞれの強みを活かした子育て支援を実施しています。

コロナ禍においては密を避けるために人数制限を設け、予約制などの措置をとりましたが、5類移行後は利用制限を緩和して子育て家庭への支援を進めています。今後も、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減のための取組が求められています。

⑤ 一時預かり事業

・ 幼稚園児を対象とした一時預かり事業

単位（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
	2号	0	0	0	0	0
	合計	6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
確保方策		6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
実績		11,788	15,159	14,053	10,884	

・ 保育園等での一時預かり事業

単位（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,087	2,139	2,101	2,065	2,030
確保方策	保育園	1,777	1,821	1,789	1,758	1,728
	ファミサポ	310	318	312	307	302
	合計	2,087	2,139	2,101	2,065	2,030
実績		1,176	1,230	1,210	1,601	

幼稚園での一時預かり事業は、教育時間終了後に在園児を園で預かる保育事業です。市内全幼稚園にて実施しています。また、令和5年度より昭和幼稚園において2歳児預かり保育を開始しました。

保育園等での一時預かり事業は、保育園等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情で一時的に家庭での保育が困難となった場合に利用されたり、育児疲れによる保護者の負担軽減のために利用されたりしています。市内の認可保育園9園で実施しています。

幼稚園での一時預かり事業は、共働き世帯の増加によりニーズは増加傾向にあります。保育園等での一時預かり事業は、年度によって利用者が増減するものの、今後も一定数のニーズは見込まれるため、引き続きニーズに応じた体制整備が必要です。

⑥ 病児保育事業

単位（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	492	484	476	468	460
確保方策	492	484	476	468	460
実績	244	297	562	888	

市内2か所で病児保育を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、年々利用者が増加しています。利用ニーズに対応した環境づくりを進める必要があります。

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学児分） 単位（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保方策	200	200	200	200	200
実績	138	180	242	242	

令和2年度よりファミリー・サポート・センターを市による直営としたことで、利用のためのスムーズな案内、手続きを進めることができました。

令和5年度末では、依頼会員483人、援助会員84人、両方会員33人と、依頼会員と比較して援助会員が少ない状況にあります。ファミリー・サポート・センター事業として依頼件数が増加する中で、援助会員を増やすことが必要です。

⑧ 利用者支援事業

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
実績	4	4	4	4	

利用者支援事業「基本型」については、子ども政策室、地域子育て支援拠点「すくすくひろば」に各1名子育てコンシェルジュを配置し、行政・NPO法人が連携を図りながら事業を展開しています。特に、子育て家庭が子育てコンシェルジュとつながることで、早い段階での施設・サービスの利用につなげています。

今後は、こども家庭センター型も開始し、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう支援を充実させることが必要です。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	683	667	650	625	609
確保方策	683	667	650	625	609
実績	646	622	598	495	

出生後4か月までにほとんどの家庭に訪問しており、里帰りが長期間に及んでいる場合などにも対応しています。民生委員・児童委員又は主任児童委員とともに訪問し、子どもの出生状況及び各家庭の様子を把握するとともに、地域の子育て支援情報を提供することで子育て世帯の孤立防止に努めています。

今後も、民生委員・児童委員や主任児童委員、関係機関と連携した取組が必要です。

⑩ 養育支援訪問事業

単位（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
確保方策	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
実績	1,541	1,535	1,405	1,316	

精神的に不安定になりやすい産前産後の時期に、保健師や助産師による養育支援訪問を実施し、産後うつや虐待の未然防止に取り組んでいます。特に、若年妊婦、思いがけない妊娠、孤立している子育て家庭、保護者に精神疾患の既往がある等の家庭については、継続的に養育支援訪問を実施することで、見守りや寄り添い支援を実施しています。

核家族化や出産前後の転入等により、子育ての支援者が身近にいない、地域から孤立しているといった家庭が増加傾向にあり、本事業のニーズはさらに高まることが予測されるため、今後も必要な家庭にタイムリーな対応ができるよう支援体制を充実する必要があります。

また、ヘルパー等を家庭に派遣し、育児家事を含め養育者を支援する事業については、令和6年度以降は「子育て世帯訪問支援事業」として継続して実施しています。



⑪ 妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業

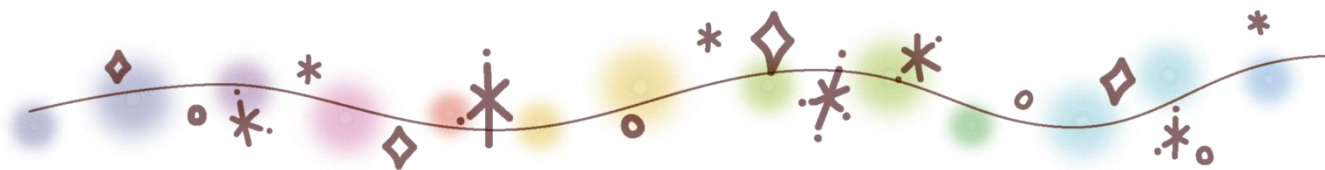
単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （妊婦健診）	1,093	1,067	1,040	1,000	975
量の見込み （産婦健診）	683	667	650	625	609
確保方策	1,776	1,734	1,690	1,625	1,584
実 績 （妊婦健診）	960	954	883	832	
実 績 （産婦健診）	587	622	569	507	

大半の妊婦が妊娠初期から定期的に妊婦健診を受診しています。しかし、中には妊娠届出が非常に遅くなり、健診も妊娠 20 週以降にならないと受診できていないケースが毎年若干名あります。届出が遅れた理由をみると、思いがけない妊娠、産むかどうか相談する相手がいなかったといった家庭がほとんどでした。このような家庭においては、医療機関と十分に連携を図り、助産師や保健師が家庭訪問等を実施し、妊婦健診の受診勧奨や健康管理に必要な保健指導等を行っています。

平成 30 年度から産婦健康診査が導入されたことにより、産後うつ等のリスクがある産婦を早期に把握し、必要な支援につなぐことができるようになりました。出生数は減少傾向にありますが、産婦健康診査でフォローが必要と判定される産婦の割合は高くなっています。リスクの高い産婦については、訪問等により産婦の心身の健康状態を把握した上で保健指導を行い、必要に応じて産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業につなぎながら支援しています。

今後も引き続き、医療機関等関係機関と十分な連携を図り、産前産後の支援を充実させていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもが まんなか 未来へつなぐ たからもの



子どもは、宝です。子どもが一人の人格として尊重され、子ども同士や多様な世代、地域の人々とつながり関わっていく中で、自他ともに尊重し、支え合い、感謝する心を育み、安心して暮らせるまち福知山をつくります。

★計画の目標★

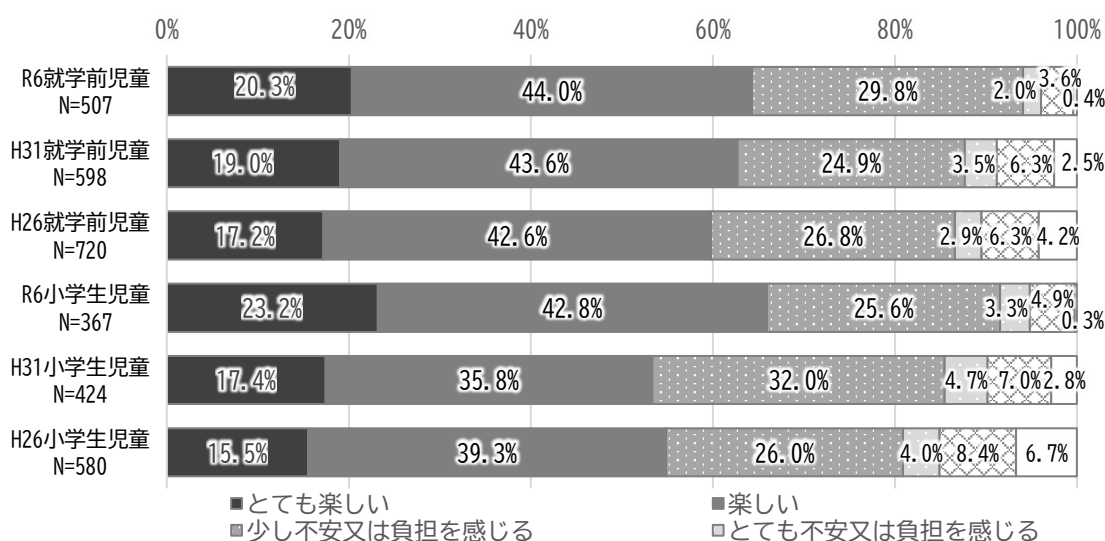
子育てについて感じる気持ち「とても楽しい」「楽しい」という人を増やします！！

本計画では、令和10年度に実施するアンケート調査の以下の項目を、計画の達成度を図る成果指標とします。

「とても楽しい」「楽しい」の回答割合

	〈H26〉	→	〈H31〉	→	〈R6〉	→	〈R11〉
就学前児童の保護者	59.8%	→	62.6%	→	64.3%	→	70%
小学生児童の保護者	54.8%	→	53.2%	→	66.0%	→	

平成31年2月に実施したニーズ調査※では、「とても楽しい」または「楽しい」と回答した人は、就学前児童の保護者で62.6%、小学生児童の保護者で53.2%であったのが、令和6年2月実施のニーズ調査では、就学前児童の保護者で64.3%、小学生児童の保護者で66.0%と、子育てを楽しいと思う人が増加しています。



Nは集計対象の総数あるいは、回答者限定設問の条件に該当する人を表しています。

保護者の子育ての不安や負担を軽減し、「子育てが楽しい」、「子どもにここで育てほしい」と思える福知山をめざし、施策を実施します。

※ニーズ調査：本市の子育て中の保護者を対象に実施した調査です。

2 計画の体系

【基本理念】

子どもが
まんなか
未来へつなぐ
たからもの

【基本目標】

1. 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

【基本施策】

- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 保幼小の連携強化
- (3) 教育と学習機会の充実
- (4) 子どもの放課後等の居場所づくりの充実
- (5) ひとり親家庭への支援
- (6) 子どもに対する自殺対策の推進

【基本目標】

2. 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

【基本施策】

- (1) 子育て交流活動の促進とネットワーク化
- (2) 地域の子育て力を高める取組
- (3) 子育ての情報提供・相談支援の充実

【基本目標】

3. 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

【基本施策】

- (1) 男女共同参画社会づくりの推進と職場環境の整備
- (2) 心身ともに健康な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援の充実

【基本目標】

4. 安心・安全な子育て環境をつくれます！

【基本施策】

- (1) 切れ目のない母子保健対策の充実
- (2) 母子・小児医療の環境づくり
- (3) 障害等発達に支援が必要な子ども・家庭への支援
- (4) 要保護児童対策地域協議会の充実
- (5) 子どもの安全のための取組の充実
- (6) 子育てにやさしい環境づくり

【基本目標】

5. すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

【基本施策】

- (1) 情報集約と切れ目のない支援システム
- (2) 教育・学習支援の充実
- (3) 子どもと保護者の居場所づくり
- (4) 自立期における子どもや保護者の就労など自立支援
- (5) 生活安定と子どもの就・修学のための経済面への支援

3 計画の基本目標

基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

幼児期は子どもの成長にとって基礎となる重要な時期です。就学前における教育・保育を充実するとともに、小学校への円滑なつながりをめざし、保幼小[※]の連携をさらに強化します。

すべての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりを進めます。

子どもが心身ともに健やかに成長し、生き抜く力等を育成できるよう、本市の豊かな自然環境や歴史文化といった資源を活かし、のびのびと遊び、学び、体験できる機会や場の確保に地域と一体となって取り組みます。

また、子どもが生活の上での困難や悩みに直面した時に気軽に相談できる体制づくり及び早期支援につなげる体制づくりを進めます。

基本目標2 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

すべての保護者が子どもとしっかりと向き合い、子育てを楽しむことができるよう、保護者同士が気軽に集まり、情報交換や交流ができる場づくりを進めます。

また、子どもとふれあう経験が少ないまま親になる人も多いことなどから、特に乳幼児期に母親が様々な不安や悩みを抱え込んでしまうことがあります。乳幼児期の子育て家庭を様々な角度からサポートするため、地域住民や関係機関・関係団体との協働による見守り及び支援体制を強化します。近年、虐待や様々な事件・事故等により、子どもの安心・安全が脅かされている中、子どもが自由にのびのびと遊び、学ぶことのできるまちを実現するためには、地域住民の社会的親[※]としての役割がますます重要となっています。

さらに、子どもの尊厳と幸せを第一に考えるまちづくりを全市的に推進するため、子どもの意見を尊重し、活かしていく仕組みを検討するとともに、子ども自身が活躍できるまちづくりをめざします。

基本目標3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

共働き家庭の増加とともに、その働き方も多様化している中、保護者が男女ともに協力し、楽しみながら子育てができるよう、家庭内の男女共同参画を推進するとともに、子どもの健やかな成長と将来の選択の幅を広げるため、ドメスティックバイオレンス（DV）[※]・虐待防

[※]保幼小：保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の略称

[※]社会的親：“よその子を自分の子どもとして”遊んだり、褒めたり、叱ることができる地域の大人のことをいいます。子育ての基本は家庭ですが、家庭での子育てが困難な場合もあります。たくさんの方が子どもや子育て家庭とつながりに関わりをもち、地域の子どもを自分の子どものように見守り、叱り、愛情を持って接することにより、子どもが心身ともに健やかに育つまちづくりをめざします。

[※]ドメスティックバイオレンス（DV）：夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことです。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれます。

止の取組と固定的な性別役割分担意識※の解消、LGBT※の理解等の啓発に努めます。

また、男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場への各種制度の周知や研修を進めるとともに、子育て家庭への理解や協力の促進を図るための啓発をさらに進めます。

若年層からの心とからだの健康づくり支援をはじめ、子どもを望む人が生むことを選択しやすいよう妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全な子育て環境をつくります！

子どもを望むすべての家庭が安心・安全に子どもを生み育てることができるよう、各種健診等、妊産婦や乳幼児に関する切れ目のない健康づくりを支援するとともに、母子・小児医療体制の充実をさらに図っていきます。

また、障害のある子どもが一人ひとりの発達や個性に応じて健やかに育つことができるよう、教育・保育を充実させるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現します。

さらに、児童虐待の未然防止と支援の必要な保護者に寄り添う取組を進めるとともに、子どもにとって安全で子育てしやすいまちをめざし、企業や地域と協働で子育てにやさしい環境づくりを進めます。

基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

そのためには、経済的要因をはじめとした様々な理由により貧困状態にある家庭を含め、すべての子育て家庭を対象に、個々の家庭の状況に応じた支援が届く仕組みづくりを進めます。

また、「子どもの健やかな成長」と「多様な学び」の環境整備を進めることによって、子ども達が必要な学力を習得し自立した個人として「生きる力」を育み、すべての子どもの自己実現が図られるよう努めていきます。

基本目標の実現に向けて、「子どもの生きる喜びや豊かな人間性を育み、すべての人が子どもの人権を尊重し、子ども自身の人権意識を育てる」という福知山市人権保育基本方針の基本的な考え方を大切にして取組を進めます。

※固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中でつくられた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ、男らしさ」として身に付けられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識のことをいいます。

※LGBT：L・レズビアン（女性同性愛者）、G・ゲイ（男性同性愛者）、B・バイセクシュアル（両性愛者）、T・トランスジェンダー（身体や戸籍上の性別に対して違和感があり、それとは異なる性別として扱われたいと望む人）。

第4章 施策の内容

基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

本市の現状と課題

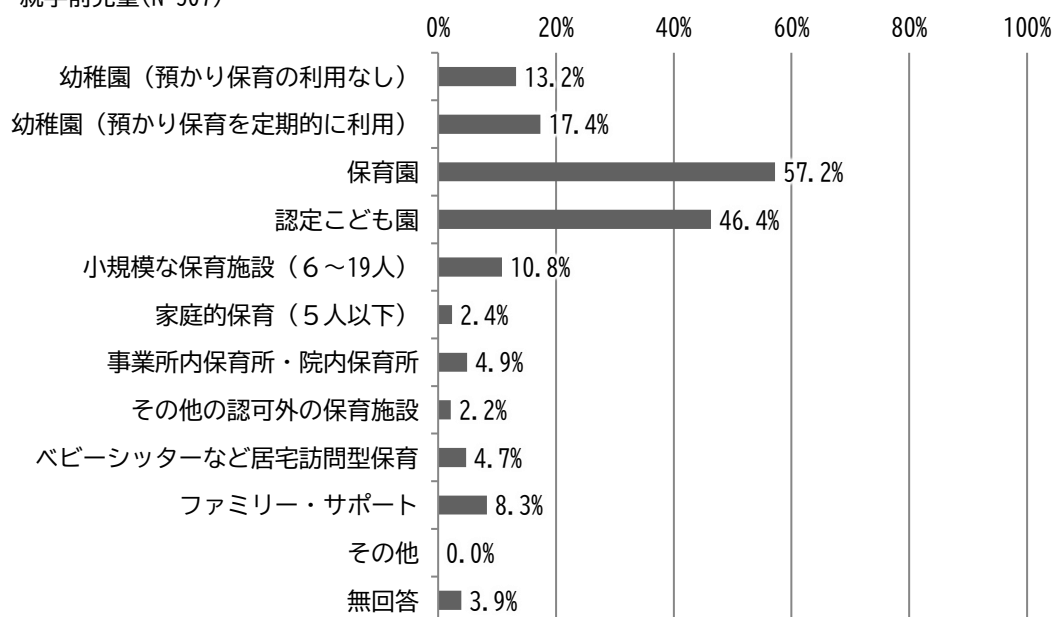
- 多様化する保育ニーズに対応するため、小規模保育事業の充実や認定こども園化等を進めてきましたが、今後は、子どもの数の減少が見込まれることを踏まえて整備を進める必要があります。
- 研修等による幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の質の向上に努めている一方、人材確保が大きな課題となっています。
- 放課後児童クラブは入部希望が増加傾向にあり、令和6年度には待機児童が一時的に発生したため、受け入れ態勢の整備が課題となっています。
- ひとり親家庭は、経済的に困窮する等、複数の困難を抱える家庭もあることから就労支援等の丁寧な自立支援を推進する必要があります。

ニーズ調査結果から

- 平日の教育・保育として、定期的にご利用したいと考える幼稚園・保育園等の事業については、「保育園」と「認定こども園」が多くなっています。仕事をしながら育児ができる環境を求めるニーズが高いことがうかがえます。

■平日の教育・保育として、定期的にご利用したいと考える幼稚園・保育園等の事業

就学前児童(N=507)





当事者の意見

- ◇保育園に入りにくいと感じるので、入れるのか不安である。
- ◇障害のある子どもが小学生になると、仕事上の預け先がないと感じた。家にひとりで留守番してもらうのも不安である。



関係団体、支援者等の声

- ◇保護者の生活リズムに引っ張られ、夜型になったり、食事に偏りが見られたりする。
- ◇多くの子どもが規則正しい生活を送っているが、保護者の家事の得意、不得意によって、惣菜やインスタント食品が多い家庭も見られる。夕食よりも朝食を食べて来てない子どもの方が多く、朝食を食べて来てない子は空腹からイライラする姿が見られる。
- ◇園や学校などの行事（子ども会なども）を通して、つながりはできている。
- ◇放課後児童クラブでは子どもが多くて窮屈になっていたり、書籍などの備品についても傷んでいると聞いている。
- ◇母子家庭の支援はあるが、父子家庭の支援がないと言われる。
- ◇母子家庭は親子関係が密接で、母親の体調に左右されるところが大きい。

●施策の方向性

共働き家庭等多様なニーズに対応できるよう、計画的な教育・保育の量と質の確保を図ります。

幼稚園・保育園・認定こども園においては、自己肯定感や協調性、自立心の育成など、乳幼児期の子どもの育ちを重視する全市的な体制づくりを進めるとともに、小学校への円滑なつながりに配慮した教育・保育が求められていることから、より一層の保幼小の連携強化を図ります。

子ども自らが権利の主体であることを広く周知するとともに、子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

子どもが年齢や発達に応じて、職業体験や文化芸術体験など多様な体験ができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を創出します。

すべての子どもが放課後や学校休業日を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブにおける取組の充実を図ります。

また、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育や相談体制の整備等による自殺対策の取組を推進します。

（１）幼児期の教育・保育の充実

① 幼児期の教育・保育の量と質の確保

幼児期における教育・保育を提供するため、すべての幼稚園・保育園・認定こども園が参加できる研修体制を充実し、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の専門性と資質の向上、人権保育の推進を図ります。

令和６年度より新たに開始した保育士奨学金返済支援事業等の支援制度の周知を図るとともに、働きやすい職場づくりなどにより幼稚園教諭、保育教諭、保育士の確保に努めます。

多様化する保護者のニーズや子どもの数の減少をふまえ、適正規模での保育・教育の実施とサービスの提供体制について検討します。

② 施設・設備の計画的な維持管理、更新

良好な教育・保育環境を確保するため、福知山市保育園・幼稚園等整備計画を策定し、計画的な維持管理、耐震化対策や更新を進めます。

③ 幼稚園ＰＴＡや保育園保護者会活動

増加している共働き世帯の保護者が仕事と子育てとの両立を図りやすいよう、誰もが参加しやすく、親子の触れ合いを大切にし、よりよい親子関係の形成に寄与するＰＴＡ活動や保護者会活動に取り組みます。

④ こども誰でも通園制度の実施

保護者等の就労要件を問わず月一定時間単位等で保育園・認定こども園・地域子育て支援拠点・認可外保育施設等で活用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の令和８年度本格制度化に向けて提供体制の整備を促進し、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持ち、集団生活の機会を通じた豊かな経験をもたらすとともに、保護者の負担感の軽減などを図ります。

（２）保幼小の連携強化

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、接続期カリキュラムを作成・実施します。

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児と児童との交流活動を計画的に実施するとともに、幼稚園教諭、保育教諭、保育士と小学校教諭との合同研修や情報交換など、さらなる保幼小の積極的な連携に努めます。

（３）教育と学習機会の充実

①人権教育の充実

すべての子どもたちがその成長過程で確かな人権感覚を身に付け、あらゆる差別に気付く行動する力を養うため、子どもたちが主体的に参加できる平和学習などの人材育成事業を実施します。

また、子どもたちの自己肯定感を高め、自他ともに尊重できる意識づくりに向け、年齢に合わせて学習内容を工夫するとともに、異年齢交流を含めた取組を検討します。

さらに、心豊かな人権感覚を持ったリーダーを育成するため、差別を許さない子ども育成協議会の活動を支援します。

②郷土愛の育成及び社会観、仕事観の育成

郷土愛を育むことは、定住志向が高まり、福知山で子育てをしたいと思う次世代の育成にもつながります。地域生活の中で様々な体験や地域の歴史・伝統を学ぶ機会を通して、郷土の文化や伝統を尊重する態度の育成や地域の魅力を学べる機会を創出しています。

今後も市内の歴史・伝統等の地域資源を活用するとともに、地域住民が地域資源の素晴らしさを知り、掘り起こすことのできる活動に取り組みます。

また、幼児期から地域社会とのつながりを深め、社会観や仕事観の育成にも取り組み、働きやすく、子育てしやすいまちづくりを教育の観点から推進します。

③保育・学校給食等を通した食育※の推進

乳幼児期から発達段階に応じた食育事業の充実を図るとともに、その重要性について学校給食とも連携しながら適切な情報提供を行い、子どもと家族の健康保持増進を図っていきます。

保育園、認定こども園では、食育計画に基づいた食育活動を実施するとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）※等を活用した啓発活動についても検討します。

また、「地産地消」の推進や地域の食文化への関心を深め、保育園、認定こども園ごとに地域と密着した食育活動を展開します。

幼稚園及び小・中学校では、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校教育に位置付け指導を推進します。

④体験学習の充実

本市の豊かな自然環境を活かした様々な体験を通し、子どもが自然とのふれあい方を学び、生命や自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うため、学校や地域、関係団体等との協働により、自然の中で遊ぶ場や体験学習の場の充実を図ります。

また、子どもが安心・安全に自然の中で遊ぶことができるよう、子どもの遊びや体験を

※食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育てることをいいます。

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）：登録したユーザー同士が、メッセージや写真、動画等などにより、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービスのことをいいます。

見守り、サポートする人材育成に努めます。

学校教育では、心の充実事業等で本物に触れる等の体験活動の充実を図ります。

（４）子どもの放課後等の居場所づくりの充実

就労により保護者が昼間不在である児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な居場所を提供するため、放課後児童クラブの職員の安定的な確保や計画的な施設整備を進めます。

近年、配慮を必要とする児童の利用希望が増加していることを受け、児童の利用の機会の確保が図れるよう保護者をはじめ、各関係機関との連携・情報共有を図りながら、児童が安心・安全な遊びや生活ができる環境づくりに向けて、職員の人材育成や更なる質の向上・適切な配置に努めます。

（５）ひとり親家庭への支援

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導とともに、関係機関との連携を強化します。また、ハローワークやひとり親家庭自立支援センターと連携し、就労支援を行います。

ひとり親家庭の保護者に母子寡婦福祉会や父子福祉会の活動について周知するとともに、会の行事を通してひとり親のネットワークの構築を支援します。

児童扶養手当、福祉医療（ひとり親医療）費、就職に有利な資格取得のための高等技能訓練促進給付金の支給など、ひとり親家庭の自立支援と経済的支援を行います。

（６）子どもに対する自殺対策の推進

①子ども向けの相談支援の充実

子どもが様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、リーフレット等を活用して相談窓口を周知します。

②児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、全市立小中学校でＳＯＳの出し方に関する教育を実施します。

また、児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整え、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるような体制づくりを推進します。併せて、児童生徒や保護者等を対象とした講座（ＣＡＰプログラム等）を継続して行います。

基本目標２ 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

本市の現状と課題

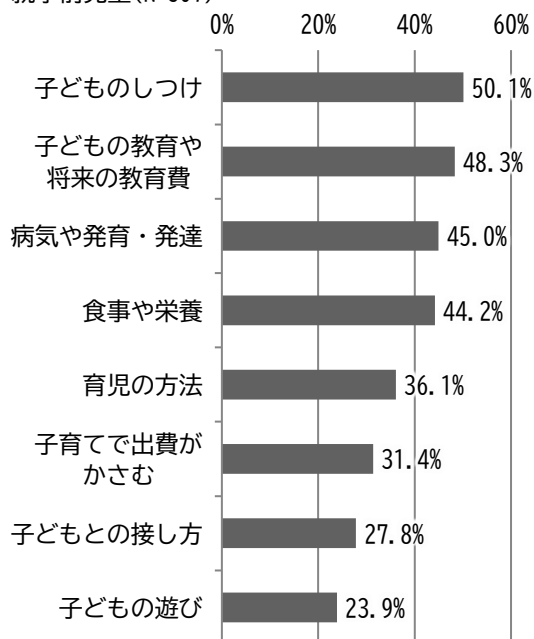
- 未就園児とその保護者を中心に地域子育て支援拠点の利用が多い状況です。
- 子育て家庭の交流の場が身近な場所がない地域もあります。
- 児童館では、異文化交流や世代間交流事業への参加者の固定化とともに、小学校高学年になるほど参加が減る傾向にあるため、さらなる工夫が必要です。
- 子育て世代や子どもの公民館利用はまだ少ない状況にあるため、公民館が地域の居場所となるような取組が必要です。
- 少子化によるPTA活動の担い手確保が難しくなる一方で、子育て支援の必要性は増しており、子ども目線から取組内容の見直しが必要となっています。
- 「子育て総合相談窓口」等において育児相談をはじめとする様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携のもと解決にあたっていますが、相談内容は複雑多様化しています。

ニーズ調査結果から

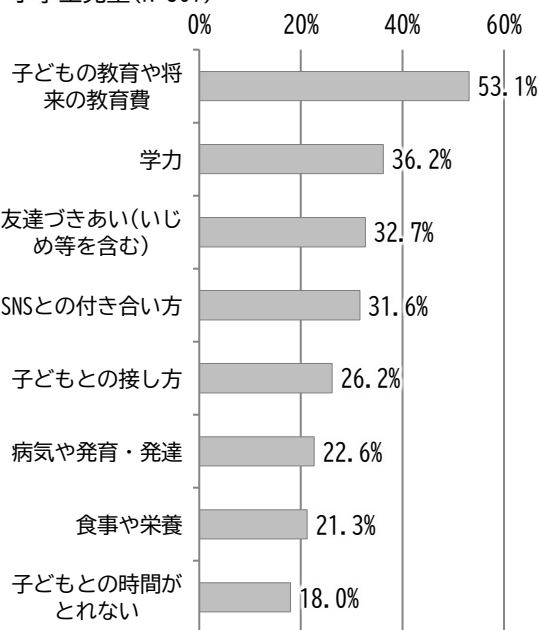
- 3割程度の保護者が、子育てについて少なからず不安・負担を感じています。
- 保護者の不安や悩みは、子どものしつけや教育、健康など多岐にわたり、子どもの年齢等によっても様々です。

■保護者が子育てをする上で日ごろ悩んでいることや不安に感じること (15%以上回答があった項目のみ掲載)

就学前児童(N=507)



小学生児童(N=367)





当事者の意見

- ◇近所の人とは挨拶程度のつきあいだが、子どもが保育園や小学校に通うようになったら、つながりが欲しい。
- ◇子育て世代が多いが、子ども会もなく、地蔵盆や秋祭りなどのイベントもない。近所の公園でお母さん同士の交流がたまにある。
- ◇子どもも多く、子育てサロンも多いので、子育てしやすい環境だと思う。
- ◇子育てに関する情報は、市のホームページやSNSを見ている。
- ◇保健師等に訪問や電話で相談にのってもらっている。相談したら、すぐ来てくれて、相談体制には満足している。
- ◇LINE相談を何度か利用したことがある。電話が苦手で、時間を問わずにやりとりできるのでありがたい。



関係団体、支援者等の声

- ◇仕事と家庭で手いっぱい、近所とのつきあいが希薄になってきている様子がうかがえる。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、地域内のイベントが減った。
- ◇小学校が統合したことで、地域のつながりづくりが難しく、大きな行事がなくなった。
- ◇子育て家庭が集まる場として、公民館を利用しやすくしてほしい。
- ◇保育園や幼稚園等に通園するまでの子育て情報はSNSから入手できる体制がある。
- ◇子育てに不安を感じたり、悩んだ時にハードルの低い相談窓口が身近にあり、周知されることが必要だと思う。

●施策の方向性

核家族化が進み、周囲との関わりがもちにくい家庭が増えている中、地域や関係団体と協力しながら、保護者がつながりをもつことができる行事や活動の情報発信を行うとともに、地域団体のネットワークの構築を図り、子育て世代を孤立させない子育て環境づくりに取り組みます。

また、地域全体での子育てを進めるとともに、子どもたちがその年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係することに関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保します。

子どもに関わり得るすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

子育てへの不安や負担を抱え込む人を支援するため、子育てに関する相談窓口の周知を進め、ワンストップで支援できる体制を進めます。

(1) 子育て交流活動の促進とネットワーク化

① 子育て家庭の気軽な集いと交流の場の充実

すべての保護者が心にゆとりをもち、子育てを楽しみながら子どもと向き合うことができるよう、子育て家庭が気軽に集まりやすい環境づくりを、地域や関係団体等との協働により進めます。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などを通じて、子育て家庭に交流の場を案内することで、子育て家庭の孤立を防ぎます。

市内の子育てサークル等の活動について、市民への広報・周知を行うとともに、子育てサークル等のネットワーク化を進めることでそれぞれの活動の充実を図ります。

② 地域子育て支援拠点の充実

未就園の乳幼児とその保護者をはじめ、妊婦やそのパートナーなどを対象とした地域子育て支援拠点の充実を図ります。

ニーズの高い子育て講座などの実施により利用のきっかけづくりをするとともに、子育ての負担感を軽減できるよう、保護者同士の交流や子育て相談を実施することで身近な相談場所としての機能を高めます。

③ 園庭開放の充実

身近な地域で安心して親子で交流したり遊んだりできる場を確保するため、市内の幼稚園・保育園・認定こども園における園庭開放について、実施園の拡充や地域の高齢者等のボランティアとの連携を検討するなど、園庭開放の充実を図ります。

④ 児童館による取組の充実

子どもの地域拠点である児童館において、幅広い年代の子どもが楽しむことができる異文化交流・世代間交流事業となるよう内容を工夫し、子どもの育成や交流の場として充実を図ります。

また、子どもを取り巻く環境の複雑化によるいじめ問題など様々な人権侵害から子どもたちを守るため、職員の人権感覚と指導力、実践力を身に付けるための資質向上の取組とともに、子ども自身の人権意識を育む取組を進めます。

児童館においては、乳幼児ルームの利用を案内するとともに、地域の保護者の子育ての悩みや不安を解消するため乳幼児教室を実施するほか、保護者が主体的に集まり、交流する場の提供や、地域に根ざした啓発活動を行います。

⑤ 公民館ほか地域集会施設などの利用の促進

公民館や地域集会施設などにおいては、生涯学習や地域住民・世代間交流活動により、家庭や地域の教育力向上を図ります。特に自然科学協力員や公民館の登録団体との連携のもと、親子で参加できる様々な体験活動の充実を図ります。

（２）地域の子育て力を高める取組

①子どもの主体的な活動・参画の促進

子ども自身がまちづくりの担い手として活躍するとともに、様々な大人との関わりを通して多面的な学びを得られるよう、学校や地域、関係団体などとの協働により、地域の様々な活動に主体的に参加することのできる機会づくりや情報提供を進めます。

また、様々な分野において、子どもの意見を積極的に取り入れ、実行につなげられるよう、子どもの参画のための仕組みづくりについて検討します。

②地域における人材育成

子どもが権利の主体であることを理解し、地域社会全体で子育てを推進するため、中高生や子育て世代、高齢者世代まで幅広い世代を対象に、広報やホームページ、SNS等様々な媒体を通じた情報発信を強化し、本市の子どもや子育てへの関心を高め、子どもを地域で育む環境づくりを推進します。

また、ファミリー・サポートや保育ボランティアなど市民参加型の子育て支援を進めます。

さらに、定年退職者の社会参加を促すことによって地域活動の促進と指導者の発掘、地域の生活文化の伝承指導者の確保を目的に人材活用を図るとともに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動を推進します。

③里親制度の啓発

子どもが生まれ育った地域で生活を送り、心理的ケアも含めた総合的な支援を受けるため、本市でも京都府と協働で定期的に「里親相談会」を開催するなど周知・啓発を図ります。

④青少年健全育成の推進

青少年が心身ともに健やかに育つことができるよう、各地区の積極的な運動の展開により市民総ぐるみの育成活動を進め、青少年に様々な体験活動を提供するとともに、集団生活や社会参加を通し、豊かな心と自立心を育みます。

⑤PTA活動の促進

学校PTA活動を尊重し、公民館や関係団体と連携した取組により、地域全体の教育力の向上と子どもを通じた保護者同士のつながりづくりを支援します。教育の基盤である家庭教育を担う保護者に対しての学び、連絡体制の強化に加え、「親育て」についても更に重点を置き、研修を深める場を提供します。

⑥「心の教育」実践活動の推進

次世代を担う子どもたちが心豊かに育ち、はつらつとした人生を送ることができるよう家庭・学校・地域が連携して「心の教育実践活動」を推進します。

また、子どもと地域住民がボランティア活動やものづくり活動、交流体験活動などをもに行うことにより、地域公民館等を中心に地域ぐるみで子どもを育てるという連帯感を高めます。

（３）子育ての情報提供・相談支援の充実

①子育てに関する窓口の充実

令和７年度より「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から自立期（おおむね１８歳）まで各段階に応じた切れ目のない支援を強化するとともに、子育てに関する各種手続きから相談までワンストップで支援します。無料通信アプリ「ＬＩＮＥ」を活用しての保護者からの気軽な相談に対応するほか、複雑な相談に対応するため、多様な分野の専門職の配置や関係機関との連携により、個別課題に応じた支援策を講じ、伴走型で支援します。

今後も、専門性を持った職員の育成や人材の確保、他の相談機関との連携強化、アウトリーチ型訪問相談の実施により、保護者が安心して相談できる体制づくりとともに、相談窓口の周知に努めます。

②様々な媒体を通した子育て情報提供の充実

子どもや子育て家庭が、市民の主体的な活動や市内の施設等の地域資源を活用するとともに、必要な支援を受けることができるよう、庁内及び関係機関と情報共有を図るとともに、市の子育てホームページやＳＮＳ、子育て情報誌等様々な媒体を活用した情報提供を実施します。



基本目標3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

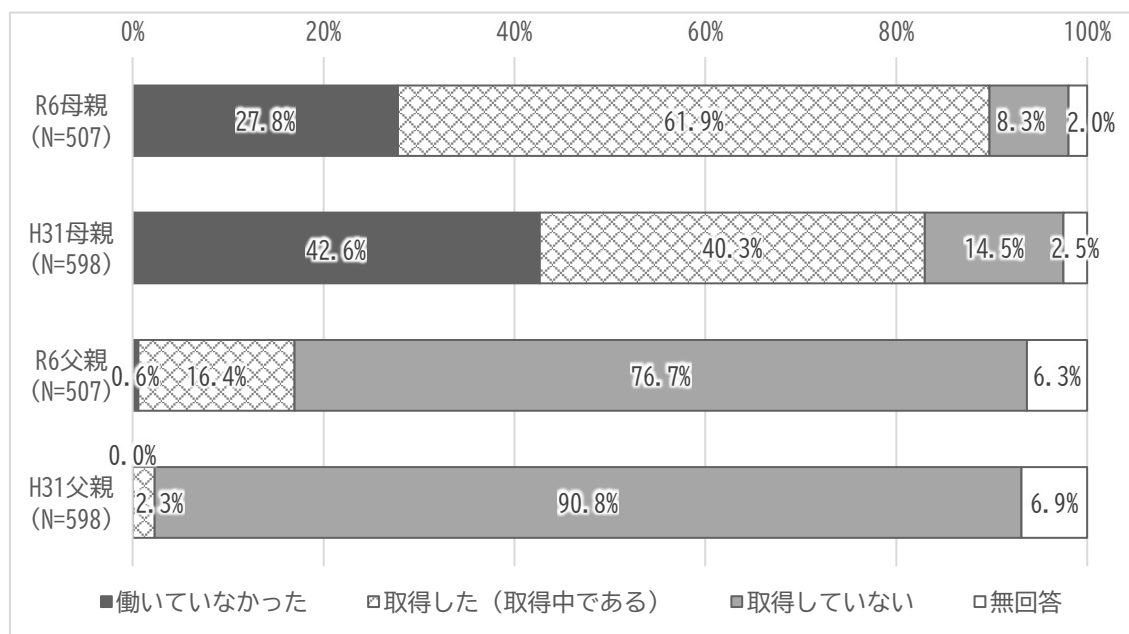
本市の現状と課題

- コロナ禍を経て、ドメスティックバイオレンス（DV）についての相談件数が増加傾向にあり、その内容も身体的暴力から精神的暴力を含んだ形へと変化しています。子どもの前で夫婦間暴力等が行われること（面前DV）は子どもへの心理的虐待と言われ、その後の成長に大きな影響を及ぼします。
- 20～40歳代の女性の労働力率は平成27年度と比較して増加していますが、出産・育児の時期にあたる30歳前半で下がるため、仕事と出産・育児の両立ができる環境整備が求められています。
- 出産や子育てを支援するための教室については、パートナーとの参加率が9割近くを占め、満足度も高くなっています。今後は、さらに男性の参加率や満足度を高めるため、事業内容等を検討する必要があります。

ニーズ調査結果から

- 育児休業取得状況については、母親が61.9%、父親が16.4%であり、どちらも平成31年度調査結果と比較すると大きく増加しています。
- 父親の育児休業取得率が増加していることから、職場の理解や父親の子育てに対する意識の向上がうかがえます。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況





当事者の意見

- ◇職場の雰囲気はよく、子どもの発熱などの対応も柔軟にしてくれる。
- ◇とにかく時間がなく、ゆっくり子どもにかかわる時間が欲しい。子どもの急な体調不良の際に休みが取りにくい。
- ◇男性の育休は取りにくい。
- ◇保育園に入るのが難しく、復帰しづらい。
- ◇早朝や夜遅い仕事の時は祖父母に頼らないといけない。
- ◇一時保育事業が事前申し込みを必要としており、利用しづらい。気軽に利用できる場所があればと思う。
- ◇病児保育を出勤に間に合うようもう少し早い時間から実施してほしい。



関係団体、支援者等の声

- ◇父親の子育ての参加は増えてきていると感じる。
- ◇働いている会社に子育て支援について知ってもらい、会社側からも支援や補助などを行ってもらえるとよい。会社にとっても子育て支援に手厚い事業者ということはよいアピールになる。

●施策の方向性

家族が互いに理解・尊重し合い、協力しながら子育てできる環境づくりや、職場の理解と固定的な性別役割分担意識の解消についての啓発を進めます。

また、子どもの健やかな育ちのため、DV・虐待防止の取組を進めます。

子どもが、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

女性が安心して働くことができる職場環境づくり、男性の主体的な子育てを進めるため、就職・再就職の実現に向けた市内の企業と連携した就労促進の取組、長時間労働の見直しや育児休業の取得促進のための啓発を行います。

また、教育・保育事業、病児保育や放課後児童クラブ等のさらなる充実を図ります。

さらには、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケア※の取組を推進します。

※プレコンセプションケア：男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことをいいます。

（１）男女共同参画社会づくりの推進と職場環境の整備

①男女共同参画社会実現に向けての施策の充実

性別に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識の解消のため、セミナーの開催やパンフレットやチラシでの啓発等、様々な機会を通し男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進します。

また、家庭内等で起こるDVが子どもに与える影響について理解するとともに、DVの未然防止に向け暴力を容認しない文化を育み、誰もが安全に生活できる環境を整えるための啓発や教育の推進と、相談窓口の充実を図ります。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（人々の性的指向や性別に関する自己の認識や表現）の多様性に関する理解を深めるため、市民への啓発をはじめ、学校においては、教職員のための研修を行うとともに個別の対応や相談を行う等すべての子どもたちがありのままの自分で安心して過ごせるような環境づくりを推進します。

②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※の推進と育児休業の取得促進

女性、男性がともに多様な生き方が選択でき、育児や社会参画を行うためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、長時間労働を見直すとともに、男女ともに育児休業や年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを進める必要があります。そのため、事業所調査等により実態把握に努め、「柔軟な働き方の導入」「休暇制度の拡充」「労働時間の適正化」「仕事と家庭の両立支援」等について、事業所や地域社会への周知・啓発を行います。

③女性の就労・再就労のための支援

女性が子育てをしながら就労するためには、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、出産や育児でいったん仕事を辞めた場合、就労・再就労できるよう、スキルアップに向けた支援が必要です。

また、乳幼児期の教育・保育のほか、一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児保育事業などの実施により、求職活動及び就労後の育児を支援します。

④男性の主体的な子育ての推進

男性が子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、妊娠期から家事や育児等の家庭生活への関心と理解を深め、親としての自覚を促す啓発事業について、引き続き内容を工夫しながら実施します。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

（２）心身ともに健康な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援の充実

①心とからだの健康づくり支援

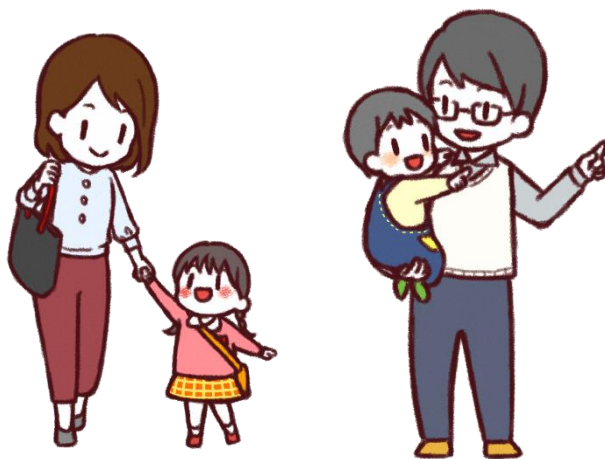
学校教育との連携のもと、性教育やデートDV※防止教育等意識啓発を推進し、若者が自分の身体のことを理解し、パートナーと対等な関係を育むことができるよう努めます。

また、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であるためにリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の観点から、妊娠・出産に関して女性の自由な選択が保障されるよう啓発します。

さらに、産前産後の心とからだの健康づくりのため、母子健康手帳の交付や妊娠の早期届出、妊産婦健康診査の受診の大切さ等について様々な機会を通して幅広く啓発を行うとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を習得し、将来を見据えた自分の健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

②不妊治療等助成事業の実施

子どもを望む人が産むことを選択しやすいよう、不妊治療等を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成します。不妊で悩んでいる人がより気軽に相談・治療を受けられるよう、京都府の事業もあわせて助成事業と相談窓口について周知します。



※デートDV：恋人など親密なパートナー間での暴力のことをいいます。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

：女性の人権の重要な一つとして認識されており、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通しての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

基本目標 4 安心・安全な子育て環境をつくります！

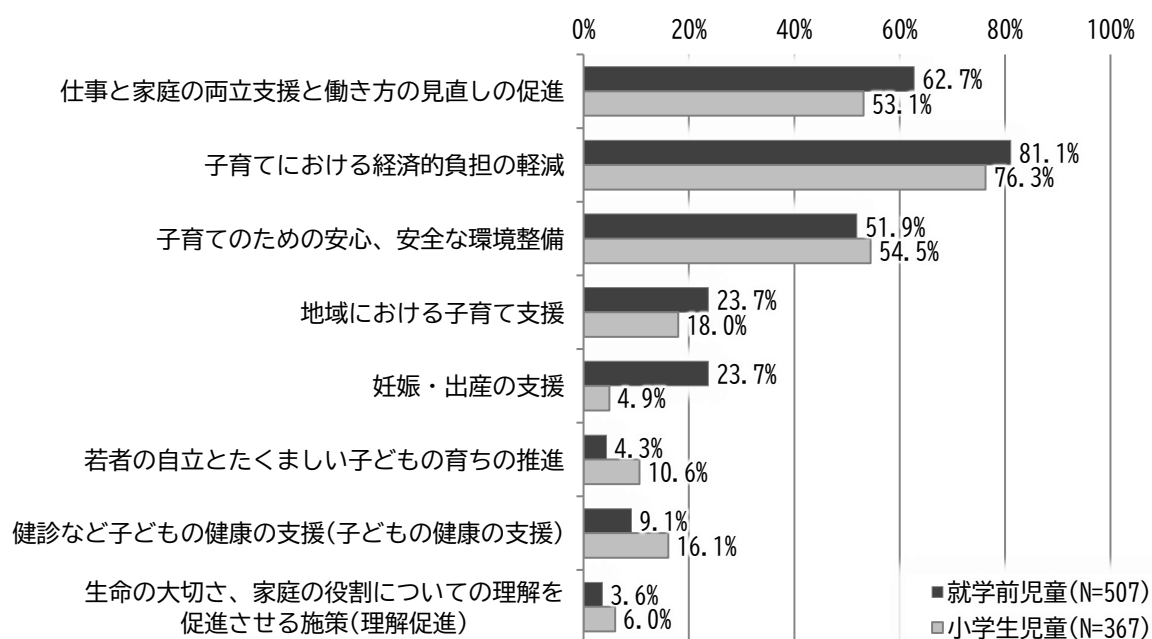
本市の現状と課題

- 各種乳幼児健診等を実施するとともに、関係機関と連携して発達相談や予防接種等の母子保健や医療体制の充実を図っています。支援が必要な対象者は増加傾向にあるため、対応できる人材が必要となっています。
- 発達遅滞や発達障害を心配する保護者からの相談が年々増えており、療育による早期支援の希望者も多いため、療育の定員が年度初めに埋まってしまう状態が続いています。
- 4歳児クラス健診や就学前スクリーニング、思春期スクリーニングを実施し、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援体制の充実と、移行支援シートや特別支援連携チーム等を活用した保幼小→小学校→中学校へのスムーズなつながりを図っています。

ニーズ調査結果から

- 遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」「近くに遊び場がない」と回答した人が多くなっています。
- 子どもと外出する際に困ること・困ったことについては、「買い物中等に子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」、「オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない」が多くなっています。
- 望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」等が多くなっています。

■望ましい子育て施策





当事者の意見

- ◇公園は整っているが、公園の近くは車どおりが多く、歩道がない。
- ◇ベビーカーで移動するとき、歩道など段差が気になった。
- ◇雨の日や暑い日の遊び場(室内)が欲しい。



関係団体、支援者等の声

- ◇発達障害の子どもは地域の学校へ進学するが、放課後児童クラブでは過ごしにくいようである。療育事業所への通所を希望するが、どこもいっぱい受入困難な場合が多い。
- ◇療育教室に通いたい子どもが通えない現状がある。療育の受け入れを広げてほしい。
- ◇特に事業所と学校とは情報がつながらず困ることが多い。
- ◇日曜日に行く場所がないため、屋内で遊べる大型遊具のある施設が欲しい。
- ◇図書館や児童館、三段池の公園に行く話を聞くことがある。しかし雨の日に過ごす場所が少なく、遊び場所に困るなどの声も聞くため、室内で遊べるような施設があるとよいのではないか。

●施策の方向性

子どもへの関わり方や発達の悩みごとへの相談体制、療育が必要な子どもへの適切な時期での提供等について、関係機関で協議を進め、発達支援体制の向上を図ります。

障害のある子どもやその親への支援のほか、障害のある子どもの親同士が交流し、相談し合う場づくりを推進するとともに、障害への理解を促進するための啓発活動を行います。

令和7年度よりすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、子ども政策室に「こども家庭センター」を設置し、誰もが利用しやすい相談窓口の充実を図ります。

幼い命が虐待によって失われることがないように、関係機関と連携し情報共有や役割分担を行いながら、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

子どもにとって安全な環境づくりと子育てしやすいまちをめざして、ハード、ソフトの両面から子育てにやさしい環境づくりの取組を事業所や地域と協働で進めます。

(1) 切れ目のない母子保健対策の充実

①妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査助成制度の実施

健やかな出産を支援するため、妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査受診対象者について公費負担制度を実施します。中でもリスク管理が極めて重要な多胎妊娠の場合は、妊婦健診回数を追加して実施します。また、経済的理由により入院出産が困難な場合、出産にかかる費用助成を実施します。低所得者の初回産科受診料助成制度については必要な人が支援を受けられるよう妊娠届け出時の保健師等からの案内やSNS等で周知します。

②妊産婦・乳幼児訪問指導の充実

妊産婦や出生児の早期把握による訪問指導とともに、ハイリスク妊婦※に対し積極的に訪問指導を受けることを勧め、産後の継続支援につなげます。専門職が対象者に寄り添い、継続して支援が行えるよう、職員の資質向上や人材の確保を図ります。

また、医療機関との連携を図り、未熟児や多胎児等養育支援の必要な家庭の早期把握・継続支援を実施します。

③乳幼児健康診査の推進

各種乳幼児健康診査を継続的に実施するとともに、健診時の発達・育児に関する相談支援、病気や虐待等の早期発見等に努めます。特に子育てに困難感のある保護者への寄り添い支援を進めるとともに、必要に応じて幼稚園・保育園・認定こども園の関係機関と連携して対応します。

また、未受診者の一部には虐待が疑われるケースもあることから、引き続き受診勧奨を行うとともに、他機関と連携を図り、未受診者の状況把握・支援に努めます。

④乳児栄養食品支給事業の実施

経済的に困窮している世帯の乳児を対象に申請により粉乳を支給します。対象者が確実に申請できるよう様々な機会を通して事業の周知を図ります。

⑤乳幼児健康相談の実施

健康相談及び臨床心理士による発達相談を行うとともに、幼稚園・保育園・認定こども園において健康相談を実施します。発達相談員や市立福知山市民病院の臨床発達心理士とケース検討会議を行うなど、さらなる連携強化を図ります。

また、子育て世代が気軽に相談できるよう、電話やSNS等での相談を引き続き受け付け、悩み事や不安の解消に努めます。

⑥予防接種の実施

予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。今後も医療機関や保健所、学校、幼稚園・保育園・認定こども園の関係機関と連携のもと接種勧奨に努めるとともに、市ホー

※ハイリスク妊婦：母児のいずれかまたは両者の重大な予後が予想されるような妊娠をしている妊婦。

ホームページやSNS等を活用し、市民への周知を図ります。

⑦乳幼児の食育の推進

乳幼児の食育事業として、母子保健事業（乳幼児健康診査、離乳食教室等）、食育教室や栄養相談を実施します。また、乳幼児の食育推進にあわせ、保護者に対して食の大切さや健康づくりの関心が高まるよう、野菜を使ったレシピの掲示・配布、各種健診や相談事業等、様々な機会を通して子どもの健康と望ましい食習慣の形成に努めます。

⑧子育てを支援する健康教室の充実

妊婦とそのパートナーを対象に、出産や子育てを支援するための教室を開催します。男性の参加率向上を図るため、開催日時を工夫します。また、多胎児を育児する保護者を支援するため、当事者の交流会を開催します。

⑨産後ケア事業の充実

誰もがより安心して子育てができる環境の充実に向けて、産後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業の提供体制の確保を進めます。

（２）母子・小児医療の環境づくり

①地域医療体制の充実

子どもから高齢者まですべての市民が住み慣れた地域で安心・安全に住み続けていけるよう、総合的な地域包括ケアの実現、医師確保を含む医療提供体制の安定を図ります。

②地域医療及び救急体制の周知

市ホームページ等を通し、本市の小児科を掲げる病院・医院及び救急体制一覧等を掲載し、周知します。

③子どもの医療費の支給

健やかに子どもを生み育てる環境をつくり、子どもの健康の保持・増進を図るため、病気やケガなどで医療機関にかかった場合の医療費の一部又は全額を支給し、未熟児については、入院養育費を助成します。

（３）障害等発達に支援が必要な子ども・家庭への支援

①障害等発達に支援が必要な子どもを養育する家庭への相談体制の充実

療育を必要とする子どもの早期把握・早期支援や、障害のある子どもを養育する家庭を支援するため、相談体制を充実します。

また、発達に関して支援が必要な子ども一人ひとりに適切な支援を行うため、教育相談

や就学指導について一層の充実を図ります。

さらに、臨床発達心理士等の専門職の確保や、教育支援委員会の相談員の資質向上と発達支援に係る教育相談の充実を図ります。

②障害児通所支援等サービスの充実

障害や発達に関して支援を必要とする子どもに対し、個々の子どもの特性に応じて、子どもの心身の発達を促していく児童発達支援※(未就学児を対象)や放課後等デイサービス※(就学児を対象)などの障害児通所支援の充実を図ります。

③発達に支援が必要な子どもへの一貫した支援の充実

「のびのび福知っ子就学前発達支援事業※」において、保健・医療・福祉・教育の連携のもと、発達障害など支援が必要な幼児の早期発見・早期支援・円滑な就学に向けての移行支援に取り組みます。

学童期においては、SST(ソーシャルスキルトレーニング)※等の支援を充実するとともに、実施目的や支援による効果等を広く周知し、必要な子どもに適切な支援が提供できるよう取り組みます。

「思春期スクリーニング」を行い、思春期を中心に顕在化する発達障害や子どもの持つ不安感の早期発見、不登校などの二次障害防止に努めます。

さらに、支援連携ツールを活用し、保健・医療・福祉・教育が連携しながら子どもと保護者を支え、義務教育終了後も一貫した支援を行えるよう取り組みます。

④医療的ケアが必要な児童の支援

障害のある児童の医療的ニーズに対応するため、圏域内(福知山市、舞鶴市、綾部市)において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所以上確保するように努めます。

また、医療的ケア児に対して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携し、適切な支援を行うことができるよう協議を進めます。

⑤子どもの学校生活への支援

すべての小中学校で特別支援教育を基盤にした教育活動を推進するとともに、小中学校の特

※ 児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

※ 放課後等デイサービス：学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

※のびのび福知っ子就学前発達支援事業：子どもたちが自己肯定感をもって学校生活を送るために、就学までの時期に持てる力を伸ばすことを支援することが目的です。事業の内容は、1つ目は4歳児を対象とした4歳児クラス健診、2つ目は5歳児を対象とした就学前スクリーニング、3つ目は就学前サポート、4つ目は発達障害に関する講演会・研修会の実施です。

※SST(ソーシャルスキルトレーニング)：対人場面において、相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動のことで、その対人行動を習得する練習のことをいいます。

別支援学級において、障害のある児童・生徒の個々の障害に応じた指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を計画的・組織的に行います。また、通級指導教室においても、発達障害等一人ひとりの特性に応じた適切な指導・支援を行います。

学校生活においては、支援が必要な児童・生徒をサポートするため、指導補助員を配置します。また、聴覚に障害があり、府立聾学校舞鶴分校へ自力で通学が困難な児童の通学を支援します。

学習面又は行動面で困難を示す児童生徒については、学校だけでなく、家庭や医療機関、福祉施設など関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した教育支援計画を作成し、長期的な視点に立って一貫した支援を行うことができるよう努めます。

⑥ 障害への理解の促進

様々な障害への市民の理解を深めるため、「あいサポーター研修」を展開するなど広く啓発を行います。

障害のある当事者等を講師として登録し、講師として派遣する「障害についての理解啓発人材バンク」の活用を学校等にも呼び掛け、理解啓発に取り組みます。

⑦ 障害のある子どもの社会参画の促進

市や地域、関係団体が主催するイベントや行事を活用して、障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通して多様性を認め合い、ともに育ち合うことができる機会や子どもが主体的に参画できる場づくりを進めます。

(4) 要保護児童対策地域協議会の充実

① 「こども家庭センター」として機能充実

令和7年度より従来の「子ども家庭総合支援拠点」は「こども家庭センター」として、「要保護児童対策調整機関」の機能を持ち、「要保護児童対策地域協議会」の適切な運営を行うとともに、児童相談所や福祉、保健、医療、教育などの関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

こども家庭センターには、保健師、助産師、社会福祉士、教員OBなど多様な分野の専門職を配置し、個々の家庭の状況に応じた課題解決の方策を検討します。

また、協議会による子育て講演会などを通し、児童虐待の予防と早期発見に係る市民への啓発活動を充実します。

② 各種事業を通じた虐待防止の強化

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等において、子育てに関する情報提供並びに乳幼児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行います。

また、必要に応じて保健師・助産師等専門職の訪問指導事業や産後ケア事業につなげ、継続支援を行います。

（５）子どもの安全のための取組の充実

①子ども安全対策連絡協議会の運営

幼稚園・保育園・認定こども園・学校をはじめ、地域の関係団体が連携し、子どもの安全を守る環境整備を行うとともに市民が安心・安全に暮らせるまちづくりをめざし、子ども安全対策連絡協議会を運営します。

また、地域の子育て力向上を図るため、定期的な総会や研修会等を開催します。

②子どもが安心して暮らせる地域防犯体制の充実

学校と地域が連携し、「子ども見守り隊」や「子ども110番のいえ」などの活動の担い手育成及び周知に努め、子どもの安全確保に努めます。不審者情報提供システムとして「京都府防災・防犯メール」の登録者の拡大を図ります。

また、新入学児童に防犯ブザーを配布する等、子どもが自ら危険から身を守ることができるよう予防教育を推進します。

③性・暴力表現など子どもに対する有害情報対策の推進

インターネット上での性や暴力に関する過激な内容及びネットいじめ等について、児童・生徒自らが、メディアの発信する情報の真偽を見抜き、その活用方法について判断できるよう講座や教室を開催するとともに、保護者を含めた啓発活動を進めます。

また、書店やコンビニエンスストア、インターネット上などで性や暴力に関する過激な内容の雑誌やビデオ等が販売されている等、子どもに対する悪影響が懸念される有害情報に対し、関係機関と連携し、有害情報対策を講じます。

④防災と事故防止対策指導の充実

幼少期から防災に対する知識及び認識の向上と防災意識を高めるため、幼稚園・保育園・認定こども園・学校での防災、救急等の研修や防災センターの見学研修等を行います。

福知山警察署、福知山市交通対策協議会等の関係機関・団体と連携し、通学路の防犯・交通安全対策を進めます。

また、幼児等への交通安全教室をはじめ、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメット着用、交通ルールについて啓発する等、交通安全教育を推進します。

（６）子育てにやさしい環境づくり

①ユニバーサルデザインや親子の健康に配慮した環境の整備

妊婦や子ども、車いす・ベビーカー等の利用者が、安全・快適に外出できるよう、道路や公共施設等の改修や更新の際には、企業や地域と協働でユニバーサルデザインの視点による環境整備を進めます。

また、子どもや妊婦の健康面に配慮し、施設内禁煙を推進するとともに、「望まない受動喫煙」をなくすため、その他の施設・企業等での禁煙・分煙について周知します。

②子育てしやすい住環境の整備

市営住宅について、少子高齢化を見据え、子育て世帯の居住安定確保を図ります。

また、良好な住環境を維持するため、空き家補充時には世帯類型別募集により適切なコミュニティバランスの確保※に努めます。

③公園・ひろばの安全確保

公園施設について、定期的に安全点検を実施するとともに、適宜、修繕や更新を行い、公園利用者の安全確保に努めます。

また、親子で安全に過ごすことができる屋内施設について検討します。

④子育て世帯の経済的負担の軽減

児童手当や児童扶養手当の支給、幼児教育・保育の無償化、福祉医療（ひとり親医療）費支給制度やふくふく医療費支給制度等の実施により、子育てにかかる経済的負担を軽減します。

また、ひとり親家庭や多子世帯等特に支援を必要とする子育て家庭に対して、保育料の減免や軽減を継続するとともに、所得に応じた保育料設定を行います。

⑤子どもの養育が一時的に困難な家庭への支援

保護者の疾病、疲労、就労等により、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になることがあります。保護者の負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを保障するため、一時的に子どもの養育・保護ができるよう子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施します。

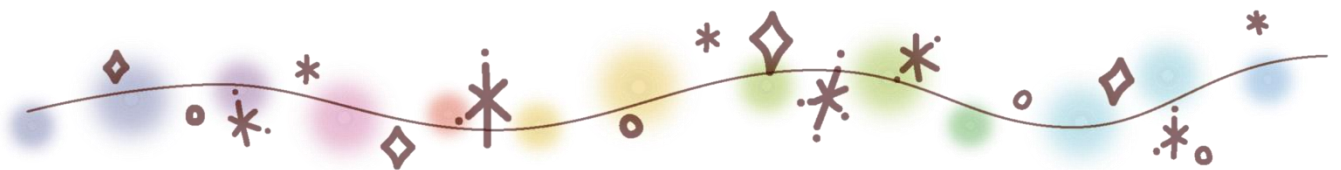
※コミュニティバランスの確保：高齢世帯、子育て世帯、単身世帯など多様な世帯でバランスよくコミュニティの形成を確保することをいいます。

⑥ マタニティマーク等の普及啓発

マタニティマークのポスター掲示や、チェーンホルダーの配布により、妊産婦に対する市民の理解を促進します。

また、妊産婦や障害のある人等が利用できる「京都おもいやり駐車場」の普及啓発を進め、妊産婦と乳児にやさしい環境づくりに努めます。

さらに、難病や内部障害のある人、義足や人工関節を使用している人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人にヘルプマークを配布するなどして、理解と配慮が広がるように努めます。



第5章 子どもの貧困対策

基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

1 子どもの貧困 基本的な考え方

子どもは「未来へつなぐ たからもの」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現をめざします。

本市においては、「子どもの貧困」は、「経済的な貧困」、社会的に孤立してしまう「関係性の貧困」、子どもの成長を見守る親の養育力や生活力の課題により、権利主体である子ども自身が適切な養育・教育を受けられず、子どもの自己実現が阻害され、貧困の世代間連鎖を生むことが問題と捉えています。

貧困問題を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題解決するという考えのもと、実情に応じて必要な経済的支援を進めるとともに、子育て家庭の孤立を防止する取組、保護者への「養育力」「生活力」の支援・育成、そして子どもへの「学力」「生活力」の支援・育成を、行政・地域住民・関係機関・関係団体が一体となって行います。

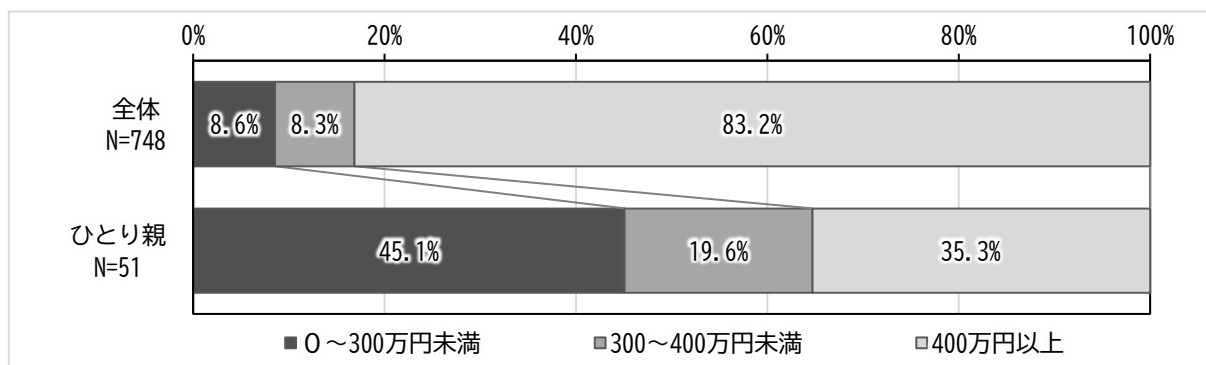
子どものことを第一に考え、これらの支援を包括的かつ早期に講じていくことにより、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望をもてる社会をめざします。

2 調査等の結果について

令和5年度に「福知山市子どもの生活状況などに関するアンケート」を実施し、子どもと保護者の健康や生活などに関する実態調査を行いました。

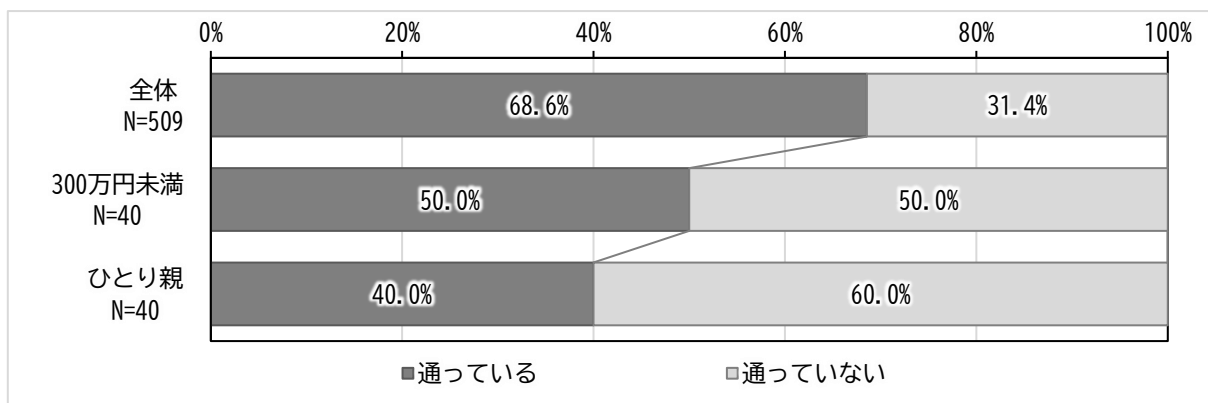
- (1) 世帯全体の収入が300万円未満の家庭の割合は、全体で8.6%、ひとり親家庭で45.1%と、全体に比較してひとり親家庭において、世帯全体の収入が300万円未満の家庭の割合が高くなっています。

■あて名のお子さんと生計を共にしている人全員の1年間の収入を合わせた「世帯全体の収入」をお答えください。



(2) 子どもが塾や習い事に「通っている」と回答した家庭の割合は、全体で 68.6%、世帯全体の収入が 300 万円未満の家庭で 50.0%、ひとり親家庭で 40.0%と、全体に比較して世帯全体の収入が 300 万円未満の家庭・ひとり親家庭において、子どもが塾や習い事に「通っている」と回答した家庭の割合が低くなっています。

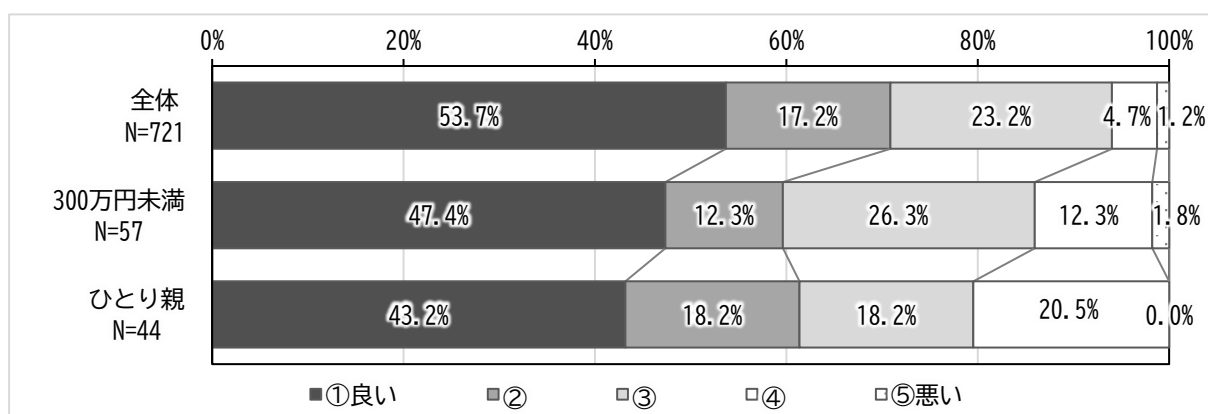
■あて名のお子さんは、現在、塾や習い事（学校以外のクラブ等を含む）に通っていますか？



(3) 母親の健康状態が「悪い」に近い数字④、⑤を選んだ家庭の割合は、全体で 5.9%、世帯全体の収入が 300 万円未満の家庭で 14.1%、ひとり親家庭で 20.5%と、全体と比較して、ひとり親家庭において、母親の健康状態が「悪い」と感じている家庭の割合が高くなっています。

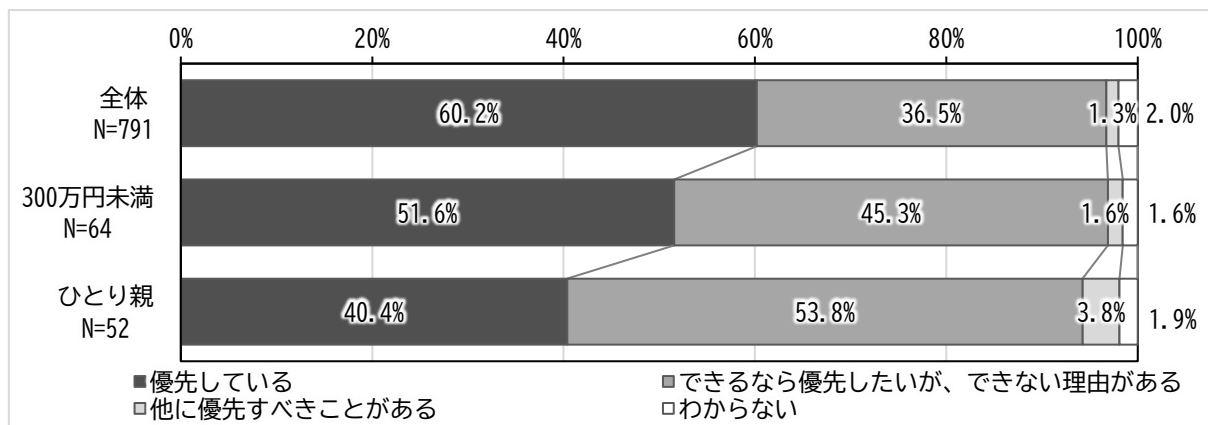
■あて名のお子さんの保護者の健康状態をお聞かせください。（母親）

よい ← → 悪い				
①	②	③	④	⑤



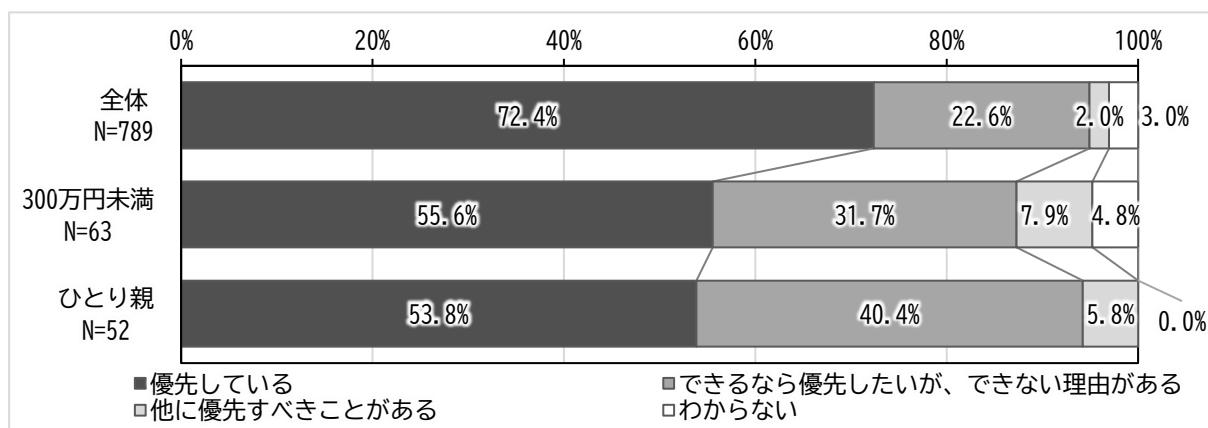
(4) 子育てにかかる時間について、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合は、全体で 36.5%、世帯全体の収入が 300 万円未満の家庭で 45.3%、ひとり親家庭で 53.8%と、全体と比較して、ひとり親家庭において、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合が高くなっています。

■あなたのご家庭では、毎日の生活において子育てにかかる時間やお金などについてどのようにお考えですか？ 【時間について】



(5) 子育てにかかるお金について「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合は、全体で 22.6%、世帯全体の収入が 300 万円未満の家庭で 31.7%、ひとり親家庭で 40.4%と、全体と比較して、ひとり親家庭において、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合が高くなっています。

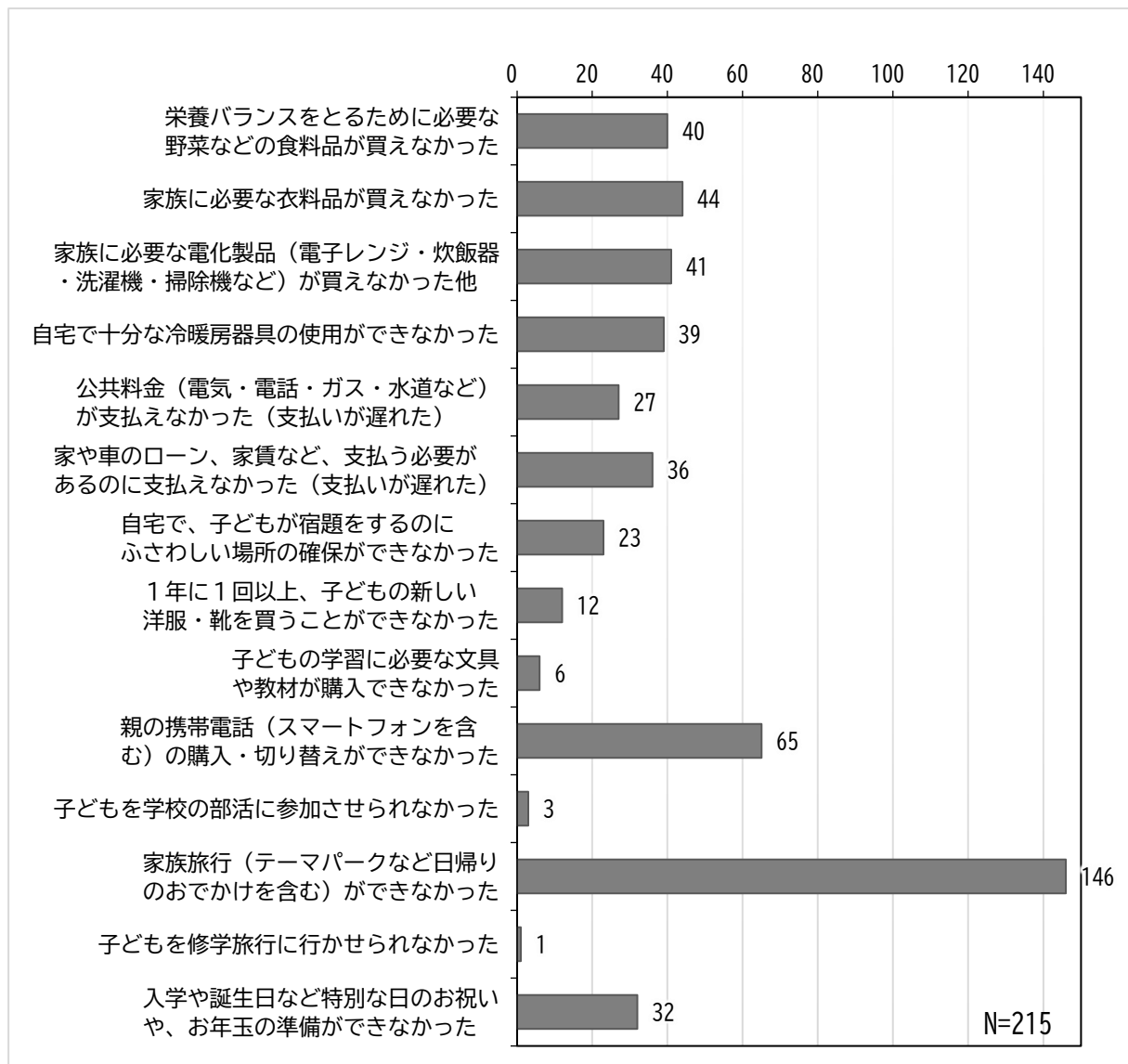
■あなたのご家庭では、毎日の生活において子育てにかかる時間やお金などについてどのようにお考えですか？ 【お金について】



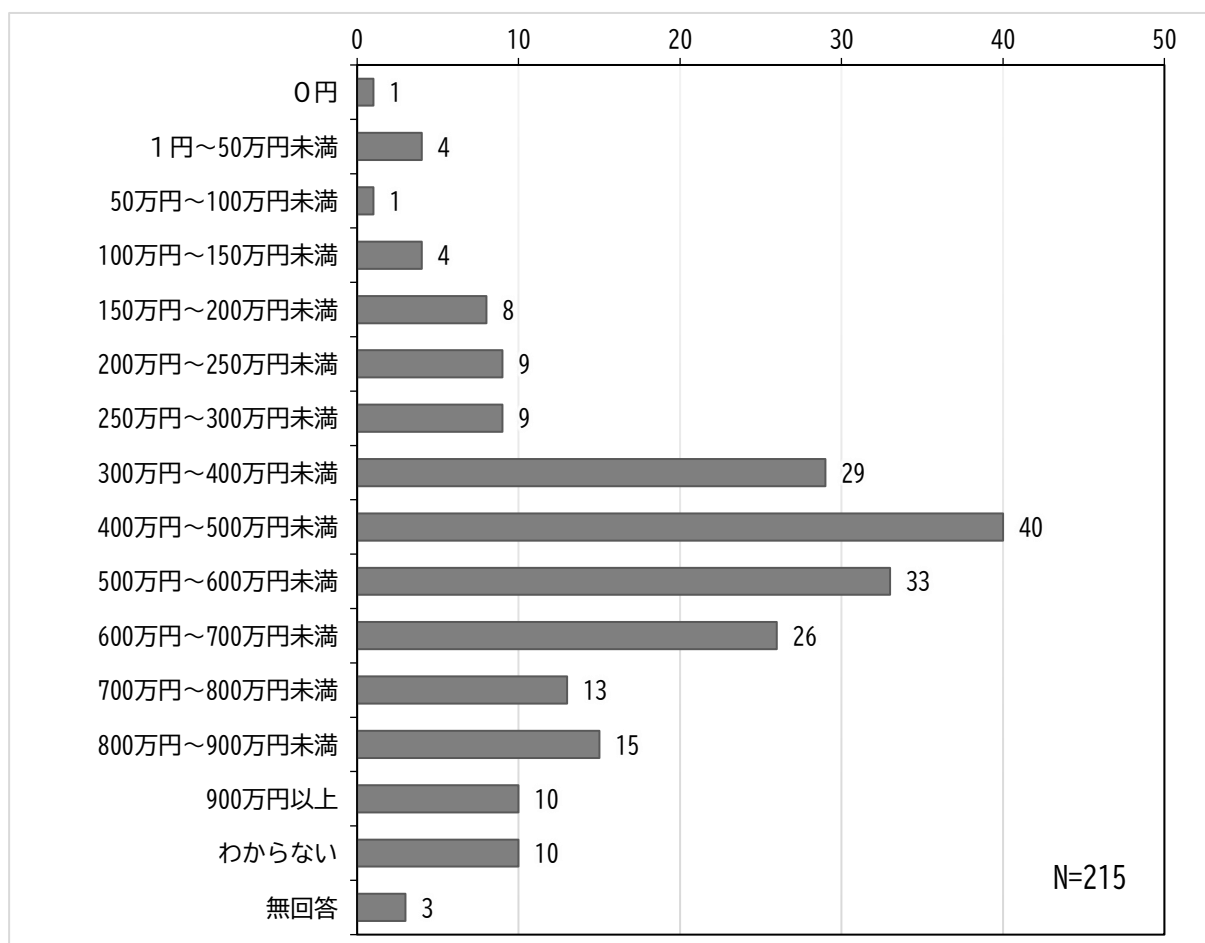
(6) 経済的な理由から、過去1年以内に下記のグラフのような困難な状況があったと回答した家庭の割合は、全体で27.1%でした。また、困難な状況があったと回答した家庭の割合は、世帯全体の収入が低い家庭においてその割合が高い傾向にありました。

■あなたのご家庭では、うっかりといった理由ではなく経済的な理由から、過去1年以内に次のような状況がありましたか。

経済的理由により困難な状況があった家庭の項目別件数



経済的理由により困難な状況があった家庭の世帯全体の収入状況



■世帯全体の収入からみた困難な状況があった家庭の割合

	総数	困難経験等にチェックがついた人数	割合
0円	1	1	100.0%
1円～50万円未満	7	4	57.1%
50万円～100万円未満	4	1	25.0%
100万円～150万円未満	6	4	66.7%
150万円～200万円未満	10	8	80.0%
200万円～250万円未満	17	9	52.9%
250万円～300万円未満	19	9	47.4%
300万円～400万円未満	62	29	46.8%
400万円～500万円未満	100	40	40.0%
500万円～600万円未満	119	33	27.7%
600万円～700万円未満	118	26	22.0%
700万円～800万円未満	106	13	12.3%
800万円～900万円未満	70	15	21.4%
900万円以上	109	10	9.2%
わからない	30	10	33.3%
無回答	16	3	18.8%

3 施策の内容

本市の現状と課題

(1) 「子どもの貧困」に気付く地域支援ネットワークと人材に関して

令和5年度に行ったアンケート調査等からは、特にひとり親世帯が様々な困難を抱えながらも相談には至りにくい実情がうかがえます。「子育て総合相談窓口」は、すべての子どもが所属する学校などとのつながりを強化するとともに、子育て家庭の情報の一元化を図り、様々な困難を抱える子育て家庭を対象に、多様な分野の専門職が個々の家庭の状況に応じてアセスメント^{*}し、支援の進行管理を行う役割を担っています。

今後も、支援が必要な子育て家庭をもれ落とさず見つけ、早期支援につなげるため、地域支援ネットワークの強化と人材の確保、育成が必要です。

(2) 子どもの学力定着について

学校においては、児童生徒一人一台タブレット端末を配備するなど学びの充実を図っています。また、従来から、基礎学力定着の取組や、地域人材を活用した地域未来塾^{*}などによる子どもたちへの働きかけ、まなび・生活アドバイザー^{*}などの専門知識を有する人材や不登校傾向の子どもの支援を行う子どもよりそい支援員等を配置するなど、多様なアプローチを通じて子どもと保護者の支援を行ってきました。

学校・行政・教育機関等関係機関、家庭、地域が丸となり、それぞれの役割分担において支援を行うことが必要です。

(3) 子どもの家庭や地域社会からの孤立について

近年の核家族化、共働きなどといった家庭環境の変化により、子どもが家族と十分に関わる時間がもてない傾向にあります。また、保護者の養育力、生活力、コミュニケーション力の弱さなどの課題により、子育て家庭が周囲から孤立する場合があります。

全国的にも増加している不登校については、本市においても同様の状況です。令和5年度より不登校に対する負のイメージを払拭しつつ、誰一人取り残さない多様な学びの推進を『福知山市版多様な学びアクションプラン』として位置づけ教育、保健・福祉の連携のもと様々な取組を実践しています。その一つとして、子どもの安心できる居場所として、小学校や中学校内の『アナザークラス』、学校外の『けやき広場』や『S I R Oらば、S I R Oらば+』等を設置しています。

子どもの健全な成長のためには、子どもが安心して過ごせる場や安心して相談できる人が必要であることから、学校以外で学習ができる場所、就労等により保護者が不在時の家庭の子どもの居場所、親子で交流できる場所など、子どもにとって家庭以外の居場所づくりを推進することが重要です。なお、近年の気候変動の状況も踏まえ子どもの居場所については、環境整備に係る対応も必要です。

^{*}アセスメント：ある事象をあらゆる角度から客観的に見立てることをいいます。

^{*}地域未来塾：元教員など地域住民のボランティアによる、中学生を対象とした学習支援事業。

^{*}まなび・生活アドバイザー：子どもの学習や生活習慣確立を支援する専門職のことです。

（４）義務教育修了後の支援、子どもの自立支援について

経済的な困窮状態にある子ども、不登校や引きこもり、学校中退といった状況にある子どもなど、様々な事情があっても、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長し、自己実現力を育成するため、義務教育修了以降の自立に向けて、関係機関が連携を更に強化し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

（５）経済面について

経済的な生活困窮状態にある子育て家庭の背景には、国や京都府の制度に準じた一定の扶助制度により経済的保障はされつつも、お金の使い方や優先順位のつけ方といった、保護者の能力や家族関係などの理由により、子育てに必要なお金が優先して使われていない実態が、アンケート調査やヒアリング調査から見て取れます。

個々の家庭の状況に応じた経済的支援制度の活用に留まらず、生活再生に向けた支援が必要です。

（６）重点支援の対象について

調査結果や日々の業務から、以下のような課題が見えてきており、重点支援が必要であると考えます。

①ひとり親家庭

本市のひとり親家庭の経済状況は、全国の状況と同様に厳しい所得水準となっています。また、保護者の不安定な収入、健康不良、近隣関係が希薄、ゆとりをもって育児ができないなどといった課題が併存する割合が高くなっています。コロナ禍以降物価高騰を受け、必要な食糧や衣服が買えない、自宅で十分な冷暖房器具の使用ができなかった、特別な日のお祝い等ができなかったなど厳しい経済状況がうかがえます。

②生活保護受給世帯

最低限度の生活ができるように保障されているものの、保護者の養育力、生活力、コミュニケーション力の弱さ、周囲からの孤立といった複数の課題を抱える家庭が存在します。

③孤立する子育て家庭

市外からの転入者や配偶者の長期出張、単身赴任など、世帯の内外に育児支援者がいない家庭、外国にルーツのある家庭、ケアが必要な家族員がいる家庭、要保護児童対策地域協議会へ虐待等通告があった家庭などは、地域社会から孤立しやすい傾向にあります。子育て家庭の孤立は、経済的困窮状態になくても、子どもの居場所がない、相談相手や支援者がいないなど課題が併存するケースが多くなっています。

④ヤングケアラー

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、周囲の大人のみならず、子ども自身や家族もそのしんどさに気づいていない、誰にも相談できない状態があることが国などの調査から見えてきました。大人に助けられた経験が少なく、人に頼る、相談するという発想がない場合もあります。また、大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあったり、また、遊ぶ時間がないこともあって孤独を感じやすい状況があります。

関係団体ヒアリングや子ども・子育て会議での主なご意見



関係団体、支援者等の声

- ◇どこにも相談しない親のサポートについては、小・中学校を基盤にするのが良い。学校に相談機能を持たせ、常勤の専任人員を配置することが必要ではないか。
- ◇子どもとどう向き合うのか、どうやって関わればよいか分らず、悩み迷っている姿がある。
- ◇隣近所と話さなくなり関係が希薄化している。必要以上のことは話さないで、信頼関係も築きにくい。
- ◇外国籍の方の場合、言葉の壁もあって地域社会とのつながりにくさがあると感じる。
- ◇就学援助の制度を知らずに給食費等が未納の人もある。
- ◇一定の所得があり、物品を購入することができるはずなのに、できていないことがある。
- ◇親も生活のために必死で就労しており、余裕のない生活で子育てが放置になる様子も見られる。特にひとり親家庭では、どうしても仕事優先になってしまう傾向にある。
- ◇経済格差が大きくなっているため、制服・ランドセル・柔道着など、リサイクル品を活用できるシステムがあるとよい。
- ◇ベトナムやインドネシア等の外国籍の方も地域子育て支援拠点を利用されているが、保育園等への入園時など言語面の支援が必要だと感じる。
- ◇兄弟の世話をしている外国籍の子どもの場合、ヤングケアラーとしての支援とともに、学習支援も必要になるなど課題が複合化している。

●施策の方向性

周囲から見えにくい子どもの貧困をもれ落とさず把握し、早期に支援できるよう、「こども家庭センター」の機能をもつ「子育て総合相談窓口」に子どもや家庭の情報集約及びアセスメント機能を一元化し、その情報を元に教育・保健・福祉等地域支援ネットワークにより適切な支援につなげます。

また、すべての子どもが所属し全体把握が可能な学校を地域に開かれた「プラットホーム※」とし、行政や家庭・地域との役割分担による連携体制を構築します。

家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細やかな学習支援が子どもの社会的自立に繋がることも踏まえ、ライフステージを通した子どもへの支援の充実をめざします。

そして、子どもの貧困が世代間連鎖を生まないよう、いま暮らしている子どもとその家庭の「経済力」に加え、「養育力」「生活力」「学力」の支援・育成の視点から継続して支援を行います。その中で、子どもや家庭が地域から孤立することなく、様々な形で地域との繋がりを持ちながら「子どもが子どもらしく育つまち」として子どもや保護者の居場所づくりも含めた支援を行っていきます。

（１）情報集約と切れ目のない支援ネットワーク

①子育て家庭に関する情報集約とアセスメント機能の一元化

支援の必要な子どもや家庭の情報集約及びアセスメント機能を「子育て総合相談窓口（こども家庭センター）」に一元化し、学校をはじめとする関係機関と連携し適切な支援につなげます。

また、「子育て総合相談窓口（こども家庭センター）」においては、各部署が持つデータを集約し、「経済力」「養育力」「生活力」「学力」など子どもの貧困の視点で分析したうえで、教育・保健・福祉が一体となり業務の進行管理や検証を進めます。

②妊娠初期から子どもの自立期までの切れ目ない支援と情報連携

「子育て総合相談窓口（こども家庭センター）」には、母子保健と子育て支援の専門職員（保健師・助産師・子育てコンシェルジュ等）を配置し、要保護児童対策地域協議会と十分な連携を図りつつ、妊娠届出時の丁寧な面談、サポートプラン※の作成、プランに沿った継続的な訪問型支援等、子どもの貧困問題や児童虐待未然防止に向けた早期の対応、信頼関係の構築を目指した支援を充実します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園・学校においては、乳幼児期より困難を抱えていた

※プラットホーム：本市における「学校をプラットホームとする」という考え方は、すべての子どもが行き交う学校において困難な状況にある子どもを早期に把握し、「子育て総合相談窓口」に繋げる。多様な分野の専門職が配置される窓口において支援の方策を検討し、学校を含めた関係機関が連携して支援を提供するということを意味する。

※サポートプラン：支援が必要な本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や支援内容を定めた「支援計画」のことです。

子どもの情報を丁寧に引き継ぎ、自立期までの継続した支援を行います。子どもとその家庭に関わる課題は多岐にわたり、また複数の要因が相互に影響し合っている場合が多いため、個々の家庭の状況に応じて多様な分野の専門職からなる「すこやかサポートチーム」を結成し、個別の支援を充実させるための課題解決の方策を検討したうえで、寄り添い支援を行います。

③子どもの貧困に気づき支援につなぐ地域支援ネットワークの強化と人材育成

妊娠届出時や乳幼児健診、学校におけるスクリーニングなど、すべての子どもを把握できる様々な機会を通じて、子どもと保護者の状況を丁寧に把握し、必要な家庭を支援につなげます。

また、保健師や社会福祉士、臨床心理士等の人材の確保、子育て家庭の支援に携わるスタッフの研修やケーススタディ※など、人材育成を積極的に行うとともに、市民の理解を深めるため子どもの貧困問題に関する啓発活動を充実します。加えて、重層的支援体制整備事業との相互連携、学校や児童館、子ども食堂等の居場所との連携を深め、ヤングケアラーや引きこもりの兆候を素早く掴みます。

ヤングケアラーへの支援として、『ケアがある状態』を否定的に捉えないことを前提として、家庭の事情で子ども自身の『夢』を持つ機会が奪われることなく、子どもが子どもらしく過ごし、進学や就労に向かっていけるよう子どもの声に耳を傾け、子どもの思いを吐き出せる人や場を確保しつつ、家族を丸ごと支援する体制の整備を進めます。

さらに、ヤングケアラーの認知度向上のため、当事者や支援者を含め社会全体への周知・広報を進めます。

（２）教育・学習支援の充実

すべての子どもを対象に、学習支援員配置など基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組を進めるとともに、自然や文化に親しむ体験活動などを通じて、学びの意欲向上を図ります。家庭学習が困難な児童生徒については、学習支援員配置事業等の学習補充事業を通して、授業時間外に学習支援を行います。

また、多様な課題を抱える児童生徒を対象にきめ細やかな指導ができるよう、まなび・生活アドバイザー等の専門スタッフを活用し、支援の充実を図ります。

さらには、個別の課題に応じた教育相談、生活背景を踏まえた教育活動等を目的に、学校と関係機関が連携して家庭訪問等の寄り添い支援を行います。

（３）子どもと保護者の居場所づくり

①子育て親子の居場所づくりの充実

子育て親子の居場所となる、地域子育て支援拠点や児童館の機能充実を図り、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

※ケーススタディ：事例研究あるいは事例研究法のことをいいます。

②子どもの居場所づくりの充実

就労などにより保護者が不在の家庭の子どもが放課後安心して過ごせる「放課後児童クラブ」、遊びや地域住民との交流の場を通して子どもの成長を見守る「児童館」、子どもの学習意欲を育てるため地域人材の協力を得て取り組む「地域未来塾」、食事とともに地域のコミュニケーションの機会となる「子ども食堂」等地域独自の取組や見守り、といった子どもの居場所づくりの充実を図ります。

また、民間のフリースクール等と連携をしながら、行き渋りや不登校状態にある子どもの安心できる居場所づくりについても進めていきます。

（４）自立期における子どもや保護者の就労等の自立支援

生活困窮世帯の保護者の就労支援にあたっては、世帯の安定的な経済基盤を築くとともに、仕事と子育てが両立でき安心した生活が送れるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し個々の家庭の状況に応じた支援を行います。また、長期離職等による生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援の取組を進めます。

さらに、高等学校等との連携を強化することで、高等学校の中退を決断する以前からの、学習・生活面での支援を行うとともに、高等学校中退あるいは引きこもり状態の方などの社会的自立に向けた継続的な支援を、NPO法人等の関係機関と連携しながら行います。

また、ひとり親家庭の親の安定した就労に結びつけるため、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。

生活保護受給世帯に対しては、就労活動促進費、就労自立給付金等を活用しながら、個々の家庭の状況に応じた就労支援を行い、自立を促します。

（５）生活安定と子どもの就・修学のための経済面への支援

①生活安定のための経済面への支援

国や京都府の制度に基づいた経済支援を行うとともに、調査結果など本市における実情を踏まえたくえで事業の進行管理、支援策の検討を行います。

また、「生活としごとの相談窓口」や「子育て総合相談窓口（こども家庭センター）」などを活用し、生活困窮の状況にある子育て家庭をもれ落とさず把握し、家庭の実情に応じた経済的支援制度を活用できるよう支援します。

さらに、お金の使い方や優先順位のつけ方など、保護者の困り感にアプローチをすることで保護者自身の家計管理能力を高め、より早期の生活再生をめざします。

②就・修学のための経済面への支援

すべての子どもが適切に就学するため、必要な世帯にもれなく就学援助制度[※]やその他の就・修学等に係る経済的支援制度が活用されるよう、各小中学校で保護者に案内するなど周知を図ります。

また、公共交通機関を利用して通学している高校生等の保護者には、通学定期代の一部を、自転車を利用して通学する中学生の保護者には、自転車の年間維持管理費に相当する額を支給するなど、本市独自の制度を活用し今後も全児童生徒が経済的要因に左右されず適切に就学できるよう取組を継続します。



[※]就学援助制度：生活保護世帯と、生活保護基準の1.3倍の家庭を対象に、就学に必要な学用品、通学用品、校外活動、新入学学用品、修学旅行、通学、学校給食、医療、PTAに係る経費を支給します。平成30年度からは、新入学用品について入学前支給を実施しています。

第6章 子ども・子育て支援事業の内容

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定します。



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 提供体制と確保方策の考え方

教育（幼稚園・認定こども園※）については、令和6年度現在、定員 635 人（公立幼稚園 3 園、私立幼稚園 1 園、公立認定こども園 3 園、私立認定こども園 8 園）の提供体制があります。1号認定の子どもの数は減少が予想されるため、確保の量も多少の減少を見込んでいます。

保育（保育園・認定こども園）については、令和6年度現在、定員 2,448 人（公立保育園 3 園、公立認定こども園 3 園、私立保育園 13 園、私立認定こども園 8 園、小規模保育所 6 園）の提供体制があります。

市内には認可外保育施設が7施設（令和6年4月現在）あり、定員 116 人の提供体制があります。

量の見込みについては、今後5年間の全体的な傾向として、推計児童人口が減少傾向にあるため、全体的な量としては緩やかに減少していくものと見込まれます。

1・2号認定（3～5歳）については、ほぼ全数の児童が就園していることから、大きく増加することはないと見込んでいます。

3号認定（0～2歳）の量の見込みについても、保育ニーズの低年齢層増加傾向は見受けられるものの、出生数の減少により、緩やかに減少していく見込みです。

※新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

【1号認定】教育標準時間認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園において、教育を希望する場合、この認定になります。

【2号認定】満3歳以上・保育認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園や認定こども園において、保育を希望する場合、この認定になります。

【3号認定】満3歳未満・保育認定をいいます。

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園や認定こども園、小規模保育所等において保育を希望する場合、この認定になります。

※認定こども園：幼稚園、保育園等のうち、保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能とすべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能を持つ施設のことをいいます。

(2) 量の見込みと確保方策

■ 1号認定 (3～5歳 教育認定)

単位 (人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	438	385	358	337	323	323
② 確保方策	635	510	510	510	510	510
特定教育・保育施設	390	510	510	510	510	510
確認を受けない幼稚園	245	-	-	-	-	-
②-①	197	125	152	173	187	187

■ 2号認定 (3～5歳 保育認定)

単位 (人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,402	1,457	1,353	1,277	1,223	1,221
② 確保方策	1,504	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524
特定教育・保育施設	1,466	1,486	1,486	1,486	1,486	1,486
認可外保育施設	38	38	38	38	38	38
②-①	102	67	171	247	301	303

■ 3号認定 (0～2歳 保育認定)

単位 (人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,084	1,124	1,121	1,127	1,106	1,086
(うち0歳)	265	361	352	345	340	334
(うち1歳)	819	368	390	380	373	367
(うち2歳)		395	379	402	393	385
② 確保方策	1,051	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
特定教育・保育施設	867	867	867	867	867	867
地域型保育事業	106	153	153	153	153	153
認可外保育施設	78	78	78	78	78	78
②-①	△33	△26	△23	△29	△8	12

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■ 地域子ども・子育て支援事業内容

事業	内容
①延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に保育園の開園時間を超えて保育を行う事業
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
③子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業
④地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
⑤一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育園等で一時的に預かる事業
⑥病児保育事業	病気の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる病児保育所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが調整をして、様々な育児の手助けを行う事業
⑧利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、民生委員・児童委員、子ども政策室、子育て支援センター、児童館職員が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握等を行い、子育てを支援する事業
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
⑪妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業	妊産婦を対象に、より安心安全な妊娠と出産を支援するとともに、産後うつや新生児への虐待未然予防等を図るため、健診費用の一部を公費負担することで経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促し、必要な場合は支援につなげていく事業

事 業	内 容
⑫子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業
⑬児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
⑭親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が情報の交換等ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業
⑮妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
⑯乳児等通園支援事業	現行の幼児 教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就 労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業
⑰産後ケア事業	助産師等が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業

①延長保育事業

【提供体制、確保方策の考え方】

延長保育については、令和6年度33か所の保育園で実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	601	664	638	621	602	596
② 確保方策		664	638	621	602	596
②－①		0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和6年度現在15か所、14学区で実施しています。対象学年については、全か所で6年生までとなっています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	低学年	1,091	1,051	1,048	1,008	995	941
	高学年	507	501	494	491	478	479
	合計	1,598	1,552	1,542	1,499	1,473	1,420
② 確保方策			1,552	1,542	1,499	1,473	1,420
②－①			0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て短期支援事業については、令和5年度に66人日の利用があり、今後も多くの利用が見込まれるため、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	66	165	165	165	165	132
② 確保方策		165	165	165	165	132
②－①		0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【提供体制、確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業については、令和6年度現在、6施設で事業を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を充実していきます。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	15,518	17,160	16,988	16,865	16,545	16,298
② 確保方策		17,160	16,988	16,865	16,545	16,298
②－①		0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

【提供体制、確保方策の考え方】

幼稚園での預かり保育（保育時間終了後の預かり保育）については、令和6年度現在すべての幼稚園で実施しています。幼稚園以外（保育園等）での一時預かり（普段、保育園等を利用していない子どもを一時的に預かる）については、令和6年度現在、9園の保育園で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

■幼稚園児を対象とした一時預かり事業

単位（人日）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	10,884	10,115	9,391	8,861	8,491	8,474
② 確保方策		10,115	9,391	8,861	8,491	8,474
②－①		0	0	0	0	0

■幼稚園以外（保育園等）での一時預かり

単位（人日）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,601	1,488	1,381	1,303	1,249	1,246
② 確保方策	保育園での 一時預かり	858	775	714	678	681
	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	630	606	589	571	565
②－①		0	0	0	0	0

⑥ 病児保育事業

【提供体制、確保方策の考え方】

病児保育事業については、市内2か所で実施しています。今後も引き続き、仕事と家庭の両立ができる環境の提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人日）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	888	896	900	904	908	912
② 確保方策		896	900	904	908	912
②－①		0	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（就学児分）

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、令和6年度現在1か所で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	242	234	227	220	215	206
② 確保方策		234	227	220	215	206
②－①		0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

利用者支援事業については、子育て総合相談窓口にて基本型、特定型及びこども家庭センター型を実施するとともに、地域子育て支援拠点においても基本型を実施してきました。利用者のニーズに応じて身近な場所での相談支援、情報発信に努めています。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	4	4	5	5	8	8
② 確保方策		4	5	5	8	8
②－①		0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【提供体制、確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、令和5年度の実施率が98.8%となっています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	495	530	517	507	499	491
② 確保方策		530	517	507	499	491
②－①		0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

【提供体制、確保方策の考え方】

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とともに、今後もさらにきめ細かく利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,316	1,260	1,211	1,178	1,142	1,131
② 確保方策		1,260	1,211	1,178	1,142	1,131
②－①		0	0	0	0	0

⑪ 妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業

【提供体制、確保方策の考え方】

妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,339	1,287	1,261	1,241	1,225	1,205
妊婦健診受診者	832	777	764	754	746	736
産婦健診受診者	507	510	497	487	479	469
② 確保方策		1,287	1,261	1,241	1,225	1,205
②－①		0	0	0	0	0

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て世帯訪問支援事業については、令和6年度現在、2事業者に委託して実施しています。今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	66	64	62	60	60
② 確保方策	66	64	62	60	60
②－①	0	0	0	0	0

⑬ 児童育成支援拠点事業

【提供体制、確保方策の考え方】

児童育成支援拠点事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
事業実施前においては、家庭や学校以外の居場所の利用を促しながら、本事業の対象となる児童を支援します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	81	79	78	76	74
② 確保方策	0	79	78	76	74
②－①	▲81	0	0	0	0

⑭ 親子関係形成支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

親子関係形成支援事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
事業実施前においては、保健師等による相談及び児への関わり方の指導等により対象者への個別支援を実施します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	45	44	43	42	41
② 確保方策	0	0	43	42	41
②－①	▲45	▲44	0	0	0

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦等包括相談支援事業については、こども家庭センターにおいて提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位（回）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1,590	1,551	1,521	1,497	1,473
② 確保方策	こども家庭センター	1,590	1,551	1,521	1,497
	上記以外で業務委託	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

⑩乳児等通園支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

乳児等通園支援事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

単位(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	①量の見込み(延べ人数)	-	633	635	622	611
	②確保方策(延べ人数)	-	633	635	622	611
	②-①	-	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み(延べ人数)	-	475	476	466	457
	②確保方策(延べ人数)	-	475	476	466	457
	②-①	-	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み(延べ人数)	-	422	423	414	406
	②確保方策(延べ人数)	-	422	423	414	406
	②-①	-	0	0	0	0

⑪産後ケア事業

【提供体制、確保方策の考え方】

産後ケア事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保方策】

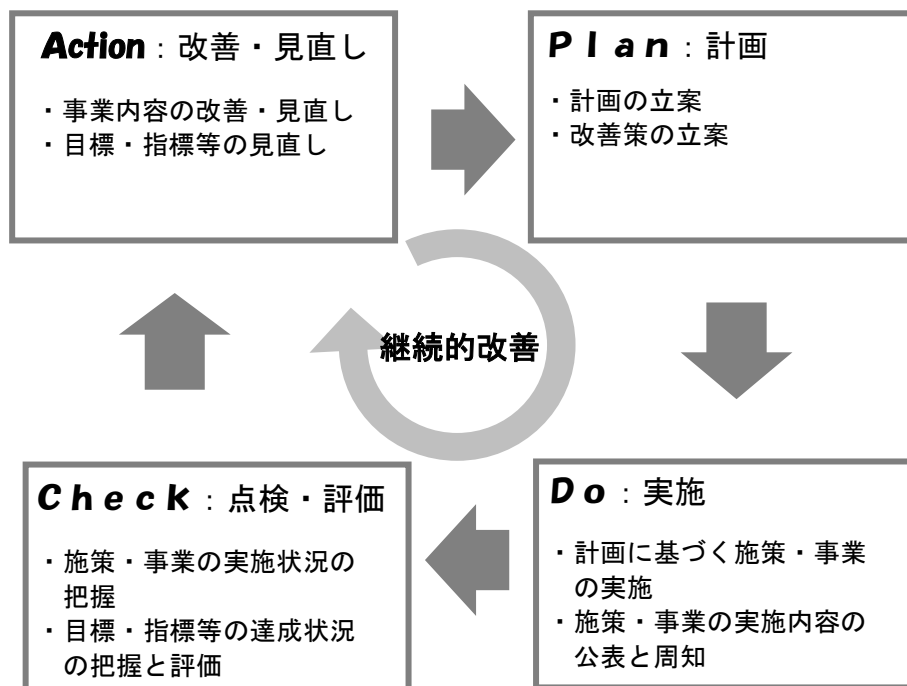
単位(人日)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	95	302	337	354	375	369
② 確保方策		197	337	354	375	369
②-①		▲105	0	0	0	0

第7章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



2 行政の推進体制

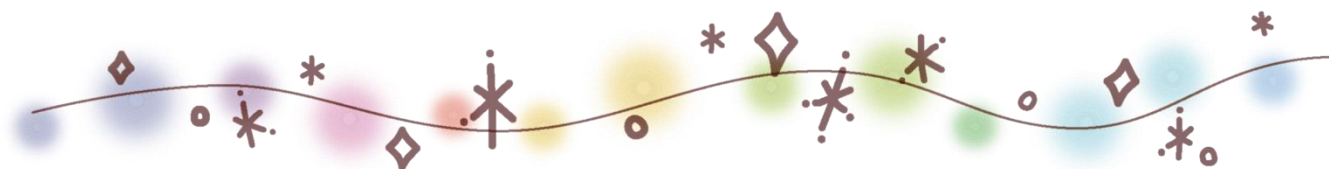
本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「福知山市子ども・子育て会議」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、基本施策の達成状況や子ども・子育て支援事業の目標等について評価を行います。また必要に応じて取組の見直しを行うとともに、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。

また、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子育て支援に関する広報啓発に努めます。

3 連携・協働体制

地域の状況や課題に応じ、子どもに関する取組を進めていくには、行政の取組に加え、「市民・事業所・行政」の協働のもと、それぞれの特徴を活かしながら、子育て、親育ちを実現していく必要があります。

本市では、子育てサークルやNPO法人、ボランティア団体をはじめとする様々な関係団体及び事業所等の理解・協力を得ながら子育て支援に取り組んでおり、今後もさらなる連携・協働体制の強化を図ります。



資 料 編

1 福知山市子ども・子育て会議条例

○福知山市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第10号

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、福知山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- （1） 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が定める事務を処理すること。

（組織）

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 事業主を代表する者
- （3） 労働者を代表する者
- （4） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （5） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （6） その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取する、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、福祉保健部子ども政策室において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（福知山市附属機関設置条例の一部改正）

2 福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（福知山市景観条例の一部改正）

4 福知山市景観条例（平成24年福知山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月28日条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第28号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 福知山市子ども・子育て会議委員等名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	足立 喜代美	NPO法人 おひさまと風の子サロン	理事長	
2	足立 淳子	福知山市男女共同参画審議会	委員	
3	足立 弥生	福知山市立夜久野こども園保護者会	会長	
4	上石 香織	福知山市PTA連絡協議会	庶務部員	
5	門野 亜純	市民公募		
6	桐村 信太郎	福知山商工会議所 中小企業相談所	所長	
7	佐藤 健	福知山地区労働者福祉協議会	会長	
8	塩見 奈保美	福知山市保育協会	委員	
9	牧 孝年	福知山市民生児童委員連盟	会長	副会長
10	松田 えりか	福知山市自立支援協議会	委員	
11	夜久 豊基	福知山市社会福祉協議会	会長	会長
12	矢田谷 安子	福知山聖マリア幼稚園	園長	

(令和7年3月現在 50音順 敬称略)

3 福知山市子ども・子育て会議開催経過

開催日程	議事内容
令和6年度 第1回 令和6年7月22日(月)	(1) 令和5年度事業について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について
令和6年度 第2回 令和6年10月11日(金)	(1) 計画策定に係る関係団体等ヒアリング調査結果について (2) 第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について (3) 認定こども園への移行について
令和6年度 第3回 令和6年12月2日(月)	第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和6年度 第4回 令和7年1月28日(火)	(1) 第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメントの結果について (2) 第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画冊子(最終版)について (3) 第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画画概要版について

4 福知山市子ども・子育て支事業援計画の策定に係る子育てニーズアンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後のニーズを把握し、本計画策定の資料とするため実施しました。

② 調査の概要

- 調査地域：福知山市全域
- 調査対象者：福知山市内在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童調査）
福知山市内在住の「小学生児童」の保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,300 人、小学生 1,000 人の合計 2,300 人を無作為抽出
- 調査期間：令和 6 年 2 月 5 日（月）～令和 6 年 2 月 19 日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送（WEB 回答可能）回収による郵送調査法
- 調査票の回収率

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,300	507	39.0%
小 学 生 児 童	1,000	367	36.7%
合 計	2,300	874	38.0%

③ グラフ等の見方

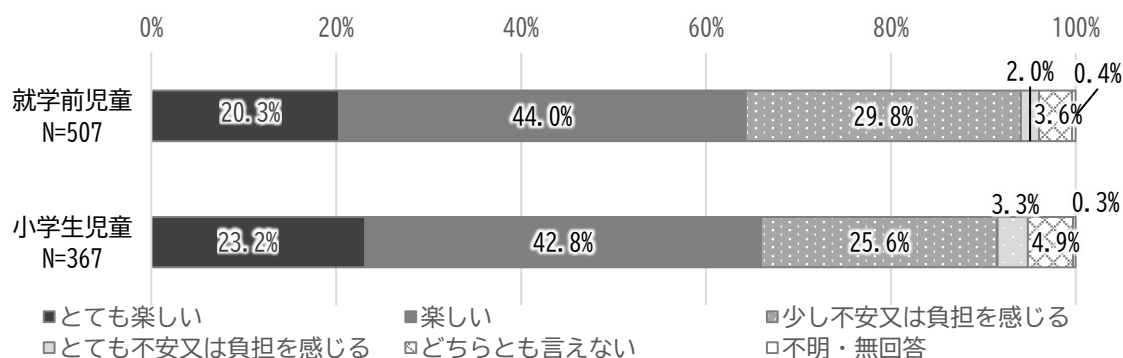
- 調査票回収の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果（抜粋）

①子育てについて感じる気持ち〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問9-3、小学生児童調査…問12〕

子育てについて感じる気持ちについて、「楽しい」（「とても楽しい」と「楽しい」の合計）が就学前児童で64.3%、小学生児童で66.0%、「不安又は負担を感じる」（「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」の合計）が就学前児童で31.8%、小学生児童で28.9%となっています。

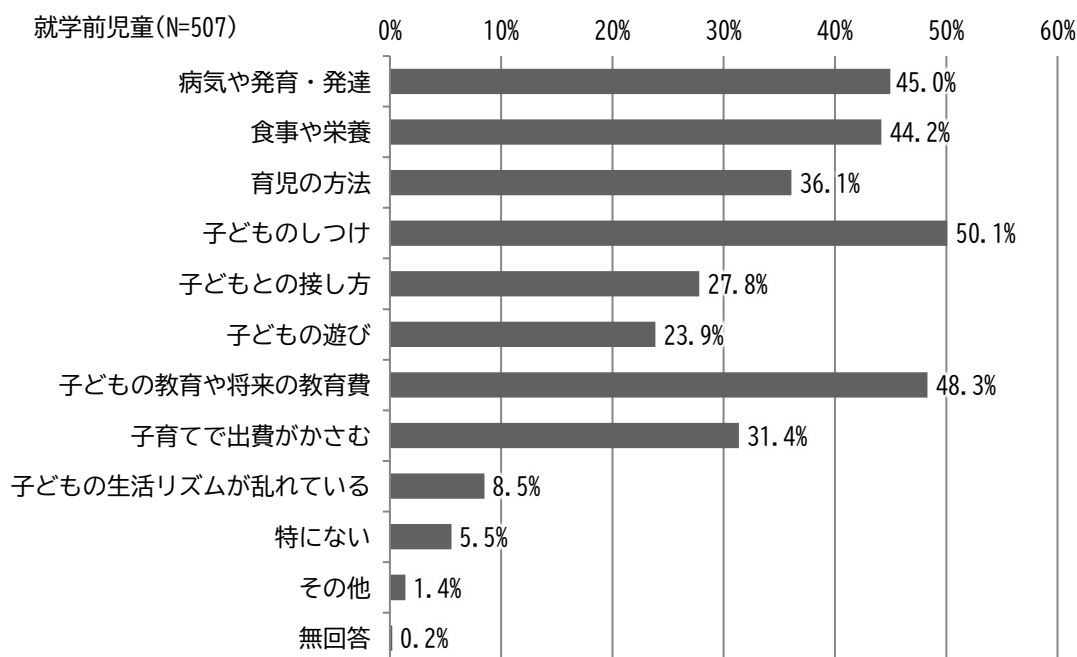


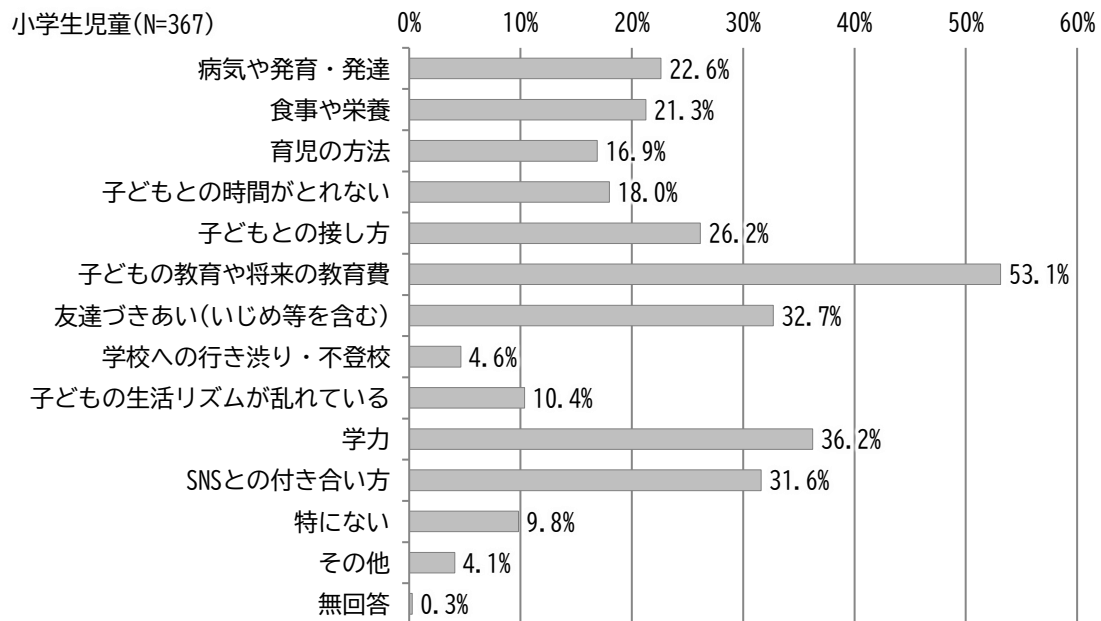
②子育てをする上での悩みや不安〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問9-4、小学生児童調査…問13〕

【子どものこと】

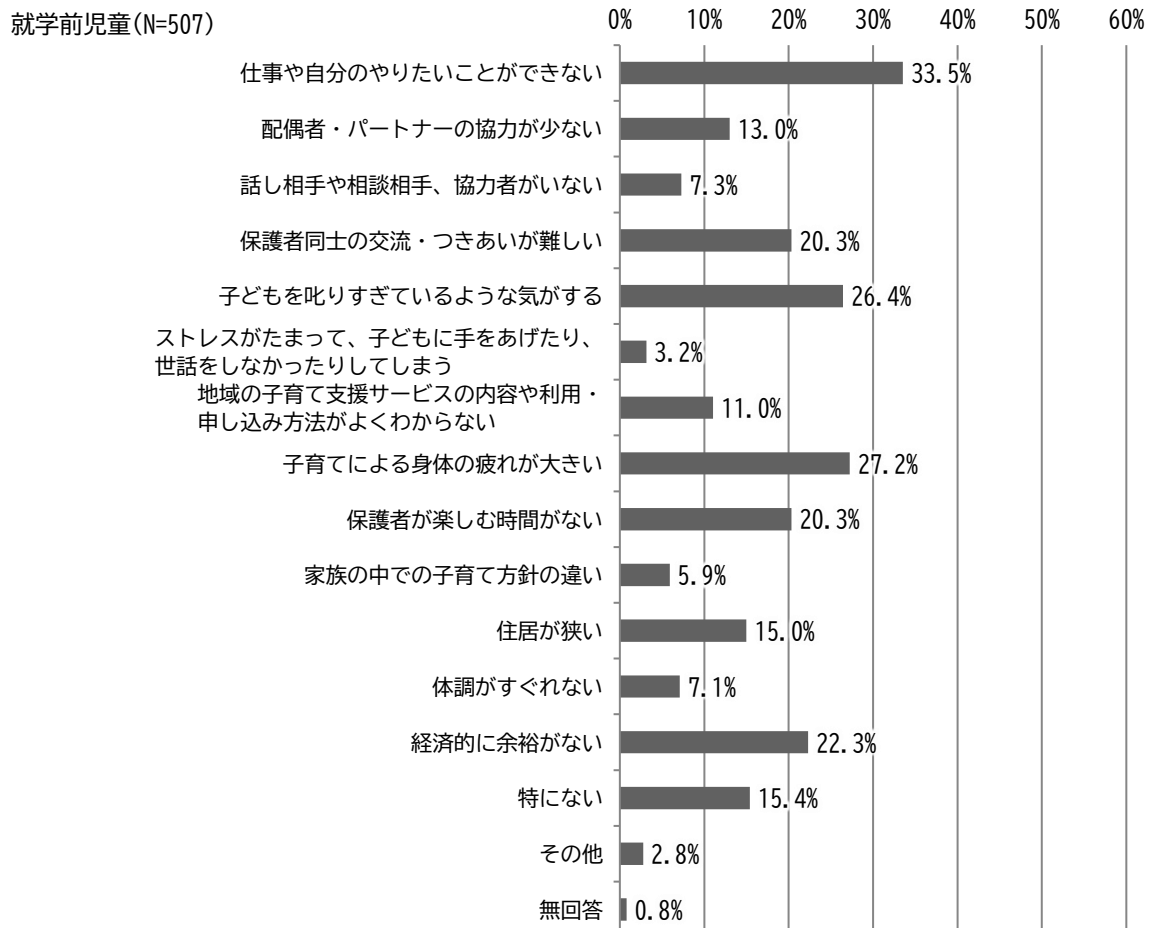
子育てをする上で、子どものことで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童では「子どものしつけ」が50.1%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が48.3%となっています。小学生児童では「子どもの教育や将来の教育費」が53.1%と最も高く、次いで「学力」が36.2%となっています。

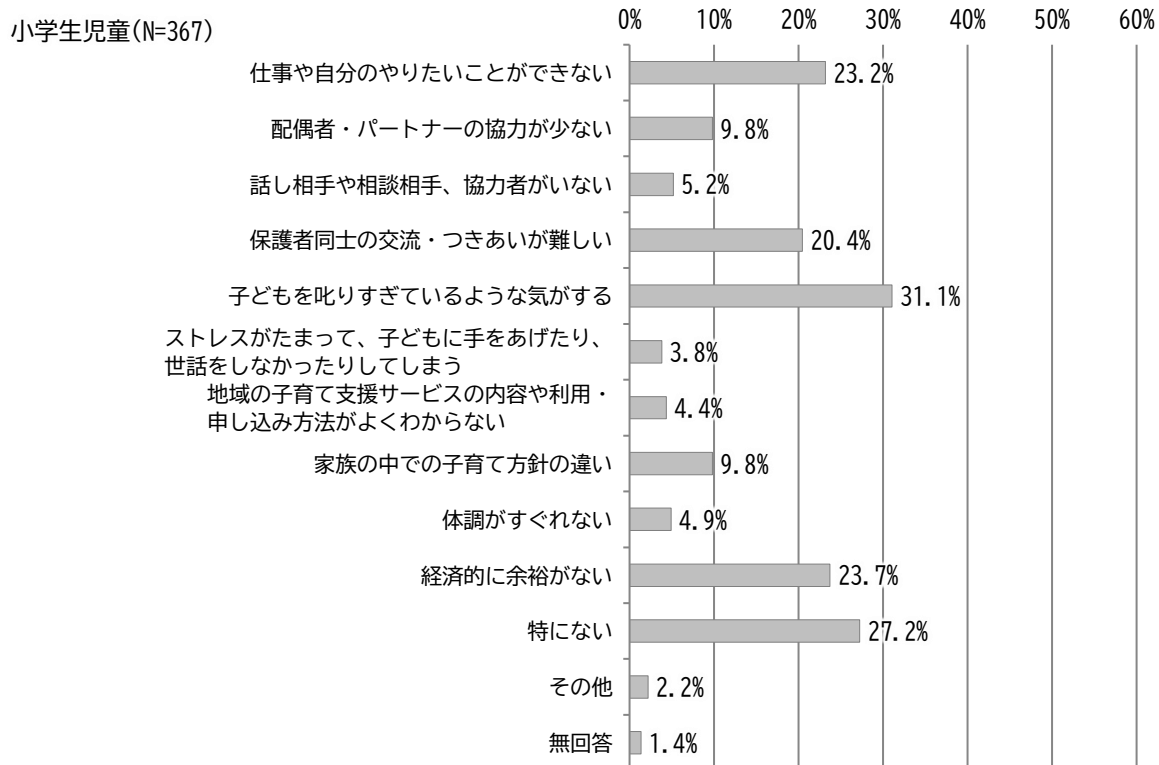




【保護者のこと】

子育てをする上で、保護者のことで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことができない」が33.5%で最も高く、次いで、「子育てによる身体の疲れが大きい」が27.2%となっています。小学生児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」が31.1%と最も高く、次いで「特になし」が27.2%となっています。

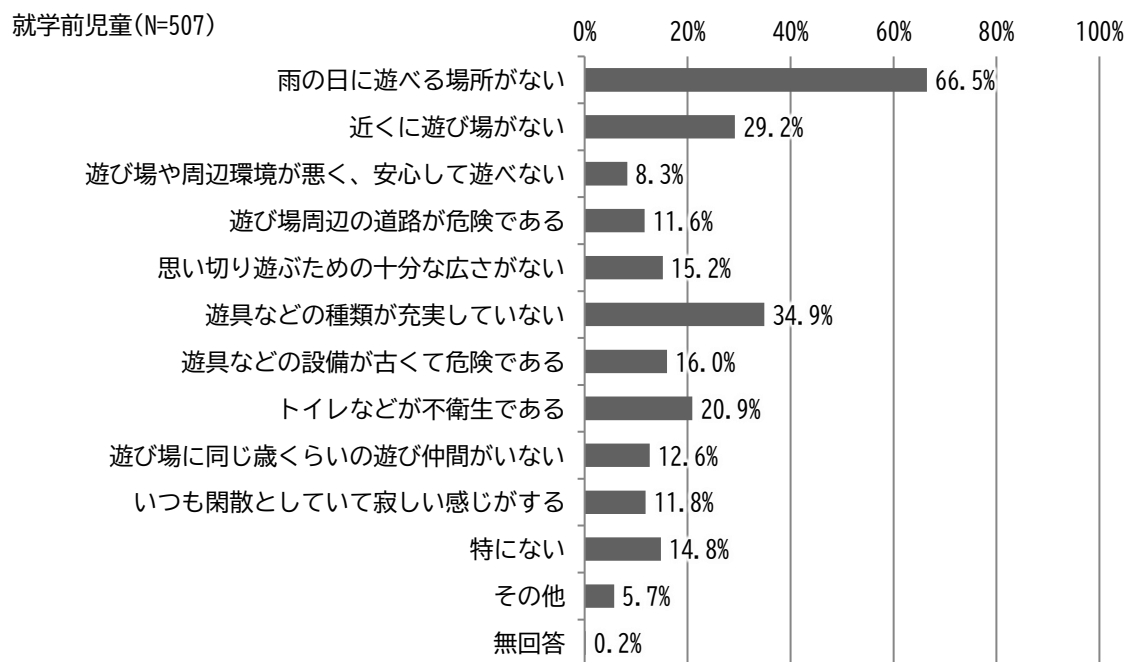




③遊び場で困ること・困ったこと〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 10－5〕

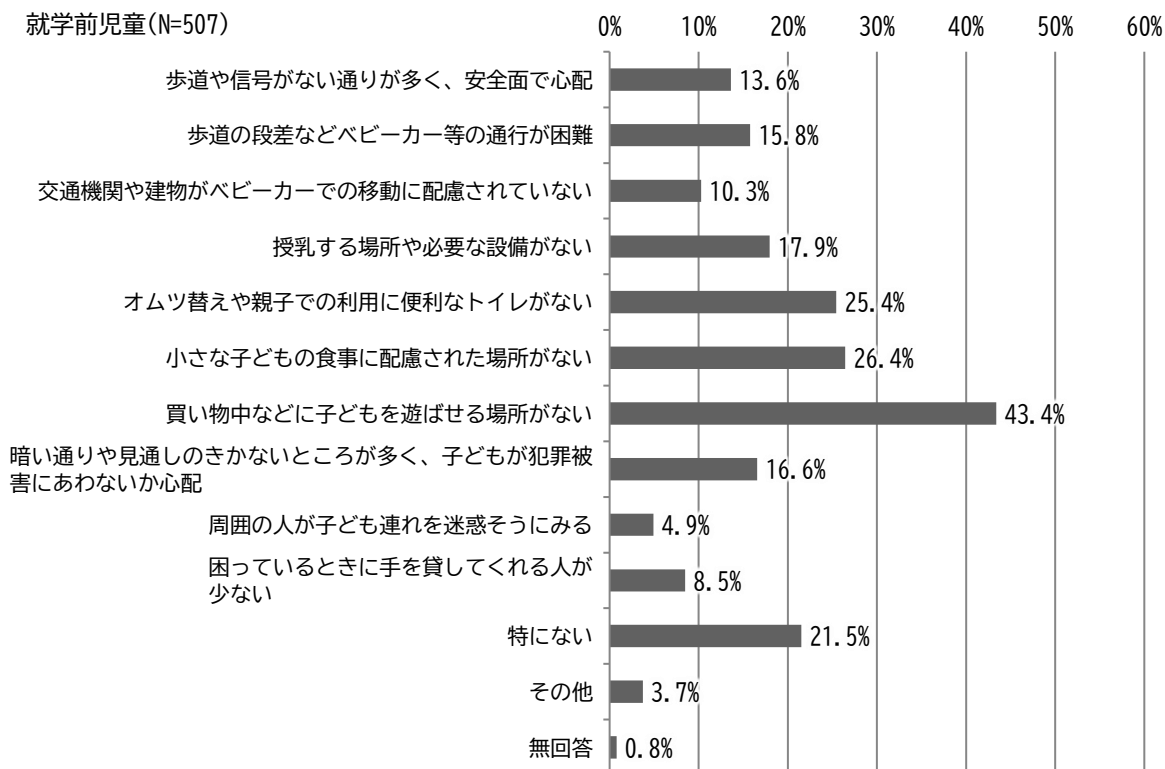
遊び場で困ること・困ったことについて、就学前児童では、「雨の日に遊べる場所がない」が 66.5%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 34.9%となっています。



④子どもと外出する際に、困ること・困ったこと〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問10－6〕

就学前児童について、子どもと外出する際に、困ること・困ったことでは、「買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」が43.4%と最も高く、次いで「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」が26.4%となっています。前回調査時と比較して、「買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」の割合が高くなっています。

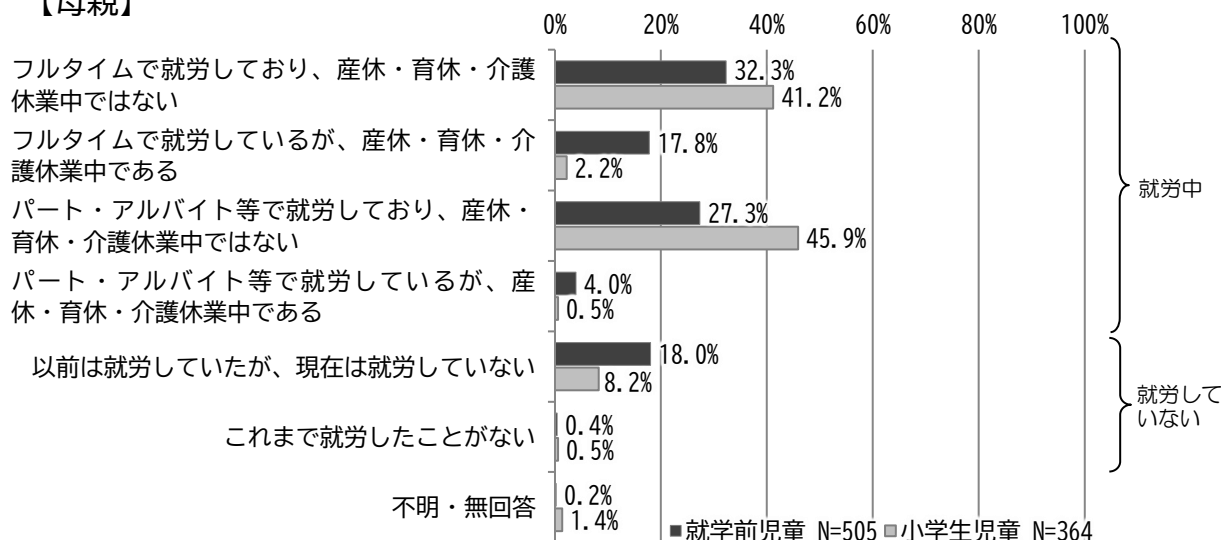


⑤保護者の就労状況〈単数回答〉

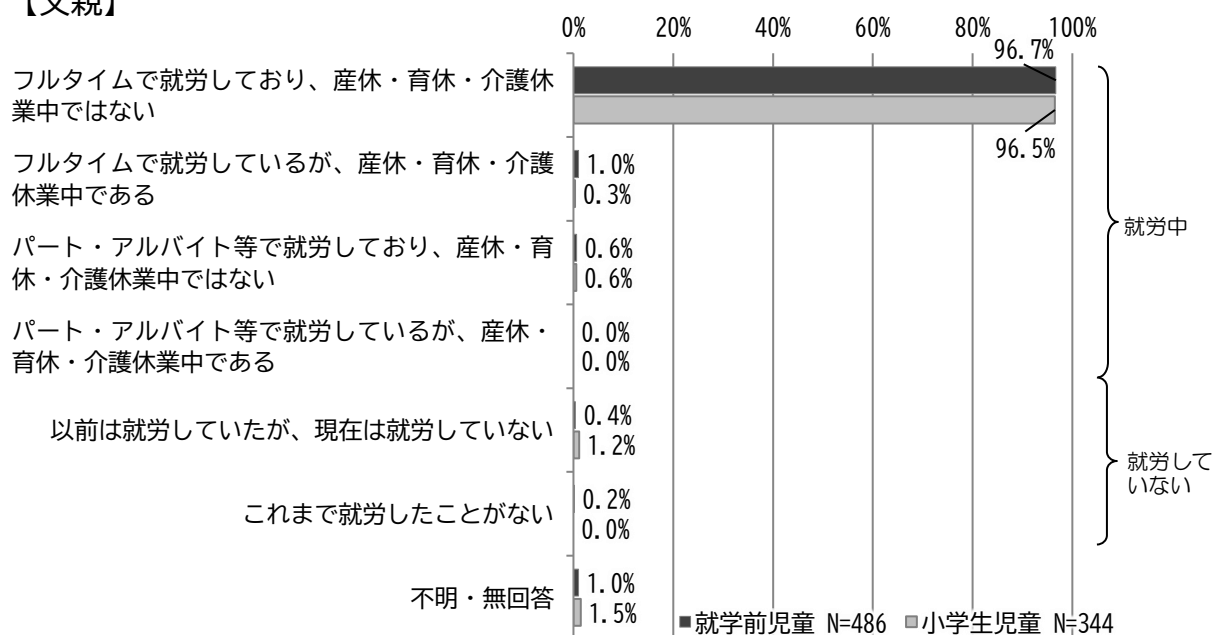
〔就学前児童調査…問 12、小学生児童調査…問 18〕

保護者の就労状況については、母親では、就学前児童で「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.3%、小学生児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.9%、それぞれ最も高くなっています。父親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で96.7%、小学生児童で96.5%と、最も高くなっています。

【母親】



【父親】



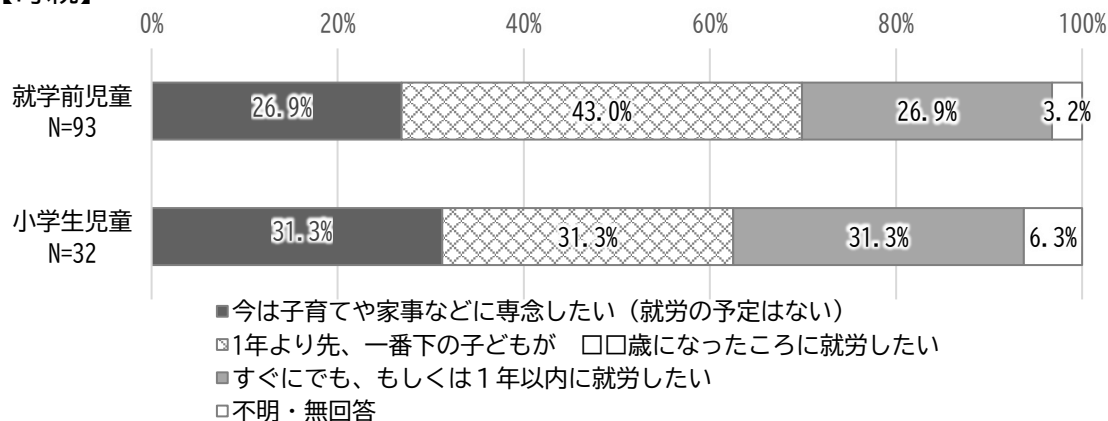
⑤で「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」または「これまで就労したことがない」を選んだ方

⑥ 現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 14、小学生児童調査…問 20〕

現在就労していない方の就労希望については、母親は、就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が43.0%、小学生児童で、「今は子育てや家事などに専念したい」「1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.3%となっています。

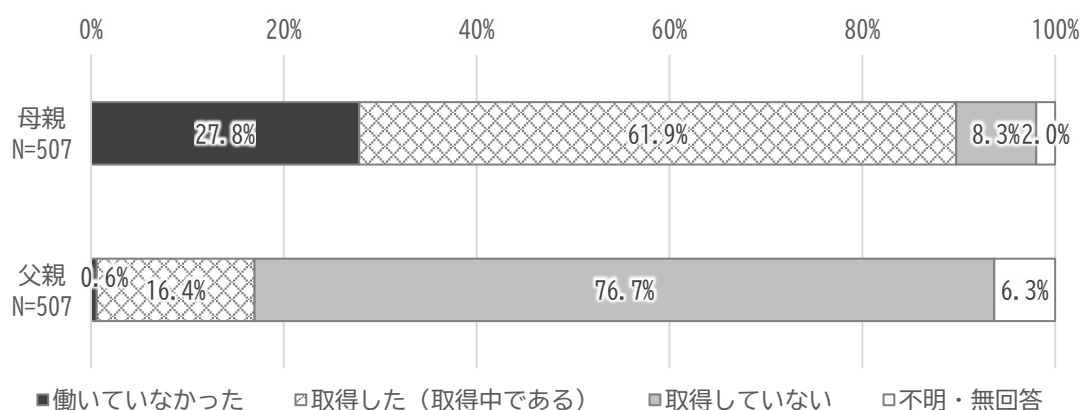
【母親】



⑦ 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 30〕

就学前児童で、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が61.9%、父親では「取得していない」が76.7%と、それぞれ最も高くなっています。前回調査時と比較して、「取得した（取得中である）」が、母親も父親も増加しています。

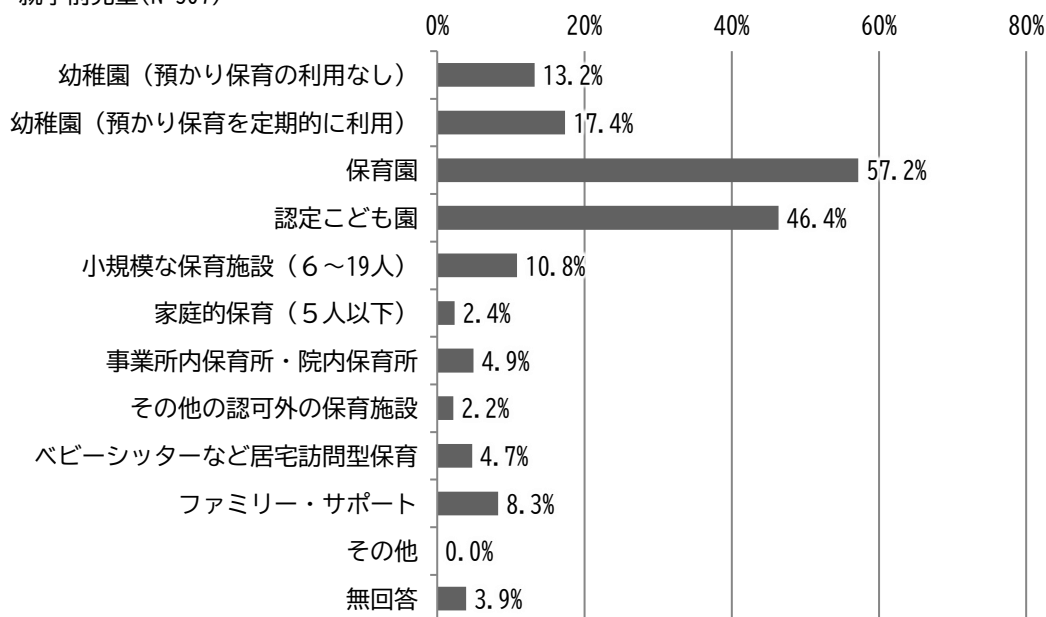


⑧ 平日の教育・保育として「定期的に」利用したいと考える幼稚園・保育園（所）・認可外保育施設等の事業について〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 16〕

就学前児童が平日に教育・保育サービスを受けられる施設等のニーズについては、「保育園（所）」が57.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が46.4%となっています。

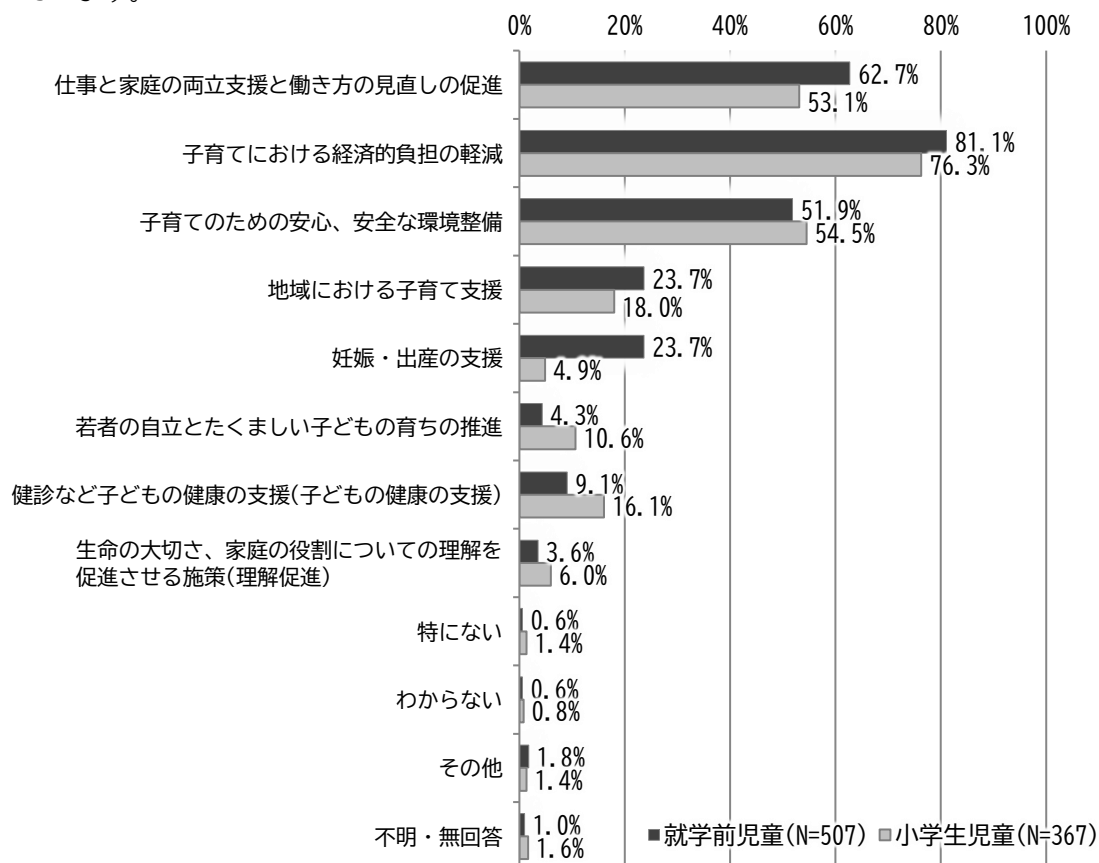
就学前児童(N=507)



⑨望ましい子育て支援施策〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問31-1、小学生児童調査…問31〕

望ましい子育て支援施策の上位3つについては、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童で81.1%、小学生児童で76.3%と最も高く、次いで就学前児童で「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が62.7%、小学生児童で「子育てのための安心、安全な環境整備」が54.5%となっています。



5 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング等概要

① 目的

ニーズアンケート調査では把握しきれない「生の声」を保護者や支援者に聞き、子育ての現状やニーズについて、きめ細やかな意見や思いを把握するために実施しました。

② ヒアリングの概要

- 実施期間：令和6年8月15日（木）から令和6年10月28日（月）
- 方法：事業実施内での聞き取りや、面談によるヒアリングまたは趣旨説明後に後日質問票を提出いただくなどの方法で実施しました。
- ヒアリング対象者：別表のとおり
(支援者：39団体・子育て中の保護者等：102人、2団体)

(別表)

■ヒアリング対象者：

	区 分	詳 細
支 援 者	民生委員・児童委員・主任児童委員	
	ファミリー・サポート・センター援助会員	
	地域サロン	石原・成仁地区 代表者
	母子寡婦福祉会	
	子育て支援に係るNPO法人	おひさまと風の子サロン、京都丹波・丹後支援ネットワーク
	学習や食、多様な学びを通じた地域支援団体等	子ども食堂実施者、関係者、放課後スクール、フリースクール
	障害者（児）福祉施設関連	市内の障害者（児）相談支援事業所・通所施設代表者、相談員
	教育関連	教育相談室相談員、地域未来塾担当者、放課後児童クラブ関係者
	保育園・幼稚園職員 市役所庁内職員	保育士・幼稚園教諭 福祉保健部・人権推進室の相談員等
子 育 て 中 の 保 護 者 等	障害者団体	親の会・ASの会
	外国籍の市民	
	すくすくひろば参加者	
	乳幼児健診・計測日來所者	妊婦・母親、父親、祖父母等
	保育園児・幼稚園保護者	

③ヒアリング調査内容

A「福知山市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたってのヒアリング調査

福知山市では、一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを目指して「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この調査は、子育て支援やサービスに関する現状と課題をより理解し、今後の施策を考え、計画に盛り込むために行うものです。

●保護者への聞き取り項目

- (1) 子育てに関する情報発信、相談体制について感じる事
- (2) 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じる事
- (3) 子どもが安全に、安心して過ごせる環境（遊び場・外出・施設など）であるか？
- (4) 仕事と子育てを両立するうえで感じる現状と課題
- (5) 今後、福知山市であったらよいと思う支援やサービスは？
- (6) その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

●支援者への聞き取り項目

- (1) 子育てに関する情報発信、相談体制について感じる事
- (2) 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じる事
- (3) 今後、福知山市であったらよいと思う支援やサービスは？
- (4) 保護者が子育てをするうえで困っていると感じる事
- (5) その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

B 子どもの生活状況などに関するヒアリング調査 ～支援者が聞く子どもの声～

【子どもの貧困 基本的な考え方】

本市においては、「経済的な貧困」や、社会的に孤立してしまう「関係性の貧困」と、子どもの成長を見守る親の養育力や生活力の課題により、権利主体である子ども自身が適切な養育・教育を受けられないことにより、子どもの自己実現が阻害され、貧困の世代間連鎖を生むことが「子どもの貧困」問題と捉えています。

(1) 子どもの生活面に関する実態

1日3回の食事・規則正しい生活リズム・清潔、あいさつやお手伝いやおかたづけなどの習慣など、基本的な生活習慣の習得状況

(2) 子どもの保護者との関わり

保護者の子どもへの接し方、子どもが話す親との関わり状況など、子どもと保護者の関わり状況

(3) 保護者の養育力の実情

しつけ、子どもの生活習慣の習得、学校などへ押し出す力、夫婦関係など、保護者の養育力に関する実情

(4) 子育て家庭の地域社会とのつながり

地域社会と繋がりにくい子育て家庭の状況と、その背景にみえるもの

(5) 子育て家庭の経済的状況

周囲からみえる経済的な状況（集金の未納、必要な物品が購入できないなど）と、その背景にみえるもの

(2) ヒアリング回答 (抜粋)

A「福知山市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたってのヒアリング調査

●保護者への聞き取り項目

① 子育てに関する情報発信、相談体制について感じること

【情報をどこから得ているか】

- ・市ホームページ、広報ふくちやま、市公式 LINE、子ども政策室 Instagram、学校アプリ 「スクリレ」、地域子育て支援拠点の配架チラシ、助産師や保健師の訪問時のチラシ
- ・地域情報誌、知人や職場の人、インターネットから

【相談はどこにしているか】

- ・夫婦、両親、子どものいる知人、職場の人
- ・市役所（来所相談、電話相談、LINE 相談）
- ・幼稚園、保育園、認定こども園の先生、地域子育て支援拠点のスタッフ

【子育てに関する情報発信、相談体制について感じること】

- ・産後の訪問の際に、「困ったことがあればいつでも連絡していい。」と言ってもらったことで、よりどころがある安心感があつた。
- ・保健師に訪問や電話で相談に乗ってもらっている。相談したら、すぐきてくれるので、相談体制には満足している。
- ・乳幼児健診の時に保健師とゆっくり話ができて相談ができた。
- ・LINE 相談を何度か利用したことがある。電話が苦手なのと、時間を問わずにやりとりできるのでありがたい。
- ・市のホームページは知っていたが、LINE や Instagram があることは知らなかった。

② 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じること

【つながりがある】

- ・子どもが多い地域に住んでいて、地藏盆や秋祭りに参加している。
- ・子育て世代が多い。公園でよく見かける親子など、声を掛け合うこともある。
- ・コロナ以降、ラジオ体操や地藏盆など少しずつ地域のイベントが戻ってきた。
- ・公民館や地域の赤ちゃんサロンに行っている。
- ・年配の方が多いので、散歩中によく声をかけてもらう。近所の方とも仲良くしている。
- ・市外出身なので、すすくひろばやりとるハピネス等の交流の場が助かっている。
- ・幼稚園や保育園、スイミング等の習い事などそこで同世代の子や保護者と交流がある。

【つながり希薄化】

- ・近所の人と挨拶はするが、それ以上のつながりはなく、頼れる近所といったものがない。
- ・上の子のときは地域の子ども会のつながりがあつたが、子どもが減ってきたので子ども会がなくなりそう。
- ・アパートに住んでいるが現在のところ交流はなく、今後不安はある。
- ・子育て世代多いが、子ども会もなく地藏盆や秋祭りなどのイベントもない。近所の公園でお母さん同士の交流がたまにある。
- ・挨拶程度で淡白な付き合いだが、だからと言って困っているわけではない。

③ 子どもが安全に、安心して過ごせる環境（遊び場・外出・施設等）であるか？

- ・児童科学館は対象年齢の分かれた遊び場があるので安心して遊ばせることができ、よく遊びに行く。三段池公園や近くの公園にも遊びに行く。
- ・近所に公園はあるが、ボール遊びが禁止されている。遊具の錆付きが気になる。
- ・支援センター、すすくひろば、りとるハピネスに行くことがある。親子で行きやすい。
- ・スタッフの関わり方や安全性に信頼を置いているし、子育て情報を得ていた。

- ・不便に感じることはない。
- ・ベビーカーで移動するとき、歩道など段差が気になった。
- ・障害をもつ子どもも行きやすい屋内施設があるとうれしい。

④ 仕事と子育てを両立するうえで感じる現状と課題

- ・今は仕事と子育てのバランスが取れている。
- ・子育て世代が多い職場で理解があり、休みも取りやすい。子どもの発熱などの対応も柔軟に対応してくれる。
- ・育休の取得はかなりしやすくなったと思う。
- ・上の子の時はファミサポをよく利用した。病児保育も利用して何とかやっている。
- ・早朝や夜遅い仕事の時は祖父母に頼らないといけない。
- ・現在は正職員だが、復帰はパートじゃないと難しいと考えている。
- ・夫婦ともに正職員。時短勤務にしてもギリギリなので、看護休暇を増やしてほしい。
- ・育休制度はあるが、無給のため、有給休暇を2週間とった。
- ・上の子はスムーズに入園できたが、同じ園に下の子が入れるか。子どもが2人になって時間配分がうまくいくか心配。
- ・子どもの急な休みを取ると嫌な顔をされる。子育てしにくいなと思う。
- ・子どもの急な体調不良の際に休みがとりにくい。両親は近くにいるが仕事をしており急には頼めない。
- ・送迎をしてもらえる児童デイサービスがあるのは嬉しい。
- ・子どもが病気の時の預け先がない。健常児でも難しいが、障害があればなおさら難しい。

⑤ 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？

【子育て施設等】

- ・雨の日や暑い日に室内で遊べる大きな施設が欲しい。
- ・土日は空いていない施設が多いので休みの日に遊べる場所が欲しい。
- ・三段池公園のような大きな公園が増えてほしい。三段池に利用が集中するので、小学生がいると、小さな子を連れて遊びに行きにくい。
- ・水遊びできる場所が欲しい。
- ・地域子育て支援拠点のイベントについて開催時間を午前と午後選べるようにしてほしい。

【保育、療育、預かり関連】

- ・保育園等は希望が集中するところは入りにくい。
- ・病児保育をもう少し早くから開けるか、かかりつけ医から病児保育に繋いでほしい。
- ・幼稚園が2歳から入れるようになってほしい。
- ・子どもを気軽に預けられるサービスがほしい。ファミサポは事前に予約がいるし電話予約なので不便。当日でも預けられたり、ネット予約できたりすると便利。
- ・障害のある子は増えてくると思うので、支援を充実させてもらえたらと思う。
- ・障害のある子は、ダンスが好きな子が多い。ダンスの指導を受けたい。

【産前・産後の支援】

- ・子育て支援について、家でもすぐに調べられるといいと思う。
- ・ネットだけで情報を得ると不安になるので、計測日みたいな機会があれば嬉しい。
- ・子どもの食事のレシピに悩んでいるので、料理教室をしてほしい。
- ・短時間でもよいので、母のリフレッシュができるような産後ケアの仕組みや制度。

【経済的支援】

- ・育休中の経済面の不安があるため、金銭的な支援があればよい。
- ・保育料が安くなったら嬉しい。
- ・高等学校進学にともない経済的な不安があるため、支援があれば有難い。

⑥ その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

- ・充実していると思う。
- ・いろいろしてくれている。相談もできるし、疑問に答えてくれる。
- ・訪問や計測日はありがたい。

●支援者への聞き取り項目

① 子育てに関する情報発信、相談体制について感じること

- ・乳幼児時期は健診もあり情報をキャッチしやすく、相談先も分かりやすいと思う。
- ・子育て総合相談窓口ができたことにより、子どもへの悩み相談や手続きなどワンストップで対応してもらえる。
- ・園では、保護者同士でのつながりも多く、毎日送迎で顔を合わせられるときに情報交換されている。また、職員と保護者も毎日出会うので、その都度、子育てについての悩みを聞いたり、相談を受けたりしている。
- ・ホームページや各種チラシにおいて、各園、施設の特色や児童館の設備、駐車場情報を具体的に掲載してほしい。
- ・児童館や支援センターが地域の拠点となっている。
- ・子育てに不安を感じたり、悩んだ時に気軽に相談できる窓口が身近にあり、周知されることが必要だと思う。どこに相談したらよいか分かりにくい。
- ・中高生や障害児に関する情報発信や相談体制が少ない。
- ・サポートを要する子どもの親は、どこに相談すればよいのか分からない。障害者相談支援はハードルが高く、育てにくさ等に関する身近な相談場所が必要だと思う。
- ・障害児の相談支援は制度自体に無理があるように感じる。充実は難しい。
- ・LINE を活用した相談サービスが周知されると良い。
- ・子どものこれからの成長について悲観的でない見通しがもてたり、親の気持ちの安定のためにも、先輩の親の話を聞く機会がほしいと思う。
- ・自分から積極的に聞かないと知らない情報が多い。

② 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じること

- ・育児、子育てサロンが、多世代交流にも繋がっている。
- ・園や学校、子ども会などの行事を通して、つながりができていくことは感じる。
- ・核家族が増えているからなのか、地域とのつながりは少ない。
- ・自治会の未加入者が一定存在する。また、集合住宅には、回覧が回らなかったり、チラシを入れられなかったりする。その方々にサービスをどう周知するかが課題である。
- ・小学校が統合したことで、つながりが難しくなった。大きな行事がなくなった。

③ 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？

- ・子どもの好きな趣味、絵、歌など気楽にできる将来の職につなげるための支援やサービス。
- ・障害のある子どもの兄弟支援。
- ・高齢者の方に協力してもらい地区公民館を開放して営む子どもの居場所。
- ・放課後や長期休み等の際に、学区関係なく子が通えて過ごすことができる居場所。
- ・母子手帳の電子化。他市では、災害時の紛失を防ぐため等の理由から電子化が導入されている。健診の通知もスマホに来るため、忘れづらく、便利だと思う。

④ 保護者が子育てをするうえで困っていると感じること

- ・車に乗れないので、保育園等や療育に通いにくい方がいる。
- ・発達障害への知識不足や情報収集をする体力や気持ちが持てなくなっている場合がある。
- ・自分の時間が持ちにくい。障害のある子どもの特性にもよるが、拘り行動や兄弟児の子育てなど

家族がキャパオーバーに陥りやすい。

- ・保護者同士で協力し合ったり、助け合ったりしている家庭もあるが、一人でがんばり、苦しくなっているように感じる家庭もある。
- ・自分の子どもと同年齢のお子さんがいるご家庭が、どのように子育てされているか、また苦勞されているか、悩んでいることを相談したいと思っている。
- ・0、1歳の子どもの母親は、孤独なのではないだろうか。
- ・困っていることがあるものの誰に、どこで、どう相談してよいかわからないのではないかとと思う。インターネットでのみ調べ偏った知識になり、悩まれている方もいるのではないかとと思う。
- ・核家族化やひとり親家庭が増え、見てもらえる頼れる存在の方がいない。

⑤ その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

- ・明日払うお金が無いなど緊急性が高い家庭がある。
- ・経済的に、共働きせざるを得ない。子どものみの在宅時間が心配。出勤前、帰宅後が特に多忙になる。
- ・仕事との両立。長期休暇や警報発令時の急な休校の際に困っている。
- ・保育は親ではなく子に必要なので、保育所利用要件の見直しを考えてほしい。
- ・どの現場も保育士確保に悩んでいると思う。保育園だけではなく、保育に携わる保育士の確保に同じように支援して欲しい。
- ・朝早くに仕事に行かなければならない親のために、朝預けられる施設があればよいと思う。
- ・ボール遊びがダメな公園があり、子どもの遊びを制限している。
- ・公園の遊具が新しくなって遊びにくる親子もいる。そういうところからつながりができると考えると、公園整備も大切。
- ・給食費の支払いが厳しいという親がある。
- ・支援が必要な子を受け入れ支援する事業所が足りていないと思う。希望があっても定員いっぱいでお断りすることが多々ある。
- ・流産、死産であっても、助産師訪問をしてほしい。
- ・福知山市子ども・子育て支援事業計画に中高生を意識した施策を盛り込んでほしい。

B 子どもの生活状況などに関するヒアリング調査

① 子どもの生活面に関する実態

【食事】

- ・夕飯よりも朝食を食べて来てない子どもの方が多い。朝食を食べて来てない子は空腹からイライラする姿が見られる。
- ・保護者の生活リズムに引っ張られ、夜型になったり、食事に偏りが見られたりすることがある。
- ・給食がない休日など、食事をスナック菓子ですませたり、食べずに過ごす子どもがいる。
- ・食事の時間に座ることが難しい場合には、スマホなどを見せることで着席させているという話も聞く。

【生活リズム】

- ・比較的、規則正しい生活が送れている。
- ・朝食抜きや夜型生活等、親の生活習慣に子どもが合わせている印象。
- ・子どもたちは園でそれぞれの成長・発達、また年齢にあわせて生活習慣を習得している。
- ・ネットやゲームが生活リズムを乱しがちで、課金が増えると、更に乱れる。
- ・衣食住と満たされているが、お風呂にあまり入らなかったり、寝る時間が遅かったりする。

【挨拶】

- ・あいさつや身の回りのことなど、保護者が自分でできるように子どもに促している姿を見なくなってきた。

【その他】

- ・コロナ禍を経て、一人で黙々と学習を進める子どもが増えてきたように感じる。
- ・親が子より早く家を出なければならぬ家庭もある。低年齢でも鍵っ子になっている。

② 子どもの保護者との関わり

- ・受容的であたたかい関わりをされる保護者がほとんどであり、子どもたちも全体的に落ち着いている。
- ・保護者の気持ちに余裕のなさを感じる。親も生活のために必死で就労している。結果余裕のない生活で子育てが後回しになりがち。
- ・保護者の方自身コミュニケーションをとることが苦手なことから子どもへの声掛けが少なかったり、YouTube 等を見せたり、子どもと一緒に遊ぶ時間が少ないような家庭もある。
- ・家庭によっては、保護者の顔色を見て行動する子どもがいる。
- ・子どもとどう向き合うのか、どうやって関わればいいのか、分からずに悩まれる姿あり。
- ・子どもの言うことを受け入れすぎて、子どもが親よりも優位に立っている様子が見られる。
- ・就労継続のために、障害のある子をきょうだいが看ているケースが増えている。

③ 保護者の養育力の実情

- ・夫婦で力を合わせて、しつけや生活習慣の習得等、子育てに励まれている。しかし、保護者がコミュニケーション等の苦手さを抱えていると、子どもにも影響が出ているように感じる。
- ・5年前と比べても母親だけでなく、父母揃って相談されることが増えてきた。
- ・実際の子育てはまだまだ母が主導。親子イベント等に夫婦揃って参加されることもあるが、日頃の子どものお迎えや親子面談等に父が来られることは少ない。
- ・子ども食堂での食事の前後に、親同士での情報交換がさかん。父親の参加も見られる。
- ・母親は1人で抱える傾向あり。特に複数の子を抱える母親は、周囲に助けを求める余裕もない。

④ 子育て家庭の地域社会とのつながり

【つながりがある】

- ・コロナ禍が明けて地域行事が復活し、行事への参加が戻っている。
- ・子ども食堂等へ参加することによって、様々な情報を得ている。
- ・保護者同士降園時に話されたり、悩みを共有したりする様子も見られる。

【つながりの希薄化】

- ・隣近所と話さなくなり関係が希薄化。必要以上のことは話さないで、信頼関係も築けない。
- ・子ども会等も減少しているうえに、自由参加になっている。
- ・コロナ禍や大人の都合で、地域の取組が希薄になっている。（例：夏休みのラジオ体操消滅）
- ・障害特性があり、人の目が気になり人の少ない時間に公園に行き遊ばせていたと話される保護者もいる。
- ・障害児育児は地域では理解されにくいと感じる。

⑤ 子育て家庭の経済的状況

- ・経済的な理由から、部活を辞めざるを得なかったり、学用品や部活で使う物品の再購入は難しい状況がある。
- ・就労しているケースでも、自身や子の体調不良があって頼れるところがないために、予定どおり就労できないことが多々ある。
- ・食費に困り、社協やフードバンクに頼る人も多い。



子どもの権利条約



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

●●子どもの権利条約が定めている権利●●

1 生きる権利

病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



第3期 福知山市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：福知山市福祉保健部子ども政策室

住所：〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地

TEL 0773-24-7011 FAX 0773-23-7011
